

日 時 令和 4 年 6 月 6 日 (月)  
18:30～20:30  
場 所 中原市民館 多目的ホール

次 第

- 1 開会
  - (1) 委嘱状伝達
  - (2) 委員紹介
  
- 2 議長・副議長の選出
  
- 3 議題
  - (1) 報告事項
    - ① 社会教育委員会議の職務及び今期会議の進め方等について 資料 1
  - (2) 協議事項
    - ① 各種委員の選出 資料 2
    - ② 「今後の市民館・図書館の管理運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」について 資料 3
  
- 4 その他
  
- 5 閉会

## 社会教育法で位置づけられた社会教育委員の役割

## 1 社会教育委員の設置について

## 社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の構成）

**第15条** 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

**第18条** 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## ※川崎市社会教育委員条例

**第1条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

**第2条** 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## ※川崎市社会教育委員会議規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選出区分）

**第1条の2** 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 市内に設置された学校の長
- （2） 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- （3） 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- （4） 学識経験者
- （5） 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

（川崎市においては）

川崎市社会教育委員の身分は、「非常勤（地方公務員）の特別職」となります。

また、川崎市社会教育委員会議は、川崎市の審議会として、個人情報に関わる事項を除き、原則として公開となります。

## 2 社会教育委員の職務について

### 社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の職務）

**第17条** 社会教育委員は、社会教育に関して教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

### （今期の社会教育委員会議の進め方について）

社会教育法第17条の趣旨を踏まえ、今期のテーマを設定し、社会教育施設の運営や今後の生涯学習施策の推進のしくみづくりについて意見を述べるとともに、その意見・提言を教育委員会議につなげることで、本市の生涯学習の推進を図る。

### テーマ【（仮）生涯学習社会の実現に向けた社会教育のしくみづくり】

- ①「市民館・図書館の管理・運営の考え方」に対する意見・提言  
指定管理者制度導入の効果や導入にあたる視点について、意見をとりまとめて、令和5年度に実施予定の指定管理者募集時の仕様書等の作成に活かす。
- ②新たな「川崎市生涯学習活動方針」の策定に対する意見・提言  
「かわさき教育プラン」に基づき、生涯学習施策の推進に向け策定してきた「生涯学習推進活動方針」の改定に向けた意見をとりまとめて、次年度の方針（案）に反映する。
- ③各市民館における「市民自主学級・市民自主企画事業」の承認及び社会教育関係団体への補助金交付に対する意見聴取
- ④社会教育委員会議での意見・提言を今後の生涯学習施策につなげるための教育委員会議との連携

（審議会等への諮問）

**第13条** 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

### （川崎市においては）

「地域女性連絡協議会」、「青少年育成連盟」、「総合文化団体連絡会」、「PTA連絡協議会」などの社会教育関係団体に補助金を出していますので、次年度の予算が固まった時点（例年2月または3月）で意見を伺っています。

### 3 「川崎市社会教育委員会議」の提言・報告等について

年次	報告書（表題）
昭和63・平成元年度	川崎市における生涯学習推進の「ための仕組みとその方法 （意見具申）」
平成2・平成3年度	川崎市社会教育委員研究活動報告書 「学習機会の拡充」「学習環境の整備」
平成4・平成5年度	川崎市社会教育委員研究活動報告書 ～生涯学習時代における社会教育とボランティア活動～
平成6・平成7年度	川崎市社会教育委員研究活動報告書 ～市民の主体的な学習の援助をめざして～
平成8・平成9年度	地域・家庭の教育力を活性化するための方策 ～社会教育の視点から～
平成10・平成11年度	社会教育施設における市民活動の支援と連携のあり方について（答申）
平成12・平成13年度	こども はつらつ おとな いきいき ～学校・家庭・地域をつなぐ川崎の教育～ ー学社融合への提言ー
平成14・平成15年度	「市民活動の成熟をめざして」 ー地域での自立と連携ー
平成16・平成17年度	地域社会の再構築 ーエリア・ルネッサンスー
平成18・平成19年度	協働の学びを求めて ー市民自主学級の事例研究からー
平成20・平成21年度	いきいきとしたシニア社会へ ー喜び・楽しさ・共感・連帯・誇りー
平成22・平成23年度	地域に広がる教育力の再発見 ー川崎における子育て世代への支援ー（提言）
平成24・平成25年度	「現代の若者と地域社会のつながり」 ー川崎の社会教育は何ができるかー
平成26・平成27年度	「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて」 ー市民館、図書館のあり方を中心にー
平成28・平成29年度	「市民が生きやすい社会を創るために」 ～多文化共生と子どもの人権～
平成30・平成31（令和元）年度	市民と行政の連携・協働を支える社会教育の役割
令和2・令和3年度	学びの継続を支える社会教育-コロナ禍を背景に-





# 令和4年度川崎市生涯学習推進活動方針

## I 基本方針

「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定められた教育プランの基本理念を受け、民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自ら考え学びを創造するとともに、高め合いながらその成果を適切に活かすことのできる、豊かで活力のある社会の実現を目指します。

## II 施策の方向性

### 1 いきいきと学び、活動するための環境をつくる

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりに繋がる学びや、学びを通じた出会いを促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

社会教育施設については、令和2年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく事業推進により市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、学校施設の有効活用などを推進し、市民の学びの場の充実を図ります。

### 2 家庭・地域の教育力を高める

各家庭における教育や、地域による子どもや若者の育ちを支える取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子どもたちの学習や体験をサポートする仕組みづくりを進めることによって、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりや、子どもたちが地域の一員として夢や希望を持って豊かに育つことができる環境づくりに取り組んでいきます。

子どもや各家庭を取り巻く厳しい社会環境を踏まえ、家庭教育の支援や地域全体で子どもの育ちを支える仕組みづくりの重要性が高まっていることから、地域の身近な場所で家庭教育について学ぶことが出来る出前講座などの取組や地域の教育力向上に向けた仕組みづくりに力を入れていきます。

また、「地域の寺子屋事業」のさらなる拡充を目指すとともに、子ども会議や地域教育会議の活動の充実に取り組み、子ども達の地域での活動や、地域の大人との関係づくりを促進します。

### 3 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、平成29年12月に運用を開始した「川崎市地域文化財顕彰制度」の仕組みも活用しながら、文化財の保護・活用を推進します。

「川崎市文化財保護活用計画」が令和5年度で計画期間満了となることから、次期計画の策定に着手します。

博物館施設「日本民家園」及び「青少年科学館（かわさき宙と緑の科学館）」の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

また、平成27年3月に市内初の国史跡に指定された橘樹官衙遺跡群<sup>たちばなかんがいせきぐん</sup>について、国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画に基づき、短期計画第1期の遺構整備、史跡整備等を推進します。

### Ⅲ 令和4年度の主な事業

( ) 内の額は前年度予算額

1	いきいきと学び、活動するための環境をつくる	2,066,471千円	(1,606,984千円)
(1)	自ら学び、活動するための支援の充実	1,035,263千円	(869,348千円)
	ア 社会教育振興事業	53,676千円	(54,651千円)
	●社会参加・共生推進学習事業の実施 識字学習活動、社会人学級、障がい者社会参加学習活動他		
	●市民自治基礎学習事業の実施 平和・人権・男女平等推進学習、青少年教室事業、成人教室事業、シニアの社会参加支援事業、家庭・地域教育学級、市民館保育活動他		
	●市民学習・市民活動活性化学習事業の実施 市民自主学級、市民自主企画事業、市民エンパワーメント研修、市民講師活用事業、寺子屋コーディネーターの養成（再掲：「地域の寺子屋」事業費に含む。）学習情報提供・学習相談事業他		
	●市民・行政協働・ネットワーク学習事業の実施 各行政区・中学校区地域教育会議推進事業（再掲：地域における教育活動の推進事業費に含む。）、課題別連携事業、学社融合推進事業、地域学習・文化団体連携推進事業		
	●現代的課題対応学習事業の実施 地域コミュニティ交流・学習事業、現代的課題学習事業他		
	●視聴覚教材の活用等学習環境整備事業の実施（3,056千円 ※総合教育センター費）		
	●大学等高等教育機関との連携促進		
	イ 図書館運営事業	981,587千円	(814,697千円)
	●多様な市民ニーズに応え、市民の課題解決に役立つために、幅広く図書館資料を収集・提供		
	●来館困難者や視覚障がい者等への支援サービス実施		
	●レファレンスの向上やインターネット、ICTの活用		
	●関係機関や学校図書館との連携促進		
(2)	生涯学習環境の整備	1,031,208千円	(737,636千円)
	ア 生涯学習施設の環境整備事業	887,126千円	(593,167千円)
	●既存施設（労働会館）の活用による川崎区の市民館整備に向けて、実施設計や管理運営計画の策定等の実施		
	●地域の活動拠点の充実に向けて、学校施設の更なる有効活用を促進 Kawasaki 教室シェアリング、みんなの校庭プロジェクト、学校施設有効活用事業他		
	●鷲沼駅前地区市街地再開発事業に伴う宮前市民館・図書館の移転・整備に向けて、設計や管理運営計画の策定作業等の実施		
	●老朽化した社会教育施設等の環境整備		
	イ 社会教育関係団体等への支援・連携事業	144,082千円	(144,469千円)
	●関係団体との協働や他都市との交流事業など、各種生涯学習機会の提供の支援		
	●シニア活動支援事業への支援		
	●市民のニーズに応じた多彩な体験講座等の実施への連携		

- 全市的な生涯学習情報の収集と効率的な提供に向けた情報提供システム構築の支援、連携

<b>2 家庭・地域の教育力を高める</b>	<b>148,822 千円 (131,999 千円)</b>
(1) 家庭教育支援の充実	2,077 千円 (2,241 千円)
ア 家庭教育支援事業	2,077 千円 (2,241 千円)
●市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供 (家庭・地域教育学級は、社会教育振興事業費)	
●PTAによる家庭教育学級開催の支援	
●地域団体や企業等との連携による家庭教育事業の実施	
(2) 地域における教育活動の推進	146,745 千円 (129,758 千円)
ア 地域の寺子屋事業	106,933 千円 (94,832 千円)
●地域の寺子屋の拡充	
●寺子屋先生、寺子屋コーディネーターの養成	
●地域の寺子屋推進フォーラムの開催	
イ 地域における教育活動の推進事業	39,812 千円 (34,926 千円)
●地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を中学校区に設置	
●川崎市子ども会議の推進と各行政区・各中学校区子ども会議との連携	
●子どもの泳力向上プロジェクト事業の推進	
●学校支援センター事業の実施	
<b>3 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める</b>	<b>936,111 千円 (1,199,175 千円)</b>
(1) 文化財の保護・活用の推進	441,635 千円 (724,623 千円)
ア 文化財保護・活用事業	78,702 千円 (64,114 千円)
●川崎市文化財保護活用計画に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進	
●指定文化財の保存修理等の実施	
●地域文化財顕彰制度の運用	
●文化財ボランティアの育成・確保	
●埋蔵文化財の発掘調査等の実施	
●(仮称)川崎市文化財保存活用地域計画の策定に向けた調査等の実施	
イ 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業	362,933 千円 (660,509 千円)
●国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画短期計画第1期等に基づく整備の実施	
●史跡指定地の公有地化の推進	
●橘樹官衙遺跡群調査整備委員会の開催	
●橘樹官衙遺跡群とその周辺における史跡めぐり等活用事業の実施	
●市民との協働による史跡等環境整備・維持管理の実施	
●橘樹官衙遺跡群の全容解明等に向けた調査・研究の推進	
(2) 博物館の魅力向上	494,476 千円 (474,552 千円)
ア 日本民家園管理運営事業	389,210 千円 (349,843 千円)
●文化財建造物・民具などの保存・整理	

調査研究及び補修（屋根補修、耐震補強等）の推進

●展示及び教育普及事業の充実

ボランティア支援等

●「(仮称) 川崎市立日本民家園運営基本方針」の策定に向けた準備・調整

イ 青少年科学館管理運営事業

105,266 千円 (124,709 千円)

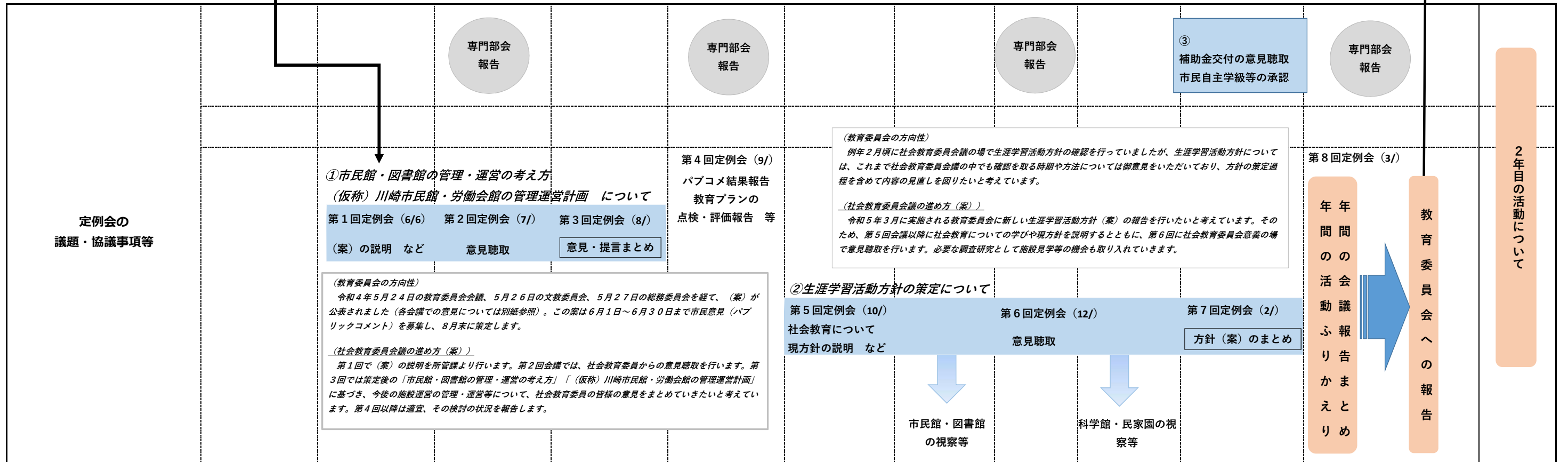
●自然・天文・科学の3分野における資料収集・展示・調査研究・教育普及活動等博物館活動の充実

●ボランティア、市民活動団体等の育成・支援と体験学習の推進

●令和5年度から概ね10年間を実施期間とする第2期川崎市青少年科学館運営基本計画の策定

社会教育委員会議スケジュール（案）

		令和4(2022)年度【1年目】											令和5 (2023)年度
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
社会教育委員会議	本会議 (定例会)		第1回 (6/6)	第2回	第3回	第4回	第5回		第6回		第7回	第8回	第9回
	専門部会 (全12部会)		第1回		第2回			第3回		第4回			
	連絡協議会等	県社教連理事会 (5/9)	県社教連総会 (6/24)	指定都市社教連 (7/8)	県社教連研修会 (8/29)		全国社教連 (10/26~28) 県社教連理事会 (10/31)	関東甲信越静 研究大会 (11/10~11) 県社教連地区研究会 (11/24)		県社教連理事会 (2/6) 県社教連地区研究会 (2/16)		次年度指定都市社教連の 議題提出 (3/上)	
教育委員会 (定例会は毎月開催)	定例会 (報告・承認) 5/24	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	
議会 (定例会(年4回)と常任委員会)	文教委員会 (報告) 5/26 総務委員会 (報告) 5/27	第3回定例会 (6/6から6/29)				第4回定例会		第5回定例会			第1回定例会		





社会教育委員会議スケジュール（案）

	令和5(2023)年度【2年目】											令和6年度
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
社会教育委員会議		第1回(6/6)	第2回	第3回	第4回	第5回		第6回		第7回	第8回	第9回
本会議 (定例会)												
専門部会 (全12部会)		第1回		第2回			第3回			第4回		
連絡協議会等	県社教連理事会 (5/上)	県社教連総会 (6/下)	指定都市社教連 (7/上)	県社教連研修会 (8/下)		全国社教連 (10/下) 県社教連理事会 (10/下)	関東甲信越静 研究大会 (11/中) 県社教連地区研究会 (11/下)			県社教連理事会 (2/上) 県社教連地区研究会 (2/中)	指定都市社教連 議題回答作成依頼(3/上)	
教育委員会 (定例会は毎月開催)												
議会 (定例会(年4回)と常任委員会)												

定例会の 議題・協議事項等			専門部会 報告		専門部会 報告		専門部会報 告		市民自主 補助金		専門部会 報告 指定都市	2年間の活動と次期について
	(案) 社会教育振興事業に関すること 家庭教育の推進に関すること 地域教育の推進に関すること 文化財の保護及び活用について 等										年間の会議報告まとめ	教育委員会への報告





## 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」について

令和4年5月24日（火）の教育委員会議での報告・承認を経て、「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」を策定・決定した。

### （1）令和4年5月24日（火）：教育委員会議に報告、承認

Q：単に市民がサービスの受け手になるのではなく、自ら地域をつくる人として活躍したり、市民館の運営や社会教育事業の企画など、参画のレベルで関わりを持っていく市民が増えることが望ましいと考えている。単に需要側としてではなく、市民館の運営であるとか、市民館と一緒にまちづくりをしていくような、人々のサポートというものも含めたサービスと考えていただければよい。

A：今後も引き続き検討していく。

Q：多様化するニーズとは。

A：「今後の市民館・図書館のあり方」策定時に市民意見聴取を行い、概要版2ページ左側図の「今後の生涯学習のイメージ」のようなニーズを想定している。

### （2）令和4年5月26日（木）：川崎市議会の常任委員会（文教委員会）において、報告

Q：民間活力導入の視点はあるが、市の責任の所在があいまいになる恐れがある。

A：詳細は、仕様書を作る上で詰めていくが、市が責任を持って行う部分は放棄せず、手段として指定管理者制度を導入する。

Q：新しい市民ニーズへの対応は否定しないが、図書館の従来からのサービス・専門性が途絶えることはないのか。

A：指定管理館に近い直営の図書館が、指定管理館をモニタリングし、民間のノウハウを活用しながら、サービスを展開していく。

Q：指定管理者制度を導入したものの頓挫している事例もある。

A：他都市の事例は研究しており、何がうまくいかなかった研究しながら進める。

Q：料金体制はどうなるのか。

A：条例改定の中で決めていくが、従来のサービスから逸脱しないよう検討する。

Q：本の選書は、指定管理者が担うのか。

A：選書も週1回全図書館で集中選定を行っており、行政が責任を担保していく。

Q：レファレンスについて、難しい案件を市で行うと人材育成ができないのでは。

A：現状、個別の館で対応が難しい場合は、中原図書館で全館分のレファレンスを担っているが、新人等の研修も行っている。指定管理者の導入後も両者に対して研修を行っていく。

Q：指定管理者を導入した後、検証はどのように行っていくのか。

A：指定管理者を導入した際には、社会状況の変化に応じて検討して行かなければならない。サービスが指定管理者導入前後でどのように変化したのか検証し、改善を図っていく。

Q：指定管理者制度の導入は様々なメリットがあると思うが、財政的な効果は。

A：従来のサービスを指定管理者に任せるのではなく、サービス向上を図っていくものなので一概には比較できない。

Q：モニタリングを行い、指定管理者の方が効果があるとなったら、指定管理館を増やすのか。

A：社会状況を加味して、検討していく。

令和4年度第2回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和4年7月27日(水)  
18:30～20:30  
場 所 生涯学習プラザ 401大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 報告事項
  - ① 専門部会報告について 【資料1】
- 3 協議事項
  - ① 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」に対する意見聴取について  
【資料2-1】  
【資料2-2】  
【資料2-3】  
【資料3】
- 4 その他
- 5 閉会



## 令和 4 年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

	専門部会	第 1 回		第 2 回		第 3 回		第 4 回	
		日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書
1	教育文化会館	6月17日	○						
2	幸市民館	6月26日	○						
3	中原市民館	8月3日	-						
4	高津市民館	6月23日	○						
5	宮前市民館	6月28日	○						
6	多摩市民館	6月17日	○						
7	麻生市民館	未定	-						
8	有馬・野川生涯学習支援施設	7月26日	-						
9	図書館	7月1日	○						
10	日本民家園	5月21日	○						
11	青少年科学館	6月17日	○						
12	青少年教育施設	未定	-						

○・・・提出済



## 専門部会審議報告書

部 会 名	第1回 川崎市社会教育委員会議 教育文化会館専門部会
開催日時	令和4年6月17日（金）13：30～15：45
場 所	教育文化会館 第4・5会議室
出席者	<p>&lt;委員&gt;山澤委員（部会長）、村社委員（副部会長）、永野委員、権守委員、石井委員、野口委員、杉山委員</p> <p>&lt;事務局&gt;宮館館長、北村分館長、小島分館長、石田課長補佐、関口課長補佐、小宮担当係長、高橋主任（記録）</p> <p>&lt;生涯学習推進課&gt;柿森担当課長、豊本担当係長</p> <p>&lt;傍聴&gt;1名</p>
欠席者	<委員>箕輪委員
議事項目	<p>(1)教育文化会館、大師分館、田島分館の社会教育振興事業について（公開）</p> <p>(2)研究テーマについての意見交換（公開）</p> <p>(3)今後のスケジュールについて（公開）</p>

### 決定・確認事項

- (1) 教育文化会館、大師分館、田島分館の社会教育振興事業について  
関口課長補佐、北村分館長、小島分館長より各事業について説明。
- (2) 研究テーマについての意見交換  
研究テーマの趣旨について宮館館長より説明。前年度、新型コロナウイルス感染症対策のため実施できなかった、1階イベントホール前のスペースを利用した「カフェ」（お茶を提供しない「居心地の良いフリースペース」）を実施する。
- (3) 今後のスケジュールについて  
第2回・・・令和4年9月27日（火）13時30分～  
事務局からの具体案をもとに話し合う。  
第3回・・・12月実施で日程を調整する。  
第4回・・・令和5年2月19日（日）13時～  
※第4回は、市民自主学級・市民自主企画事業の選考会を兼ねている。

### 主な意見

- ・教育文化会館、大師分館、田島分館の社会教育振興事業について  
  - (村社委員) 大師分館で実施したシニアのスマホ教室で参加が多かった年代と性別について伺いたい。
  - (北村分館長) 50代・60代が中心で男性が多かった。
  - (村社委員) 平日の実施の場合、参加対象年齢を60代以上からに設定した方が参加しやすいのではないか。
  - (山澤部会長) 参加対象年齢が50歳からにすると70代の方が遠慮してしまうのでは。シニアの年齢設定とそれに合った宣伝方法を検討してはどうか。
  - (村社委員) 50代では働いている人が多いと思うので、定年後の年代に設定しても良かった

のではないかとと思われる。

(永野委員) スマートフォンの操作については中学生・高校生が得意である。生徒達が役立つ場面もあるかと思うので、協力できる部分は協力したい。

(山澤部会長) 高齢者の元気で長生きをする要因の一つには若者との交流が大切であるという意見も聞く。

・研究テーマの意見交換について

(杉山委員) 専門部会のメンバーで企画して参加者を募るのであれば、実際の他のグループの活動の様子を見学するのは可能か。

(宮館館長) 令和2年2月にプレで「キョウブンカフェ実行委員会」が実施したが、実施団体は現在活動休止中である。実施に当たっては、委員だけではなく職員も一緒に行う。

(山澤部会長) 事務局から前回の様子の説明を受けて、検討すると思われる。

(宮館館長) 通常のように広報して、それを見て参加者が来る。具体的な内容は決まっていないが、講師を呼ぶのもあるかもしれないが、場所だけを提供して自由に過ごしてもらう内容もあると思う。その場所に雑誌を置いてもいいとも考える。

(山澤部会長) プレで実施した人で参加できる人がいれば来てもらえるのか。

(小宮担当係長) 参加の呼びかけは可能だが、実行委員として参加できるかわからない。

(山澤部会長) 委員が負担なくできるように実施したい。実際にやってみると臨場感が分かり色々なアイデアが出てくると思われる。イベント等を企画して講師を呼んでまで実施するものではないと考える。

(杉山委員) 広報を行い実施するので責任を感じる。時間も限られている。

(山澤部会長) 各々の会のメンバーや知り合いを誘い参加してもらえれば負担感が軽くなると思われる。次回事務局からもう少し具体例の提示があると話を進めやすい。

(権守委員) フリースペースは時間調整で利用したことがあるくらいなので、漠然としていてイメージがつかみにくい。

(野口委員) 令和2年に見学したが、お茶を飲みつつ雑談を楽しんでいた。1人で来ている人には実行委員が話しかけていた。今は、お茶出しには制約があるかと思う。

(宮館館長) お茶は出せないが、ペットボトルの持ち込みは可能である。参考までに資料中に「キョウブンカフェ」の写真があるのでご覧いただきたい。

(永野委員) 「カフェ」をやるという話だったので、コーヒーを提供するのかなと思った。皆さんもそう感じたのかもしれない。

(宮館館長) 難しく考えず、立ち寄りやすいスペースのイメージで捉えて欲しい。

(関口係長) 「カフェ」にもお茶を提供するだけではなく色々なスタイルがある。居場所を提供するだけの「カフェ」もある。こだわらずに気楽に考えてもらいたい。

(山澤部会長) お茶を出さなくても、色々なタイプの「カフェ」がある。報告書の中でも音楽を流したり、植物を置いたり色々な意見が出ているのでそれを実施しても良いのではないかと思う。次回、委員は資料を読み込みそれぞれ意見を持ち寄り、事務局からの具体案をもとに話し合いたい。



## その他

生涯学習推進課 施設整備担当課長より「今後の市民館・図書館のあり方（案）」、「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」について説明。

(村社委員) 施設利用申し込みに変更はあるか。

(柿森担当課長) 今までと同じである。

(野口委員) 今は中2階に社会教育振興系の事務室があり事務局としてイベント等の連絡先としている。指定管理になると市の職員はいなくなるのか。

(柿森担当課長) 基本は施設内の事務室には指定管理者のみである。生涯学習支援課の職員の席は区役所内になるが、必要に応じて労働会館に行くことになると思う。

(野口委員) 今の事務室のような感じになるのか。

(柿森担当課長) 詳細はこれからだが、基本指定管理者の席を置くことを考えている。ただし、生涯学習支援課職員も来ることが想定されるので設けることも必要だと考える。

(野口委員) 職員には会議等に委員として出席してもらっている。場所が変わると行き来が大変である。

(柿森担当課長) 距離は遠くなるが、頻繁に行き来をして連携できるような体制づくりをしたい。

(村社委員) 施設使用料は教育文化会館の金額になるのか。

(柿森担当課長) 教育文化会館と労働会館が一緒になるため、使用料の調整が必要である。施設使用料は条例で決められているが、他都市も参考に利用しやすい形で考えたい。その他個別に質問があれば生涯学習推進課に問い合わせさせていただきたい。併せてパブリックコメントも募集しているので、意見があればお願いしたい。



## 専門部会審議報告書

部会名	第1回 川崎市社会教育委員会議 幸市民館専門部会
開催日時	令和4年6月26日(日) 午後1時～午後3時
場 所	幸市民館第2・3会議室
出席者	<p>&lt;委員&gt;平井委員、浦山委員、松井委員、梅原委員、大塚委員、夏井委員、片岡委員、小泉委員</p> <p>(欠席:なし)</p> <p>&lt;事務局&gt;加藤幸市民館長、鈴木日吉分館長、松本社会教育振興係長、松下管理担当係長</p>
議事項目	<p>(1) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(案)について</p> <p>(2) 前回専門部会の報告書について</p> <p>(3) 管理運営について</p> <p>(4) 社会教育振興事業について</p> <p>ア 幸市民館社会教育振興事業</p> <p>イ 日吉分館社会教育振興事業</p> <p>(5) 調査・審議事項について</p>

### 決定・確認事項

- (1)～(4)の項目について  
事務局等から報告を行い、各委員から質問や意見がなされた。
- (5)調査・審議事項について  
今期審議のテーマ及び方向性の設定などについて、意見交換がなされた。

### 主な意見

- (1) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(案)について
- ・以前から専門部会では直営を基本とするように要望してきた。指定管理者制度を導入するとのことだが、チェックやモニタリングをしっかりとってもらいたい。
- (3)管理運営について
- ・インターネット環境の整備をお願いしたい。
- (4)社会教育振興事業について
- ・市民館で活動している団体の高齢化が進んでいる。若い世代との交流について考えていきたい。
- (5)調査・審議事項について
- ・幸市民館は地の利がよくない。それでも来館しようと思える企画が欲しい。
  - ・インターネットを活用した広報の充実を考えていきたい。
  - ・自主事業の制限撤廃について具体的に考えていきたい。
  - ・市民館はコミュニティづくりの場。幸区の魅力を発掘していくような取り組みが必要。

### その他

傍聴者：なし



## 専門部会審議報告書

部会名	令和4・5年度 第1回 社会教育委員会議高津市民館専門部会
開催日時	令和4年6月23日 13時30分～15時30分
場所	高津市民館 12階 大会議室
出席者	<p>●委員 迎部会長、角田副部会長 佐藤委員、志水委員、仙北谷委員、田村委員、松崎委員、渡部委員</p> <p>●事務局 坂尾館長、鈴木分館長、細谷係長、下間係長、白井職員（記録）</p> <p>●生涯学習推進課 野崎課長補佐、紺野係長</p> <p>●傍聴者 なし</p>
議事項目	<p>(1) 令和3年度高津市民館・橋分館工事執行状況について</p> <p>(2) 令和4年度高津市民館・橋分館事業計画について</p> <p>(3) 高津市民館専門部会の調査審議事項について</p>
その他	<p>(1) 今後の開催日程（案）について</p> <p>(2) 高津市民館改修工事に伴う休館について</p>

### 決定・確認事項

- (1) 令和3年度高津市民館・橋分館工事執行状況について  
下間係長より説明を行った。  
高津市民館では、13件総額103,466,780円の工事を実施。主な工事としては、舞台照明その他設備長寿命化整備や電気室空冷式パッケージエアコン補修工事があった。  
橋分館では、10件総額1,859,596円の工事を実施、主な工事としては、出入口通路段差その他補修工事があった。
- (2) 令和4年度高津市民館・橋分館事業計画について  
細谷係長より説明を行った。  
いくつかの事業枠に分かれて、各種事業を社会教育振興係の職員が市民、あるいは企画委員やボランティアと協働し、職員同士で検討しながら進めている。  
今年度から「青少年教室事業」、「成人教室事業」、「市民講師活用事業」が始まった。
- (3) 高津市民館専門部会の調査審議事項について  
坂尾館長より説明を行うとともに、運営審議会に向けた研究テーマの意見を集約した。

## 主な意見

### (1) 令和3年度高津市民館・橘分館工事執行状況について

これに関する意見はなし。

### (2) 令和4年度高津市民館・橘分館事業計画について

迎 委 員 「年代ごとの事業を地域にご提案していて流石だと思う。指定管理ではこうはいかないと思う。こういう精神を大切にほしい。

テレビを見てみると、“大激変の時代”と言われ、定年が75歳まで伸びるのではないかと言われている。すると60歳になるくらいからこれまで勤めてきた仕事をリタイヤして、別の仕事に就く人が出て、若い人を育てられない社会になっていく。教養を学ぶだけではなく、40・50代のあたりから別の学習機会を得られるリカレント教育のような講座があると良いと思う。次の自分のステップに進むために、入口だけでも学びの機会があると救われる人がいると思う。」

細谷係長「資料は高津市民館・橘分館が実施する事業だけを示しているが、社会教育振興事業の中にリカレント教育の枠もある。今年度は高津区内で特に課題と思われるものを優先したため、今後、検討していく。」

迎 委 員 「市民講師活用は良い。いろいろな組織を経験して、知識を持っている市民がいると思う。市民が自由に出入りでき、情報を提供できるのはとても良い。」

細谷係長「1日で募集定員に達した。市民に大変喜ばれ、受講者はとても熱心に取り組んでいる。受講者同士が否定せず、認め合って、協力しながらやっており、良い影響を出し合っていると報告を受けている。」

角田委員「どういった分野が取り上げられているか。」

細谷係長「高津区の地理や戦争、パッチワーク、人に伝える手法などと様々。驚いたのは40代・子育て中の男性が仕事の延長線で興味を持った農業のレクチャーしたこと。それ以外にも、たくさんの引き出しを持っていて、他の受講者の内容を見てから考えるという人もいる。」

迎 委 員 「引きこもりが多くなっている。40代・50代の男性にも多く、介護される側が介護する側になっている家庭も中にはある。そういう人が集まり、語り合える場を持てる機会がほしい。呼びかけが難しいが、あっても良いと思う。」

細谷係長「どういった形だと参加しやすいか考えていきたい。」

仙北谷委員「コロナ禍前と今を比べて、どれくらい市民が戻ってきているか。」

細谷係長「W i t hコロナと考える人とまだ出て来られない人の二極とを感じる。コロナ禍前どおりに戻ってはいないが、公共機関が一番安全で、一歩踏み出すには良い機会になるようで、“市民館がやってくれたら”という想いを持っている人もいる。」

仙北谷委員「勤務形態が変わって日本中どこでも移住する人が出ている。どんどん時代が変わっていく中で、こういう話を聞いていると、ひとつひとつ意味のあることだと思うが、あまり知られていない。丸井の出入口の案内や広報の手段を考えて

ほしい。」

細谷係長「広報は課題であり、大切なことだと考えている。最大限にアンテナを張り巡らせて、更に力を入れたいと思う。」

(3) 高津市民館専門部会の調査審議事項について

迎 委 員「平成30年・31年の外国につながる子どもの学習支援のあり方について、高津市民館からボランティアの続かない、ボランティアの育成含め多文化共生をやりたいという申し出を受けて実施した。」

田村委員「具体的な内容が良い。外国人市民の子どもの学習は良かった。母国語と違うところで抽象的な概念を身につけるか、身につける困難さとか。」

坂尾館長「前回、地域づくりはどうしたら良いのかという話の流れで、学校と地域の連携なら寺子屋、では、市民館と地域ではどんな連携があるだろうというところから、市民館のMANABUについてご意見をいただいた経過がある。多文化共生の話が出たが、現在それぞれが考えている課題から取り組みの内容を決めていく形はどうか。今回は、これまでの取り組みの情報提供をしたので、これを基に考え、次回、意見を持ち寄っていただきたい。」

角田委員「細谷係長から説明していただいた市民館の事業というのは、必要とされている分野や年齢層などが含まれている。そういうところからいろいろな世代の繋がりがいろいろな境遇の人が集えるものが出てくると良い。この中にいろいろなテーマがあると思う。」

細谷係長「基本的に社会教育振興事業としては、芽が出るところまで育てて、そこから結びつけるというもので、最初からこの事業だけここまで持っていくというのではなく、それぞれの事業で芽を育てながら、結びつけていくというもの。」

仙北谷委員「1つではなく、2つ、3つ提案していただきたい。その中から掘り下げてはどうか。」

MANABUは今年も実施するのか。」

細谷係長「実施する。」

迎 委 員「高津区にも学校がたくさんあり、中原区に近い学校と多摩区に近い学校もあるが、高津区の学校に通っている。高津愛をどう繋ぐか。すごく小さなことだが、ある人から小さい頃に自分の作品がアートガーデンに展示されたことが嬉しくて、今も覚えていると聞いて、そういう経験をさせてあげたい。よく川崎市をテーマにした作文や絵画のコンクールをやっているが、高津にもこんなところがあるとわかるような交流を出来ると良いと思う。」

高津区の学校は何校あるか。」

渡部委員「小学校が15校、中学校が5校、中央支援学校が1校。」

迎 委 員「イベントの場所としてもやってみる価値はある。今の子どもたちが大人になったときのステータスになる。」

案があれば坂尾館長まで。」

## その他

### (1) 今後の開催日程（案）について

第2回専門部会：令和4年10月14日（金）午後1時30分～3時00分

第3回専門部会：令和4年12月9日（金）午後1時30分～3時00分

第4回専門部会：令和5年2月18日（土）、19日（日）、25日（土）、26日（日）

いずれかの日程 午後1時30分～3時00分

→第2回は決定。第3・4回目については、第2回開催時に再調整。

### (2) 高津市民館改修工事に伴う休館について

令和5年1月から2月の間、館内の空調工事に伴い全面休館となる。貸館はないが、受付・電話等のサービスは継続する予定。

半導体の製造の状況によっては工事時期が遅れていく可能性がある。



## 専門部会審議報告書

部会名	令和4年度第1回 川崎市社会教育委員会議宮前市民館専門部会
開催日時	令和4年6月28日(火) 10時から12時まで
場所	宮前市民館4階第4会議室
出席者	<p>〈委員〉川西和子(部会長)、山本良子(副部会長)、山本太三雄、渡辺美代子、高久實、榑崎光雄、當間幸江</p> <p>〈事務局〉齊藤館長・岸本課長補佐・徳原係長(宮前市民館) 田添分館長(菅生分館)</p> <p>〈その他〉野崎課長補佐、紺野担当係長(教育委員会生涯学習推進課)</p>
議事項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委嘱状伝達</li> <li>2 委員・職員紹介</li> <li>3 資料確認等</li> <li>4 川崎市社会教育委員会議「宮前市民館専門部会」について</li> <li>5 正副部会長の互選について</li> <li>6 (1) 報告事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」について</li> <li>イ 宮前市民館・菅生分館の管理運営予算及び実施計画について</li> <li>ウ 宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業予算及び実施計画について</li> </ol> </li> <li>(2) 協議事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 今期の研究課題について</li> </ol> </li> <li>(3) その他 次回、第2回宮前市民館専門部会の開催日程について</li> </ol>

### 決定・確認事項

- 5 宮前市民館専門部会 正副部会長の互選について
  - ・部会長 川西和子委員、副部会長 山本良子委員に決定した。
- 6 (1) 報告事項
  - ア「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」について
    - ・野崎課長補佐、紺野担当係長より「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」について報告・説明した。
  - イ 宮前市民館・菅生分館の管理運営予算及び実施計画について
    - ・岸本課長補佐より宮前市民館・菅生分館の管理運営予算及び実施計画について報告・説明した。
  - ウ 宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業予算及び実施計画について
    - ・徳原係長より宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業予算及び実施計画について報告・説明した。
    - ・田添分館長より宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業予算及び実施計画について報告・説明した。

- 6 (2) 協議事項（今期の研究課題について）
  - ・次回会議において各委員が原案を持ち寄り協議する。
- 6 (3) その他
  - ・次回、第2回宮前市民館専門部会の開催日時 9月21日（水）午前10時～

**主な意見**

- 6 (1) 報告事項
  - ア「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」について
    - ・莫大な人数が関わっている市民館を一館すべて指定管理者へ委託することは、長期間の市民との関わりによる生涯学習の本当のシティズンシップが生まれてこない。指定管理者制度は5年に一度、指定管理者が変わる。人材育成における「継続」の担保はできるのか。
  - ウ宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業予算及び実施計画について
    - ・市民自主企画事業や市民自主学級事業はじめ、市民館だよりや菅生分館だよりやチラシをご覧いただいて、講座や活動の見学をすることで、専門部会委員として活動を注視して興味を持っていただきたい。

**その他**

なし

## 専門部会審議報告書

部 会 名	令和4年度第1回 多摩市民館専門部会
開催日時	令和4年6月17日（金） 14：00～16：00
場 所	多摩市民館第4会議室
出席者	小澤（洋）委員、小澤（章）委員、米山委員、齊藤委員、吉田委員、三品委員、高梨委員、小園委員
議事項目	(1) 令和4年度施設管理等について (2) 令和4年度多摩市民館社会教育振興事業計画について (3) 今期の進め方について～「テーマ」について～

### 決定・確認事項

- (1) 多摩市民館専門部会会長、副会長の選出  
会長 吉田 紀代子 副会長 高梨 宏子
- (2) 今年度の日程について  
・第2回 9月12日（月）午前10時～

### 主な意見

- (1) ふれあいネットが団体ではなく個人カードになって、会議室等を借りる際の競争率が上がることの懸念について。
- (2) 寺子屋は良い制度だが、遊びではなくここをきっかけとして勉強ができない子を救うことを強化してはどうか。
- (3) 寺子屋では世代間交流が出来ればいいと思う。
- (4) コロナ禍で子どもが遊びを通して学ぶ機会が無くなり遊び方が分からなくなっている。
- (5) 多摩区は市民館が1カ所で不便な地域も多く、団体での関わりでもないに行くことも少ない。出張所などの方が便利。
- (6) 他都市では校区に公民館があり身近だが、市民館は区全体と関わりが持てるのも魅力の一つではないか。
- (7) 利用度アップはターゲット絞って考えてみてはどうか。市民の地域との関わりにはグラデーションがある。

### その他

傍聴者：無



## 専門部会審議報告書

部会名	令和4年度第 第1回 図書館専門部会
開催日時	令和4年7月1日（金） 10:00～12:00
場 所	中原図書館多目的室
出席者	<p>委員：平木委員、小野委員、菅原委員、今野委員、渡部委員、吉田委員、青柳委員、千委員、渡邊委員（9名出席）</p> <p>※9名の委員出席により川崎市社会教育委員会議規則第6条第6項、過半数以上の出席により定数を満たし本会議は成立した。</p> <p>図書館：横田・川崎図書館長、丸山・幸図書館長、小島・中原図書館長、土屋・高津図書館長、舟田・宮前図書館長、澁谷・多摩図書館長、和田・麻生図書館長</p> <p>生涯学習推進課：山口担当課長、紺野担当係長</p> <p>事務局：中原図書館 能塚・庶務係長、関・利用サービス係長、浅野課長補佐・資料調査係長、植原主任 飯草課長補佐・図書館ネットワークシステム担当係長</p>
議事項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委嘱状伝達</li> <li>2 教育委員会事務局（市立図書館）あいさつ</li> <li>3 委員自己紹介並びに職員紹介</li> <li>4 川崎市社会教育委員会議図書館専門部会の職務</li> <li>5 川崎市社会教育委員会議図書館専門部会部会長、副部会長の選出</li> <li>6 協議・報告事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民館・図書館の管理運営の考え方（案）について（生涯学習推進課）</li> <li>(2) 川崎市立図書館の現状について</li> <li>(3) 「今後の図書館のあり方」について</li> <li>(4) 「第4次読書のまちかわさき子ども読書推進計画」について</li> <li>(5) 今期の図書館専門部会の進め方について</li> <li>(6) 今後の図書館専門部会の開催日程について</li> </ol> </li> </ol>

### 決定・確認事項

- ・ 部会長に青柳委員、副部会長に吉田委員を選出
- ・ 次回第2回にて、今後の協議題の検討を行う。事前にアンケートを実施する
- ・ 第2回は9月中旬頃に開催予定

## 主な意見

市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）について

- (1) 市民の理解を得るためにもう少し時間をかけるべき
- (2) どのような意見が、どのくらいの市民から出ているのか、整理していただきたい
- (3) 指定管理者制度導入について図書館に精通した職員と十分に相談してほしい

「今後の図書館のあり方」について

- (4) 利用者の需要に応じて施策を考えた方がいい。それにより重点施策も変わってくるのではないか
- (5) 現状でも指定管理に引けを取らないぐらい直営で素晴らしいイベントができているのではないか

今期の図書館専門部会の進め方について

- (6) 例えば市内の小学校の副読本を集める等、各図書館がそういうものを企画していけば、まさしく今回の図書館専門部会のテーマにぴったりではないか

## その他

傍聴者：3名

## 専門部会審議報告書

部 会 名	令和4年度 第1回社会教育委員会議日本民家園専門部会
開催日時	令和4年5月21日(土)
場 所	旧原家住宅2階
出席者	委 員 高橋部会長、大野副部会長、菅野委員、野尻委員、長谷川委員、柴田委員、入江委員、松本委員、原田委員 事務局 澁谷園長、東担当係長、真保職員
議事項目	(1)博物館の事業評価について (2)令和4年度事業評価シートについて

<b>決定・確認事項</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の事業計画について、「令和4年度川崎市日本民家園事業計画・評価シート」を基に各事業内容について概要やスケジュールを確認しながら意見を交換した。</li> </ul>
<b>主な意見</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民家園らしい景観を考えた園路整備を行ったほうがよい。</li> <li>・地下収蔵庫の燻蒸は、資料への影響を確認した上で行ってほしい。</li> <li>・インフォメーションやガイドの一言を添えると同じものでも印象が変わるし今あるものを生かせる。現在昔話講演等で実施している告知アナウンスもぜひ続けてほしい。</li> <li>・古民家の工事の見学やガイドはエンターテインメントとして興味深いためぜひ行ってほしい。</li> <li>・中学校は時間の制約があって来園が難しい学校が多いが、園がYouTubeにアップしている事前学習動画等を活用して、来園せずに勉強することもできると思う。</li> <li>・広報におけるYouTubeの活用をさらに進めてほしい。</li> <li>・ボランティアの炉端の会は、新規入会の機会がこれまで年1回だったが、随時入会を受け付けることを検討してほしい。</li> <li>・コロナ禍でボランティア活動が休止していた間は園の様子もさびしく、古民家内の清掃も行き届かない感じだった。活動再開してよかった。</li> <li>・目標数値だけで事業評価を行うのではなく、来園者アンケート結果も知らせてほしい。</li> </ul>
<b>その他</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>





## 専門部会審議報告書

部会名	令和4年度第1回 青少年科学館専門部会
開催日時	令和4年6月17日（金） 14:00～16:00
場所	青少年科学館 自然学習棟2階 学習室
出席者	<p>&lt;委員&gt;服部委員、南條委員、上野委員、高橋委員、川島委員、山岡委員、栗芝委員、真壁委員（欠席：田中委員、常喜委員）</p> <p>&lt;事務局&gt;久保館長、弘田係長、高中係長、杉浦指導主事、川上係長、本郷主任、服部主任、内藤職員、上田業務責任者（指定管理者）</p>
議事項目	<p>(1) 令和4年度予算・事業計画について</p> <p>(2) 報告事項（第2期運営基本計画、今後の開催スケジュールについてほか）</p> <p>(3) その他</p>

### 決定・確認事項

- (1) 令和4年度事業計画について
  - ・自然、天文、科学の各分野における収集保存、展示、調査研究、教育普及、ネットワーク、管理運営の各事業に係る事業計画について説明。質疑応答のうえ了承を得た。
- (2) 報告事項
  - ・第2期運営基本計画の策定、開催スケジュールの概要等を報告し、質疑応答を行った。

### 主な意見

- リュウグウ展示などタイムリーに取り上げるのは良いと思う。ほかにも、ポスターを掲示するなどして適宜、話題に対応してほしい。
- 星の見え方調査において、天候は仕方ないとしても、もっと参加してもらうためのインセンティブがあればよいのではないか。また、期間を長くするなど、検討してほしい。特別観望会では、突然の天文現象にも対応できる体制になっているとよいと思った。
- 「かわさき自然調査団」と共著で結果を報告とあるが、川崎市の専門職員（学芸員）としてどういことを実質的に担うのか分からない。例えば、紀要にも学芸員との共著の報文があるが、内容に関してどのように分担したのか明文化されていない。外部からわかるようにしてほしい。
- 職場体験について、ここ数年はコロナ禍で難しい状況。その場合来校しての講座など、来ていただければ嬉しい。小学校の科学作品展がコロナ禍で令和2年・3年に開催できなかったが、今年度は開催予定である。市長賞なども出てくると思うので、展示をおねがいしたい。また、川崎市の教職員を対象に指導力向上のため、生田緑地の観察会を12月に実施する。連携して進めたい。
- ホームページに改善すべき点が多い。年間の館業績の記録として重要なものである年報が事業計画の項目中にあり、外部からは所在が分かり難く、閲覧しにくい。また、他館のHPにあるように、学芸部門の各職員（学芸員）の欄があり、どのような仕事をしているのかわかるようにしてほしい。いかなる人が働き、それぞれどのような成果をあげているのかわかりやすくなると思う。

### その他

傍聴者：無し

(案)

令和4年 月 日

## 社会教育委員会議 審議報告

**目 的**

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」で言及されている指定管理者制度の導入効果や導入にあたっての視点について、社会教育委員会議としての意見を取りまとめ、指定管理者募集時の仕様書等の作成に活かす。

**主な審議内容**

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」に対する社会教育委員会議としての意見・提言

**経 過**

## 第1回会議（6月6日）

主な内容 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」についての教育委員会事務局からの説明及び質疑応答

## 6月下旬まで

社会教育委員からの意見聴取期間

社会教育委員会議専門部会への説明及び意見聴取

## 第2回会議（7月27日）

主な内容 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」に基づいた社会教育委員会議での意見交換

## 第3回会議（8月●日）

主な内容 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 計画（案）」に基づいた社会教育委員会議としての意見の取りまとめ

川崎市教育委員会 教育長 小田嶋 満 様

川崎市社会教育委員会議議長 中村 香

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」等への提言

川崎市教育委員会が決定した「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎市市民館・労働会館管理運営計画（案）」について、令和4・5年度社会教育委員会議として、検討致しました。

川崎市教育委員会は、令和3年3月の「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、市民館・図書館の管理運営について検討し、中間とりまとめを経て、今回の考え方（案）をまとめてこられたのであり、その検討にあたっては、政策調整会議や教育委員会会議など、必要なプロセスを経て、市としての意思決定をしたものと考えられます。

一方で、既に決定された導入の方向性を指摘する委員からの御意見・御指摘も根強く、社会教育委員会議の教育行政における位置づけに改善の余地があったことは否めません。社会教育行政の進め方への意見として受け止めて頂きたいです。また、社会教育委員会議としても会議の在り方を改善し、社会教育行政を見据えた議論をしてゆくので、社会教育に関する諸計画を立案する際には、適宜適切なタイミングで、社会教育委員会議への説明を丁寧に行うことを要望します。

さて、教育委員会から求められた、今後の市民館・図書館の管理・運営の考え方について、社会教育委員会議として、次の点を提言します。

1. 指定管理者を公募するための仕様書等の作成にあたり、公共性の担保や、地域の多様な主体と連携した取組が行われるようなしくみを検討する必要がある。
2. 指定管理者の選定にあたっては、社会教育としてよりよい事業を展開できるような選定基準を定め、市が定める民間活用事業者選定評価委員会において、公正・公平な事業者選定を行うことが重要である。
3. 指定管理者制度の導入後の評価についても、適切な評価が実施できるよう評価項目・評価内容を定めると共に、利用者の意見聴取方法や評価結果の公開方法などを検討する必要がある。
4. 川崎市教育委員会として、市、指定管理者、地域がこれまで以上に相互に連携・協働しながら社会教育を通じた地域づくりが進められるよう尽力すべきである。
5. 市職員と指定管理者職員が学び合い意見交換をできる勉強会の実施などにより、公共の社会教育施設としての機能を高めるしくみを検討する必要がある。

なお、今後の市民館・図書館の機能・役割についても、具体的な提案を委員から頂いているので、今後の市民館・図書館運営や事業展開の参考にして頂きたい。

## 社会教育委員からの御意見要旨

### 地域づくりに向けて

#### ○地域づくりに必要な機能等について

- ・ 情報提供・課題解決に向けたパートナー・コンサルティング機能が必要である。
- ・ 地域情報にたけた人材配置と「顔の見える関係性」「問題の見える透明性」を持った機能が必要である。
- ・ 地域・行政・民間企業（指定管理者）と図書館ボランティア等、さまざまな人が協力して地域づくりをしていく関係の構築が求められる。

### 今後の社会教育の事業展開について

#### ○社会教育の定着についての意見交換等の必要性について

- ・ 市民館については、「行政の企画した事業の比率」「社会教育関係団体・市民団体が企画した比率」について常に意見交換を行うことが必要である。
- ・ 「外国の方々に向けてのセミナー」や「子育て支援のセミナー」の開催時間の変更や参加人数（参加比率）の検証に工夫が必要である。
- ・ 市民館の利用率を、会議室ごとで検証していく必要がある。

#### ○今後の社会教育行政の制度設計にあたって

- ・ 川崎の社会教育の評価をする必要がある。
- ・ 指定管理者制度を導入していない都市の事例研究をする必要がある。
- ・ 補助執行における課題の検討する必要がある。
- ・ 現在あるいはこれからの地域でどんな学びが必要かの検討する必要がある。
- ・ ニーズや潜在的な課題に対応していく方針が必要である。
- ・ 「本当に必要な学び」が何かを考えて提供していくようなしくみづくりが求められる。

#### ○ニーズの把握について

- ・ ニーズの把握する手法を検討する必要がある。
- ・ ネットでみる利用者の声の把握する必要がある。

### 今後の市民館・図書館の機能・役割について

#### （両館に共通した機能・役割について）

- ・ 人や活動がつながり、地域とつながり、生涯を充実させる「場」として、ともに生きる、学ぶ「力」を養う、育む施設としての役割が求められる。
- ・ 現代の社会状況や様々な市民ニーズに対応し、将来にわたりあらゆる世代の人たちが興味を抱き魅力ある施設としての役割が求められる。
- ・ SNSにアクセスできない利用者がアクセスできるような学びのしくみづくりが求められる。
- ・ 差別・多様性等を表現する地元芸術家の訪問、講演会、展示会開催の交渉することを行う。
- ・ パンデミックや大災害を含めた郷土史の収集、記録、公開することを行う。

### (今後の市民館の機能・役割について)

- ・区内の生涯学習の全体のコーディネートをする拠点としての市民参加の事業展開が求められる。
- ・趣味的活動だけでなく、社会や川崎市の地域の課題（いじめ・平和・人権・児童虐待・ヘイトスピーチ問題、ヤングケアラーなど）を学習し、解決への推進力となる運営が求められる。
- ・市民館とこども文化センター（中学校に1か所）、まちづくり協議会、PTA、地域教育会議などとの関係づくりが重要である。
- ・市民館と大学の講義等を同一テーマで共有・連携し、一般市民への聴講することを行う。
- ・社会教育振興事業としてのデジタル・シチズンシップ教育を実施する。
- ・社会教育振興事業としてのコグトレ学習を実施する。
- ・ニーズに対応した施設提供や情報発信、余剰スペースを活用した会話・ふれあいを楽しめる場づくりを進める。
- ・休日の部活動の室内スポーツ（卓球、室内テニス等）会場としてホールを利用することにより、多様なニーズに対応した学びの支援を行う。

### (今後の図書館の機能・役割について)

- ・居場所としての館のあり方の検討が必要である。
- ・公立図書館と学校図書館との連携が求められる。
- ・子どもの居場所づくりとしてのこども文化センターとの連携が求められる。
- ・地域との関わり、居場所を求める人への使い方の周知が必要である。
- ・図書館の本を地域の店舗や医院などの絵本コーナーに貸し出す取組（選書アドバイス）を行う。
- ・図書館の選書について、多くの各部門の専門家の意見を聞いて購入・収集をする。
- ・地域住民である職員による郷土資料の収集を行う。
- ・職員が直営館に出向して「資料選定、購入、除籍、図書資料収集・保存に関する決定」業務を経験する人事交流制度が必要である。

### (新しい宮前市民館・図書館の機能・役割について)

- ・「橘樹官衛群跡」の再現CGのホワイエ放映、TQCビジョン（田園都市線電車内広報）、YouTube配信、かわさきGIGAスクール配信、パスファインダー等資料紹介などの開館記念事業の開催などを実施する。

## 人材育成について

- ・自らニーズを掘り起こしていけるような人材の育成が求められる。
- ・社会教育士の活用を図る。
- ・行政職員・指定管理者の職員等の研修体制（内容・頻度）を構築する。
- ・社会教育関係職員の力が発揮できる環境づくりを進める。
- ・図書館司書などの質を高める研修を実施する。
- ・本市OB司書による指導を行う。

- ・月1回の職員向け研修を実施する。
- ・業務の専門性を考えた業務指示としての資格の取得を進める。

### ○ICTの活用について

- ・市民館・図書館がスマートシティの実現に向けた、インターネット環境や設備の充実、コンテンツの充実を図る。

### ○アウトリーチについて

- ・アウトリーチによる具体的な事業展開を行う。

## 指定管理者制度について

### ○指定管理者制度の導入について

- ・経済的効率の視点だけでなく、市民学習を支援する市民館の役割を推進する体制づくりが必要である。
- ・特に図書館は、すべて（全館）を指定管理施設とせず、一部導入をする方がよい。
- ・懸念される課題への対応（郷土資料廃棄、選書、配架方法、職員雇用など）を図る。
- ・社会教育に関わってきた市民や地域人材との関係性の継続に配慮する。
- ・行政（教育委員会と区役所）・指定管理者・地域の意思疎通と関係性の維持を確保する。
- ・市民館・図書館の公共性担保のチェック機能については、専門的な知識が必要である。
- ・休日や夜間の事業実施、利用の少ない時間帯の活用を進める。
- ・図書館は、全館への指定管理者制度導入ではなく、一館を存続させ、市の専管事項や業務分担、業務分掌の制定を行う。
- ・指定管理者制度導入における経費の削減という表現がないことは不可解である。
- ・指定管理者制度導入にあたる職員の意見聴取を行う。
- ・事例研究をした視察先の選定基準を参考にする。

### ○指定管理者の募集について

- ・効果的な業務要求水準書を作成する。
- ・地域に根ざしたNPOや地元企業が応募できるしくみづくりを検討する。
- ・仕様書に基づき、市のマネジメントを行う。
- ・仕様書等に指定管理者との災害時の対策及びリスク分担の位置付けを検討する。
- ・行政との連携、指定管理者同士の連携、市民との協働・連携を図る。
- ・地域の学校やこども文化センター、老人いこいの家などの福祉施設との連携を図る。
- ・地域性や地域教育会議との連携事業を行う。

### ○指定管理者の選定について

- ・民間事業者選定評価委員会（指定管理者選定・評価）の委員の構成を検討する。
- ・評価項目と評価内容、評価結果の公開を検討する。
- ・選定基準の明確化を図る。

### ○導入後の評価等について

- ・評価基準・頻度・評価者の明確化を図る。
- ・利用者による評価のしくみを検討する。
- ・行政以外の第三者による評価を検討する。
- ・各種経費情報の公開をする。

### ○社会教育専門部会との関係について

- ・民間事業者選定評価委員会との役割分担を検討する。

## 今後の労働会館・川崎市民館の運営について

### ○会館の利用について

- ・利用申請の検討結果の明確化を図る。
- ・減免申請の検討結果の明確化を図る。
- ・利用料金の設定の検討結果の明確化を図る。
- ・障がい者施設等で製造した物の販売のあり方を検討する。

### ○職員配置・組織体制について

- ・新施設の役職・担当（館長・事業担当等）の位置づけを検討する。

## 社会教育委員会議について

- ・社会教育委員会議の中での、学校の利用についての話し合いが行われると良い。
- ・各専門部会同士の交流が必要である。

## その他の意見・質問について

- ・指定管理者制度の導入は、変えられない決定事項なのか知りたい。
- ・「市民館・図書館の管理・運営の考え方」については、現状の問題点、目標が必要だが、明確に理解できない。
- ・文部科学省の中央教育審議会の答申は具体的な内容でないので、検討すべき内容ではない。
- ・市の職員の配置をなぜ民間と同じような勤務体系で対応できないのか知りたい。
- ・社会教育委員会議からの報告書について、今回の案の中で触れるべきではないか。
- ・労働会館・川崎市民館の太陽光発電設備の設置状況は今後どうなるか知りたい。
- ・労働会館・川崎市民館の施設の備品（机・椅子等）の設置状況は今後どうなるか知りたい。
- ・条例改正や指定管理者募集等の公表と社会教育委員会議の関わりを知りたい。

## 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「（仮称）川崎市民館・労働会館の管理運営計画（案）」に対する社会教育委員からの意見一覧

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
1	意見書	市民館も図書館も、公共性の担保の面で、最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。とあります。そのチェック機能について、専門の方々のお知恵をいただく必要があると思いました。	森島美子	意見	公共性の担保につきましては、今後の組織体制等を検討していく中で、チェック機能についても検討してまいります。
2	意見書	人員体制の知識の継続の面でも、これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があること、そのために市と一緒に研修・勉強会を行うことで知識の習得をする必要がある。とありました。研修や勉強会の有効な持ち方、内容をよく吟味して実施する必要があると感じています。	森島美子	意見	研修や勉強会につきましては、市職員と指定管理者事業者職員が同一の質を担保でき、同じ考えを持てるよう、市職員と指定管理者事業者職員の両者が出席する研修や意見交換の場、勉強会の体制を構築してまいります。
3	第1回会議	資料の中に「スパイラルアップ」とあるが、例えば個人で本を借りるといった個人の学びをしているが、これがさらなる高みにつながっているかという点、個人の問題ではないのかと感じる。 また、市民館を利用しているが、スパイラルアップができていないのではないか、という印象を持っている。その点について、利用者に「スパイラルアップしているか」というようなヒアリングをしているのか。	金丸照光	質問	直接利用者に「スパイラルアップできているか」ということを確認するのは難しい。 これまで市民館では、講座を受けた人が学んだ知識を活かして自分で何かしたい、団体を作りたいといった動きをして、自ら講座を運営するというような流れできていた。しかし、最近はそのような流れが弱くなってきている。 もともと市民館は、学びを出発点に活動を誘発し、それが地域の支えとなるということを意識して仕掛けていく施設である。本来社会教育施設はそのような発射台であるべきという認識で、それを求める意味合いの「スパイラルアップ」ということである。
4	意見書	（はじめに）H26・27年度研究報告書を読みまわると、研究報告書の内容は、考え方で概ね賛成である。ただ一部違う意見もあり*で補足してみた。※はH26・27年度研究報告書の意見や見解や課題。 川崎市の「中間報告」は、H26・27年度研究報告書（や私の意見）と重なるところもあれば、違うところもあり、特に結論部分とか、すぐにこれで行きましようとは言えない点がある。 最終的には、H26・27年度研究報告書（や私の意見）の課題や提言が生かされて市民のために今後数十年にも耐えるものになれば（目先のことでなく）良いと思う。	下田良一	意見	報告書は、委員の皆様が視察や研究等を経て、指定管理者への課題と効果をお示しいただいたうえで、当面、指定管理者制度の導入の必要性は見当たらないと結論付けています。一方、指定管理者ならではのメリット等についても報告いただいております。その後の社会状況の変化や「今後の市民館・図書館のあり方」作成後の検討にあたり、指定管理化を一つの選択肢として検討していくにあたっては、報告いただいた課題についてケアしつつ、効果の面を享受できるような制度設計の必要があると考えています。
5	意見書	市民館とは、区内の生涯学習の全体のコーディネートする拠点であるから、市民参加の事業展開をするべきである。	下田良一	意見	市民館の事業などのさまざまな場面において、多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進していくことは大変重要であると考えております。
6	意見書	事業も趣味的活動だけでなく、社会や川崎地域の問題（いじめ・平和・人権*幼児虐待・ヘイトスピーチ問題・ヤングケアラーとか）を学習し、解決への推進力となるように運営するべき。	下田良一	意見	あらゆる世代への学びの機会の提供に向け、社会教育として必要な学習は引き続き継続するとともに、それに加え市民の関心が高いテーマの講座や入門的な文化・教養講座など、気軽に受講しやすい学級・講座等の実施も検討してまいります。
7	意見書	市民館と子ども文化センター（子文）、まちづくり、PTA,地域教育協議会などの関係づくりと社会教育関係職員の力が発揮出来る環境づくりをすべき。	下田良一	意見	市民館の事業などのさまざまな場面において、多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進していくことは大変重要であると考えております。引き続き関係作りにも努めてまいります。
8	意見書	専門部会同士の交流も必要。*これは理想だが現実的に見て、実施可能性が見えない。	下田良一	意見	専門部会で話し合った内容は社会教育委員会議事録にその議論内容を報告しておりますが、部会同士で話し合うような場は現在ございません。今後その必要性も含め、効果的な手法については検討してまいります。



番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
9	意見書	身近な地域との施設との連携＝特に子文（中学校校区にあること）に注目したい。	下田良一	意見	多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進していくことは大変重要であると考えております。こども文化センターもアウトリーチや地域の連携先として検討してまいります。
10	意見書	社会教育職員の力量形成が現状の課題で、その為に ①社会教育主事（や＊20年度からの社会教育士）を増やす ②すぐ異動させないこと。市民とのネットワークづくりに専念する職員づくり ④実践支える評価制度づくり	下田良一	意見	市民館の職員の専門性につきましては、社会教育振興を担う専門的職員として、社会教育の体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図れるよう各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身につけるための研修事業を行うなど、計画的・体系的な人材育成に努めてまいります。市職員の人事異動や評価手法については市全体で行っていることではありますが、指定管理者についての評価手法等については今後検討してまいります。
11	意見書	指定管理制度は、経済的効率の視点でなく、市民学習支援する市民館の役割推進の体制づくりで考える。※結論は最後に述べている。	下田良一	意見	市民館・図書館の地域ニーズへの対応の必要性から、その体制づくりとして指定管理者制度を活用することとしたところでございます。
12	意見書	2図書館は、人と地域がつながる場所 図書館の求める機能の多様化・求めるものの複雑化＝像の多様化 2つの典型的調査研究をしている。 ①居場所としての館のあり方＝武蔵野プレイス ・指定管理者運営＝生涯学習・市民活動・青少年活動の支援のために導入。 ・特に青少年のみの活動フロアー・カフェ＝多くの世代の集う居場所づくりに成功している。 ※課題＝蔵書が少ない・落ち着いた読書が出来にくい・青少年活動専門の指導員の継続制に難がある	下田良一	意見	ご意見とご紹介事例につきまして、参考とさせていただきます。
13	意見書	②公立図書館と学校図書館の連携＝横浜山内図書館 ・指定管理者制度では、学校図書館連携専門職員を置き、川崎を参考にしたいがこちらの方が連携上手くやっている。	下田良一	意見	学校図書館における図書の地域貸出事業につきましては、学校教育活動に支障が無い範囲で、地域における身近な読書の場として地域住民に広く開放することで、地域における読書活動の振興を図ることを目的としております。市立図書館との連携の強化につきましては、引き続き検討してまいります。
14	意見書	*課題：学校図書館を地域の図書館にして子ども居場所づくりと提言しているが 学校と言うことで制約（管理など・教員の負担増）が多く難しいと思う。むしろ「子文」を中心にした方が制約が少なく利用しやすいと思える。 *学校との連携がその後どう進んでいるのか不明。	下田良一	意見	ご意見につきまして、参考とさせていただきます。
15	意見書	*ネットで見る利用者の声＝「駅に近くて便利」（あざみの駅から3分）が圧倒的な声 「地区センターが一階にあり、返却しやすい、卓球場など運動のスペースがあり、遊びに来れる」「子どもの本・特に絵本が多いので子どもと来やすい」「子どもスペースでは靴脱ぎの絨毯スペースが良い」と好評。星は4点（5点が最高）が多い。 *こう言う図書館もありです	下田良一	意見	ご意見とご紹介事例につきまして、参考とさせていただきます。
16	意見書	*ここは、横浜市の地元書店有隣堂が管理者であり、導入に当たっては、地元の企業やNPO法人など使う方が良い。何故なら地域の特性や郷土などをよく知っているから。（知らなければ問題外）	下田良一	意見	ご意見とご紹介事例につきまして、参考とさせていただきます。
17	意見書	*1/18＝隣の政令指定都市の横浜市は、18ある市立図書館のうち 1つを取り出して指定管理者制度導入としたことは、川崎市も見習うべきである。「刺激し合う」という面がある。	下田良一	意見	ご意見とご紹介事例につきまして、参考とさせていただきます。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
18	意見書	③ 様々な人に応える難しさの中で、児童生徒の居場所づくりの可能性 ・図書館単独施設として複合施設として地域との関わり・居場所を求める人への使い方の問題等が課題である。	下田良一	意見	市民館におきましては、ニーズの多様化などから、飲食・会話が可能なスペースの設定やオープンスペースの有効活用など、さまざまな意見をいただいておりますので、「今後の市民館の運営のあり方」を踏まえながら、利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やサービスの質の向上のための取組などの検討を進めてまいりたいと考えております。 図書館におきましても、単なる本の貸出場所ではなく、地域の居場所としての機能拡充について進めてまいりたいと考えています。
19	意見書	④ 指定管理問題 懸念される問題 ・郷土資料の選択・維持＝*武雄市で貴重な郷土資料を廃棄とか ・一般図書の選書＝*武雄市で誰も読まない古い資格本の購入とか海老名市ではフライパン付き本・20年前の休刊した女性誌 ・配架方法＝*海老名市の図書館で小説と旅行本と一緒に配置されたこととか ・学校連携での企業の論理での公教育への介入＝*これは懸念であり、実例はない。 ・職員雇用が不安定＝*5年で見直しの際に企業が交代するとそういうことになる。 ※10年くらいは業務に専念（これは市民館でも同じ）	下田良一	意見	ご紹介事例につきまして、参考とさせていただきます。
20	意見書	3報告書の結論＝ 私も同意見 *コスト削減とサービス向上（で人集め）の2点が導入の理由としたら、 ※指定管理を導入しなくても川崎市は社会教育施設と行政が人材活用すれば図書館事業など諸課題に対応できる。	下田良一	意見	求められる機能やニーズの広がりを踏まえて、指定管理者制度という手法を利用することが適切という判断をし、体制を検討しています。
21	意見書	*導入することで刺激を与え合い、協力ができれば「一部導入」もありと考える。特に図書館は、全館は避けたい。	下田良一	意見	ご意見につきまして、参考とさせていただきます。
22	意見書	指定管理者制度の必要性はよくわかりましたので、何も留意点等はありません。	山本洋子	意見	引き続き社会教育委員会議の場においても説明・情報提供を行ってまいりますので、よろしくお願いたします。
23	意見書	市民館・図書館は、地域の「学び」「憩い」「癒し」の場であり、多世代が気軽に立ち寄り、人や活動がつながり、地域とつながり、生涯を充実させる「場」としての存在であり、ともに生きる、学ぶ「力」を養う、育むところであることが望まれると考えられます。	石川閣	意見	急速な少子高齢化の進行をはじめ、働き方やライフスタイルの多様化、情報化社会の進展、価値観の多様化、地域のつながりの希薄化や孤立など、複雑化した社会状況や深刻化する課題等に市民自身が主体となって対応していくため、市民館では、市民の自発的・主体的な学習や活動を支え、地域における学習や活動を通じたつながりづくりを進めていく必要があると考えております。 持続可能な社会の実現に向け、市民館では、「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていくことで、「市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる」という学びと活動の循環を推進してまいりたいと考えております。
24	意見書	「場力」があり、地域の課題解決へ向けた住民へ情報を提供し、ともに課題解決へ悩み、ともに問題解決へ考え、ともに答えを見つける、パートナーやコンサルティング機能も求められます。	石川閣	意見	市民館の事業などのさまざまな場面において、多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進していくことは大変重要であると考えております。今後も地域とともに課題解決を行うハブとしての施設として取組を進めてまいります。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
25	意見書	本を探すだけでなく、道を探すこともお手伝いできる「場」であること、本との出会い、人との出会い、町との出会いを提供する「図書館・市民館」であることが期待されます。そのため地域情報にたけた人材の配置や投資をし、「顔の見える関係性」・「問題の見える透明性」を持った機能が望まれます。	石川閣	意見	今後の図書館では、地域の身近な場所で読書サービスを提供する取組や、本との出会いを多くし、より一層図書館の利用を促進していくために、読書会や朗読会など市民参加型の読書普及イベント等を実施するとともに、市民の交流に向けた本棚の設置などの取組を進めるなど、図書館サービスの充実を進めています。市民や地域との接点を増やし、顔の見える関係性を構築しながら、地域に愛される施設づくりを行ってまいります。
26	意見書	地域の力を使ってただ図書館・市民館をよくするとかではなく、地域と行政と民間企業（指定管理者）と図書館ボランティア等、いろいろな人が協力して地域という「おみこし」を担いでよくするという関係の構築が必要であり、人が財産であると思われまます。	石川閣	意見	市民館や図書館という施設をハブにして、市民の顔の見える関係性を作り、学びを通じて地域を活性化して行きたいと考えています。市民館と図書館のそれぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていきたいと考えております。
27	意見書	社会の変革で実現する社会は、IoTで人と物がつながり、知識や情報が共有され、新たな価値を生みだすといわれます。これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、一人一人が快適で活躍できる社会の実現が待たれます。こうした背景を踏まえて、市民館・図書館がスマートシティの実現へ向けての一助、インターネット環境や設備の充実、コンテンツの充実も考えられます。	石川閣	意見	「新しい生活様式」に対応した学習機会の提供に向け、市民館事業におけるさまざまな場面においてICTの活用を図ってまいりたいと考えております。オンラインによる学級・講座等を実施するとともに、主体的な学びの活動をより一層促進するため、デジタル化した学習に役立つ教材・資料の提供などの取組を進めてまいりたいと考えております
28	意見書	現代の社会状況や様々な市民ニーズに対応し、将来にわたりあらゆる世代の人たちが興味を抱き魅力ある施設になることを望みます。	大津博之	要望	市民館・図書館は、“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる”という学びと活動の循環を推進していく役割を果たしまいりたいと考えておりますが、そのためには、ご指摘のとおり、市民館・図書館に興味関心を持っていただけるよう、魅力的でできたいような取組が必要であるとと考えております。
29	意見書	現在の各区図書館の選書について、特に専門図書が乏しく、魅力に欠けている気がします。置ける量にもよりますが、今後は各部門ごとに多くの専門家による意見を聞いた上での収集・購入が良いと思います。	大津博之	意見	図書館職員は、図書館の目的を果たすための専門的職員としての役割を担っていることから、今後も司書講習への派遣等を行うとともに、更なる資質の向上のため、より幅広い分野の知識の習得や、地域課題解決のためのスキル等を身に付けるための計画的・体系的な研修事業の再構築を進めるなど、図書館サービスの推進に向けた人材育成を推進していきます。
30	意見書	難しい話かもしれませんが、多摩区や近隣区には、大学が多く、そこには貴重かつすばらしい専門書箱がある為、学びたい希望者に対し登録制で閲覧できる日があったら良いと思います。管理上・所有権・有償無償等多々問題点はあるとは思いますが？	大津博之	質問	地域の貴重な教育資源である大学と連携した取組につきましては、ご指摘のとおり推進していく必要があると考えており、図書サービスにつきましては、市内大学と図書館の相互貸借に関する覚書や協定を締結し、大学により利用条件等は異なりますが、市民や区民に大学図書館の書籍を利用させていただいております。（閲覧のみ、市立図書館への取寄せのみなど、大学により異なります。）
31	意見書	郷土資料・川崎ならではの独自資料等、より一層の充実と、売れ筋を優先しすぎて減集・廃棄処分されないようお願いいたします。子どもの地域の郷土資料の充実も忘れずお願いしたいと思います。	大津博之	意見	資料選定・購入・除籍業務等、図書資料の収集・保存に関するご決定につきましては、指定管理者制度導入後におきましても、市が責任をもって役割を担うべきものと考えており、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集・保存してまいりたいと考えております。
32	意見書	市民館について、図書館での意見と同様、市民館の講義・大学の講義等で同一テーマを共有・連携し、一般市民の希望者に聴講できるようになったら、より一層魅力ある施設になると思います。	大津博之	意見	あらゆる世代への学びの機会の提供に向け、市民の関心が高いテーマの講座や入門的な文化・教養講座など、気軽に受講しやすい学級・講座等の実施を検討してまいります。また生涯学習の取組として大学と連携した市民向けの公開講座等を実施しているところでございます。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
33	意見書	10年以上前、渋谷代官山に世界最新情報が集まる都内最大級の「ライフスタイル提案型施設～緑の中のストリート書店～」蔦屋書店ができました。施設は人々の要望に応え、ライフスタイルに合わせた複合要素豊富な場を備えています。レストラン・カフェ・雑貨店等が併設され、書籍は洋書・専門書籍も多く、他関連内容として音楽・映画・CD・アートギャラリー・トークショー・BGM…所々に椅子・ソファがある癒される疏泄です。心身ともにリラックスしながら本を選び読める場であり、想像力が増し、インスピレーション・新しいアイデアが湧き出るような雰囲気包まれた空間になっています。大変多くの人たちから好評を得ている書店です。参考になればと思い取り上げてみました。	大津博之	意見	誰もが、気軽に立ち寄れる居心地がよい空間づくり、安全・安心な魅力ある空間づくり等の利用環境の向上を図り、多様なニーズに対応した魅力ある事業、サービスの展開による施設利用や事業参加を一層促進し、「誰もが行きやすい・参加しやすい」、「また行ってみたい・参加したい」市民館・図書館となることをめざしまいりたいと考えております。ご紹介いただきました事例につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
34	意見書	まずは、この「市民館・図書館の管理運営の考え方(案)」を読んで、私自身の理解した内容について書いてみます。 まず、大きな流れとして、現状を変更する必要があり、変更する方法について検証している内容と理解しました。 現状を変更するのですから、現状の問題点、そして目標が必要ではないかと思いますが、残念ですが、どちらも明確には理解できませんでした。 まず、市民ニーズの変化とありますが、具体的にいつ頃と比較してどのような点が変化しているのか。 また、その変化に対して、社会教育施設は、どのように在るべきなのか。 この2点が、抽象的なので、現状を変更する必要が見えてきません。 どちらも具体的に箇条書きし、優先順位を付けた上で、検討していくべきです。	高森康広	意見	現状や課題、あるべき姿などにつきましては、令和3年3月に策定いたしました「今後の市民館・図書館のあり方」でお示しており、「市民館・図書館の管理運営の考え方(案)」につきましては、その「あり方」に基づいて策定しております。
35	意見書	P3において平成30(2018)年12月の文部科学省中央教育審議会答申が書かれており、これを受けて「変えていかねばならない」との結論に達しているのであれば、この答申内容も全く具体的ではなく、またどの地域に対する指摘が強く反映されているのか定かではない為、検討すべき内容ではないと考えます。	高森康広	意見	平成30年の第3期教育振興基本計画では、2030年以降の社会を展望した教育政策として「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」が打ち出されたり、文部科学省の中央教育審議会では答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」等が出されています。市民館・図書館は社会教育施設でございますので、その管理運営の検討に際しましては、国が示した方向性に留意することは必要であると考えております。
36	意見書	逆に、平成26-27年度の川崎市社会教育委員会における研究報告においては、「市民自主企画事業への参加のあり方」について、事業の方向性や職員の関わり方といった具体的な指摘もあり、更に指定管理者制度」に関して、明確に疑問の声が上がっています。 さらにこの研究報告内では、指定管理者制度は市民館等の運営について効率化を図るという観点であると指摘されています。 本来であれば、この社会教育委員会における指摘事項について、今回提示された(案)の中で触れるべきではないでしょうか。	高森康広	意見	報告書は、委員の皆様が視察や研究等を経て、指定管理者への課題と効果をお示しいただいたものと考えています。報告書の御意見を参考にその課題をケアしたうえで効果を楽しめるよう検討を進めております。報告書では、当面指定管理者制度導入の必要性は見当たらないとされていますが、既に報告書からは7年経過しており、その後の社会状況等の変化も踏まえ検討を進めてきたものでございます。
37	意見書	3の管理・運営手法の検討に関しては、メリットとデメリットに分け比較検討が行われており、前段に比べれば具体性があり理解は出来ました。 但し、 ・市職員の負担が大きい ・土日や夜間の管理体制 ・責任者が常駐していない といった市の配置に関する記述は、民間の会社には出来るのが市の職員はなぜ出来ないのか、職員の方は身内の事なので分かるのでしょうか・企業を経営している私にはなぜできないのか分かりません。 勤務体系に幅を持たせるだけなので、民間と変わらないと思うのですが。	高森康広	意見	館職員の勤務形態は一般の事務職員と同様になっており、夜間や土日を含め年間通じて開館している施設運営にはそぐわない面もあります。市の人事制度の課題はあるかもしれませんが、市の同様の施設運営は民間の力を借りている場合がほとんどです。
38	意見書	そして、3つの運営方法の比較について、非常に重要だと感じた点は、指定管理者制度における課題「これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続…」といった部分です。 ここには、知識と経験といった記述しかありませんが、社会教育に関わってきた市民との関係性についても課題が残ります。 社会教育士などの資格取得者がいることはメリットにもなりますが、一方で地域人材との関係性について、課題はないのでしょうか。	高森康広	意見	多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進していくことは大変重要であると考えております。地域人材との関係性についても市職員と指定管理者双方で引き続き関係性を築いてまいりたいと考えています。
39	意見書	P46にも書かれていますが、市と指定管理者との意思疎通については、これまでになかった課題となります。 これは、同時に地域人材との意思疎通についても課題であり、これまでは市の職員と地域人材の意思疎通だけが課題であったのに対し、ここに指定管理者も加わりより意思疎通が難しくなることを考慮しなくてはならないと思います。	高森康広	意見	ご意見につきまして、参考とさせていただきます。地域人材との関係性についても市職員と指定管理者双方で引き続き関係性を築いてまいりたいと考えています。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
40	意見書	<p>一口に地域人材と言っても、行動力・経験・知識のある人材はそう多くはなく、社会教育に関りを持ち、熱心に活動している方とは良好な関係性を維持していくべきと考えます。</p> <p>これまで、市の職員である方々と関係性を築きただけでしたが、ここに指定管理者が入ってきます。</p> <p>関係性が良好になる事も勿論ありますが、崩れてしまった時、地域人材は一気に離れてしまうので大きなリスクとなる可能性があります。</p> <p>このリスクは、常に人材確保に頭を悩ませる我々にとっては・見過ごせるものではありません。</p>	高森康広	意見	ご意見につきまして、参考とさせていただきます。地域人材との関係性についても市職員と指定管理者双方で引き続き関係性を築いてまいりたいと考えています。
41	意見書	<p>これまで中学校区において13年、行政区において10年間地域教育会議に関わり、そして今回の様々な資料を拝見した上で、私自身の考えを塞かせて頂きます。</p> <p>まず、社会教育についてですがPTA役員を引き受け、その後上記の地域教育会議に関わるようになったのですが、社会教育という言葉を耳にするようになり、私自身が社会教育という言葉を使うようになったのは4-5年目からです。</p> <p>私の勉強不足であるのは明白なのですが、ただ周囲にいた人間も社会教育という言葉は身近ではなかったようで、会話の中で出てきたことがありません。</p> <p>PTAも地域教育会議も社会教育関係団体であるのに、運営に関わる意見交換の中で社会教育という言葉が使われていない。</p> <p>社会教育というものの定着について、意見交換を行うべきと考えています。</p>	高森康広	意見	社会教育は教育行政だけではなく、コミュニティ施策や地域づくりにおきましても必要なものと考えております。確かに一般的な用語として定着している状況にはないかもしれませんが、その定着は重要であると考えておりますので、啓発に努めてまいりたいと考えております。
42	意見書	<p>ここ数年、この社会教育委員会議で議長を務めておられる中村先生や、以前地域教育ネットワーク会議において議長をされていた田中雅文先生から、社会教育について様々なお話を聞き、私なりに理解した社会教育とは、地域自治の根幹をなすものであり、社会教育が広がり地域住民が互いに学び合う環境になれば、社会秩序は安定すると考えられる。</p> <p>なぜなら、その教育の中身は、教科学習よりも市民同士の関係を作る「互いの考えを学び合う」機会作りであると理解しているから。</p>	高森康広	意見	ご意見につきまして、参考とさせていただきます。
43	意見書	<p>恐らく、社会教育法が作られた当初は、行政による教科学習が多かったと想像できるが、国民の進学率が上がった昨今では、教科や知識の学習というよりも、地域住民同士と行政の連携にシフトしていかなければならないはずと考えています。</p> <p>特に、昨今は核家族化が進み近所付き合いも少なくなり、町会・自治会の加入数だけではなくPTAですら加入しない人が増えています。</p> <p>このような、個人が多くなると、個人的な要望は、多くの意見とすり合わせることなく直接行政や学校に向けられることとなり、当然その対応に追われることとなります。</p> <p>では、このような環境の中、社会教育施設である市民館はどのような場所であるべきなのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の企画した事業の比率</li> <li>・社会教育関係団体・市民団体が企画した比率</li> </ul> <p>こういった事について意見交換を常に行う必要があると考えます。</p>	高森康広	意見	社会教育施設のあるべき姿、社会教育施設の提供する事業については常に考え、意見交換を行い、検討を進めていくべきものと考えています。
44	意見書	<p>また、市民館の活動報告にある、外国の方々に向けてのセミナーや、子育て支援のセミナー、開催時間や参加人数の検証についても工夫が必要かと感じます。</p> <p>以前、家庭教育推進連絡会でも同様の意見を言いましたが、開催時間を変えると参加者も変わるのではないかと。</p> <p>参加人数に関しても、参加比率を算出することで、多いか少ないかの目安になるのではないかと。</p> <p>そして、市民館の利用率について、会議室の規模とレイアウトによってかなり偏りがあると思います。これを合算で考えていては、解決策や方向性も見えてこないと思います。</p>	高森康広	意見	あらゆる世代への学びの機会の提供に向け、これまで実施してきた普遍的課題への講座に加え、市民の関心が高いテーマの講座や入門的な文化・教養講座など、気軽に受講しやすい学級・講座等の実施を検討してまいります。また提供場所や施設、提供時間など、市民が利用しやすい提供手法についても常に検討を行ってまいります。
45	意見書	<p>その利用率についても、100%に近ければ良いかという疑問が残ります。</p> <p>前述の通り、市民同士の関係作りを推進していくのであれば、空きがない社会教育施設は非常に利用し難いものとなります。</p> <p>では、どの程度の利用率ならば活動しやすいのか。この辺りも議論を重ねる必要があると考えます。</p>	高森康広	意見	多くの市民に利用していただくために利用率を上げていくことは重要なことと考えています。一部の入道だけでなく、新たな利用者層を開拓する必要があります。そのうえでみんなが利用しやすい施設としての適切な利用状況については併せて検討を行ってまいります。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
46	意見書	<p>全国に先がけて30年ほど前から設置された、川崎市にある「地域学校協働活動」を担う51の中学校区地域教育会議、この中学校区地域教育会議が活動する拠点は学校です。</p> <p>しかし、全ての学校が社会教育施設という意識を持っている訳ではありません。</p> <p>特にコロナ禍となり、学校ごとの意識に差が広がり、活動が思うようにならない中学校区も非常に多くなっています。</p> <p>学校の使用については、行政内での部署の違いもあり、議題にしにくい部分もあるでしょうが、社会教育委員の間では話し合えるのではないかと考えます。</p>	高森康広	意見	<p>学校施設の有効活用や学社連携の取組につきましては、社会教育委員の皆様におかれましても、様々なご意見があらうかと思えます。学校施設の有効活用については、適切な時期に社会教育委員の皆様にも御報告し御意見を頂戴できればと考えております。</p>
47	意見書	<p>前回の委員にて、市民館や図書館の役割は市全体の様々な取り組みのなかで「学びのコーディネート機能」である旨の回答があったと記憶している。</p>	井口香穂	意見	<p>市民館・図書館といった社会教育施設は、学級・講座等の実施や学習資料の提供などにより市民に学びの場を提供しており、「学びのコーディネート機能」を担っています。</p>
48	意見書	<p>そうしたなかで、指定管理者制度であれ、直営であれ、「現在あるいはこれからの地域でどんな学びが必要か」をきちんと定義することが重要ではないか。</p>	井口香穂	質問	<p>社会教育施設において、地域でどんな学びが必要かを把握することは重要なことであり、これからも様々な機会を捉えて把握するよう努めてまいります。</p>
49	意見書	<p>「多様化するニーズに対応する」ための運営方針でもあると思うが、提供される「学び」が多様化していく、ニーズや潜在的な課題に対応していく方針かがみえない。</p>	井口香穂	質問	<p>提供される「学び」や求められる「学び」が多様化しており、これらのニーズや潜在的な課題の把握は日々行っていく必要があると考えております。</p>
50	意見書	<p>運営体制について、一般的な額在ニーズへの対応や今まで通りの場の提供だけでなく、「本当に必要とされている学び」がなにかも考えて提供していくような体制が組まれると良い。</p>	井口香穂	要望	<p>「本当に必要とされている学び」がなにかということについては、社会教育施設で必要とされているものであり、現在も各施設で検討を行い事業を実施しておりますが、今後につきましても引き続き検討を進めてまいります。</p>
51	意見書	<p>例えば、SNS等での情報発信もしていくとあるが、そもそも利用者のうち何割がSNSにアクセスできるのか、アクセスできない利用者がアクセスできるようにすることも「学び」ではないか、など…</p>	井口香穂	意見	<p>SNS等での情報発信にアクセスできない利用者がアクセスできるような講座の実施についても「学び」の提供でございます。現在もデジタルデバイスに対する講座等を実施しており、引き続きより良い学びを提供してまいります。</p>
52	第1回会議	<p>市民館・図書館の管理運営の考え方に関して、今後求められる市民館・図書館の機能としての「人づくり・つながりづくり・持続可能な地域づくり」が、それぞれが何を担っているのか、詳しく教えていただきたい。例えば、多様な市民ニーズに応えることがまちづくり施策の推進役としての機能を果たすことになるのかどうか。</p> <p>必要な機能を満たすため、必要な機能を担うための設計や、そのための機能要件が整備されているのかどうかを教えていただきたい。</p>	井口香穂	質問	<p>生涯学習施策は生涯学習推進課が中心を担っているが、他にも地域教育推進課、文化財課があり、首長部局ではスポーツ行政、文化行政も担っており、生涯学習施策の分野は幅広いと言える。</p> <p>その中で、スパイラルアップの考え方にも通じるところだが、どこかひとつの部署の話ではなく、生涯学習施策全体として、各部署が連携してそれぞれの役割を果たしていかないと、「人づくり・つながりづくり・持続可能な地域づくり」はできないと考えている。</p> <p>特に社会教育の分野での市民館は、様々な講座を通じて市民に主体的に学んでもらう場を提供し、その人たちが地域で活動していくための支援をする、ということを中心に行ってきた。さらに、地域で活動する団体を育てながら、その団体が地域の中で、地域づくりの担い手になっていくことをイメージしている。</p> <p>図書館は、個人が主体的に学んだことを、次に何に活かしていくかという点で、例えば読書支援のボランティア活動等でつながりを持って、一緒に地域を作っていく取組をしてもらっている。</p> <p>抽象的なものが多いと思うが、特に「持続可能な地域づくり」という点では、われわれの部署だけでなく、市役所全体で取組んでいくものと考えている。</p> <p>市民館については、指定管理者制度を使うことによって社会教育分野の再構築をするという認識でいる。今までは管理運営をしながら社会教育振興事業も行って、維持管理の部分は委託で民間の力を借りながら、最終の判断は直営の職員がやっている状態である。</p> <p>今後、効率的な館の維持管理については指定管理者の力を借りつつ、さらに社会教育振興事業をするために、区の中に社会教育支援の部門をしっかりと置くことで、区と連携できる形をとって、市民館のみならず区域全体で様々な施設と連携していけるような新しい仕組みを作っていきたいと考えている。</p> <p>地域づくりの最前線にいるのは区役所なので、持続可能な地域づくりを区役所と一緒に連携しながらやっていきたいと考えている。</p>

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
53	第1回会議	説明の中にもある「コーディネート」機能について、市民の学びだけでなく、区内や市全体としてもコーディネーターという役割は重要な機能であると感じた。	井口香穂	意見	市の生涯学習施策全体において、貸館事業や社会教育振興事業に加え、地域教育会議、学校施設開放（特別開放）、地域の寺子屋事業等、地域における多様な生涯学習活動を支援・コーディネートする公的な役割が増加しており、その重要性は高まっているところでございます。
54	意見書	<p>【提案－1】</p> <p>2. 今後の市民館・図書館の目指す方向性  (2) 『『今後の市民館・図書館のあり方』で示す市民館・図書館像』  今後のめざす方向性  「まちに飛び出す市民館・図書館～身近な地域に立脚した取組の進展～」(概要版P2左)</p> <p>上記の方向性に基づき、市民館員及び図書館員が①差別・多様性等を表現する地元芸術家(註1-1、1-2-1、1-2-2)のもとを訪問、講演会・展示会開催を交渉、②パンデミック・令和元年の台風19号等の被災害を含めた郷土史の収集・記録・公開、この二点を市民館及び分館における社会教育振興事業として推進することを提案する。</p>	秋元 英輔	意見	地域の公共施設や民間施設をはじめ、様々な主体との連携・協働を進めるとともに、地域人材や教育資源の活用等を図ることによって、これまで市民館・図書館を利用していなかった人や、距離や交通手段等の事情により施設を利用しづらい地域等での事業やサービスを展開し、まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じやすい市民館・図書館となることをめざしております。いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
55	意見書	<p>令和7年または8年に共用開始を予定する新しい宮前市民館・図書館開館に関しては、川崎市唯一の国史跡「橘樹官衙群跡」再現CGを①市民館・図書館にまたがる1階または2階「ホワイエ」にて放映、②田園都市線「TQCビジョン」電車内広報、③YouTubeにて配信、④かわさきGIGAスクールにて配信、⑤「パスファインダー」等資料紹介、この五点を開館記念事業として提案する。</p> <p>いわば、CG化された「橘樹官衙群跡」が本市内外へ飛び出すものであるが、小学生からハイティーンも含めた本市民が郷土史に関心を持つことにより、「川崎って歴史があるまちなんだ。古代の武蔵の国の市役所(郡衙)は宮前区にあったんだ」ということで歴史を身近に感じることが可能となる。</p> <p>さらに、タワーマンション入居者をはじめとする新たな川崎市民もCG化された「橘樹官衙群跡」に触発されて、令和6年度整備工事による復元が予定される官衙の建物を伊勢山台・蟻山ゾーンを探索してみよう、図書館で「パスファインダー」が紹介する官衙の資料を利用して7世紀から8世紀にかけての列島と半島及び大陸との政治・文化を調べてみよう等となれば、歴史という時間軸の中で自律的思考「知性」を獲得につながり、国史跡の存在は市民としての自尊心育成に有益であるものと考えられる。</p>	秋元 英輔	意見	地域の公共施設や民間施設をはじめ、様々な主体との連携・協働を進めるとともに、地域人材や教育資源の活用等を図ることによって、これまで市民館・図書館を利用していなかった人や、距離や交通手段等の事情により施設を利用しづらい地域等での事業やサービスを展開し、まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じやすい市民館・図書館となることをめざしております。いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
56	意見書	<p>【提案－2】</p> <p>2. 今後の市民館・図書館の目指す方向性(2) 『『今後の市民館・図書館のあり方』で示す市民館・図書館像』  今後のめざす方向性の「地域の“チカラ”を育む市民館・図書館～地域資源や担い手づくりの推進～」(概要版P2左)  上記の方向性に基づき、①デジタル・シチズンシップ教育を市民館及び分館における社会教育振興事業として推進することを提案する。</p> <p>①デジタル・シチズンシップ教育  日本経済新聞(令和4年2月15日朝刊13面)記事「学校パソコン、もう返したい」(註2)が指摘するデジタル・シチズンシップ教育は、「かわさきGIGAスクール構想」を推進するにおいても検討が不可欠であろう。</p> <p>児童・生徒の日常生活において不可欠の情報源となっているSNSおよびLINEは、過激な意見がネット社会においても評判をよびやすいという属性に加えて、いじめを恐れるあまり、他者評価の価値基準化(自尊心の欠如)および少数意見の抑制(多様性排除)を招き、いじめ事件の温床ともなっている。令和3年2月に発生した「旭川中2女子死亡事件」は、LINEをいじめに悪用した犯罪である。また、YouTubeを中心とする簡便な「正解」取得という利便性が向上する一方、令和4年1月に発生した「東大前刺傷事件」は、東大医学部入学を唯一「正解」とする固定観念という(多様性欠如)を招いたものと推考している。さらに、パンデミックのもと、マスク着用を巡り短絡的に分断する敵味方二項対立も多様性の軽視であり、デジタル・シチズンシップ教育が狙いとする(自律的思考、フェイクニュース見分け方)は、デジタル情報を利用する幅広い世代にも必要であろう。</p>	秋元 英輔	意見	社会の中で円滑な人間関係を維持するのに必要な能力を身に付けることは大変大切なことでございますので、いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
57	意見書	2. 今後の市民館・図書館の目指す方向性（2）「『今後の市民館・図書館のあり方』で示す市民館・図書館像」 今後のめざす方向性の「地域の“チカラ”を育む市民館・図書館～地域資源や担い手づくりの推進～」(概要版P2左) 上記の方向性に基づき、②コグトレ学習を市民館及び分館における社会教育振興事業として推進することを提案する。 ②コグトレ 市民館が主催する「現代的課題学習事業」において、小学校低学年児童を対象にゲーム感覚で「コグトレ」(註3)を学習することは、認知機能・記憶力の向上、及びいじめの予防に有益である、と考えられる。その効果検証を前提に、市民館における「コグトレ」採用を提案したい。	秋元 英輔	意見	社会の中で円滑な人間関係を維持するのに必要な能力を身に付けることは大変大切なことですので、いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
58	意見書	【提案-3】 2. 今後の市民館・図書館の目指す方向性（3）市民館の現状・課題 ●貸館事業の状況（受付・貸館・施設維持管理業務は民間活用(業務委託)）(概要版P2右) →ニーズの変化に対応した施設提供や情報発信、余剰スペースを活用した会話・ふれあいを楽しめる場所づくりなどが必要です。 ●社会教育振興事業の状況（館を中心とした社会教育振興事業は直営で実施）(概要版P2右) →市民館及び分館を地域の生涯学習の拠点としながら、これまで以上に地域の中に学びや活動の場を増やしていく必要があります。 上記の方向性に基づき、休日の部活動の室内スポーツ（卓球、室内テニス等）会場としてホールを利用することにより、多様なニーズに対応した学びと活動を支援する。 なお、本施策は文部科学省が推進する「『令和4年度 文部科学省概算要求のポイント』いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」（別紙PDF、P33）にも沿うものである。	秋元 英輔	意見	施設設備の多目的化や多様な利活用等につきましては、利用促進等につながる大切な視点でございますので、いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
59	意見書	【提案-4】 「6 指定管理者制度導入にあたって」（1）指定管理者制度導入にあたっての視点（概要版P8左） 2021年10月1日付日本図書館協会図書館政策企画委員会「図書館における指定管理者制度の導入等の調査について2020(報告)」(2)市区町村図書館についてに拠れば、「指定管理者制度を導入し、直営に変更した図書館を下に示した」として15件(21館)が列挙されている。 今後における社会状況、環境変化に加えて、指定管理者の急激な経営状況悪化の可能性を踏まえ、全館への指定管理者制度導入が検討されるような場合においても、最低限、一館は直営館を存続させ、「資料選定・購入・除籍業務等、図書資料の収集・保存に関することの決定」は本市の専管事項とする役割分担・業務分掌の制定を提案する。	秋元 英輔	意見	図書館への指定管理者制度導入につきましては、中原図書館は直営にするとともに、直営館と指定管理者が1対1のモニタリング体制をとれるよう中原図書館以外にも直営館を置くよう方針をお示ししております。地区館4館は直営で管理運営を行うものとしております。また選書等につきましては指定管理者制度導入後につきましても市が最終的な責任を持って行っていくこととなります。
60	意見書	なお、運営上、個別に検討が必要と考えられる事項を列挙すれば次のとおりである。 ①職員育成 本市OB司書による指導 A.週一回程度の館内巡回指導 B.月一回程度の職員向け研修(徹底した資料案内及び資料の収集・提供並びにカウンターやフロアに直接地域住民に向き合うことによる総合的な図書館サービスの重要性に関する研修)	秋元 英輔	意見	市民館・図書館の職員は、地域の社会教育振興や市民の学びに応じた読書支援等を担う専門的職員として、その役割を担っており、人材育成は大変重要であると考えておりますので、いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
61	意見書	②人事制度 A.本市の市立図書館における職歴が限定雇用期間である五年を経過した司書である場合、徹底した資料管理及び資料提供並びに地域住民に向けた配架、展示の工夫等といった定性面における地域住民向けサービス向上実績を有する非正規職員について、「川崎市職員(大学卒程度等)採用試験—民間企業等職務経験者—」川崎市人事委員会 ※ 受験資格対象者に認めることにより、本市の正規職員転換を可能とする人事制度 (基本的な指標である貸出冊数、来館者数・開館総時間・開館日数・指定管理料等の数値に基づく定量分析及びサービス品質に基づく定性分析を総合した人事評価) B.職員が直営館に出向して「資料選定・購入・除籍業務等、図書資料の収集・保存に関することの決定」業務を経験する人事交流制度	秋元 英輔	意見	川崎市の指定管理者に対して行うモニタリングや評価等につきましては、指定管理業務について指定管理者に対して行うもので、個々の指定管理者が配置する職員を対象とはしていません。指定管理者の職員の人事・評価等につきましては、指定管理者(当該事業者)自身の人事制度に基づいて配置・評価等が行われるものでございます。なお、管理運営体制や配置する職員の資質等(資格要件含む)につきましては、指定管理業務の仕様にて定めたいと言っております。指定管理者職員等の正規雇用化については難しいものと考えております。直営職員と指定管理者職員との交流や相互に高め合う仕組みづくりについては今後検討してまいります。



番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
62	意見書	③地域・郷土資料の収集・整理・提供の対応 A.職員は地域住民であり自らも被災者の被災者でもあり、資料を所有する地域住民とは職務上個人的にも関係が深い便宜を活用することにより地域郷土資料を収集 B.図書館員に必要とされる専門的な知識経験を活用することにより地域郷土資料を整理し、地域住民に向けて提供	秋元 英輔	意見	図書館におきましては、蔵書・地域資料の活用を図るとともに、地域の中のさまざまな魅力ある資源を活かしながら、地域文庫や市民活動団体等の多様な主体と協働・連携した読書普及に関する取組を推進してまいりたいと考えております。いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
63	意見書	④透明性を備えた経費情報の公開 〔参考資料：〔講演記録〕『図書館民営化はなぜ問題なのかーサービス・経費・職員体制をデータにより検証する』日時：2021年2月14日 会場：倉敷市民会館 講師：田井郁久雄〕 A.人件費、備品強入費、需用費、委託料、使用料及び賃借料（電子書籍含む場合は内訳記載）、公課費（指定管理料における人件費は支出時に消費税を伴わないため、人件費に対応する消費税分が公課費に反映）、運営管理費（指定管理者の本社経費）、使用料収入 B.日本図書館協会刊行『日本の図書館』では、図書館費は直営の正規職員の人件費を控除して報告するが、指定管理料は委託費であるため指定管理の職員の人件費については図書館費算入が必要 C.指定管理方式導入にともない、図書館全体のマネジメントを行う直営の中原図書館の正規職員及び指定管理館を1対1でのモニタリングを行う直営館（川崎・高津・多摩の各図書館）の正規職員がそれぞれ担当する業務(註4)については、図書館担当職員の新規配置が必要であり、指定管理方式導入の図書館費比較に当たっては、管理職を含め複数名の正規職員の人件費を含めることが不可欠	秋元 英輔	意見	経費情報等につきましては、指定管理者の年度評価に収支実績を記載するとともに、ホームページにより公表をしております モニタリング業務にあたる市職員の配置計画につきましては、検討事項であり現在は数値もないことから、今後、関係局とともに検討してまいります。
64	意見書	「（仮称）川崎市民館・労働会館管理運営計画（案）」 【提案】 第3章 市民意見等の把握と整理 2 市民意見の整理 ●ワークショップ等を通じて把握した市民意見を、本計画の項目に沿って整理しました。 参考とした主な意見 【教養室等】 ・（体育室）鏡があるとダンスなどに活用できる。卓球や室内テニスができる。（概要版P2右） 上記の意見に基づき、休日の部活動の室内スポーツ（卓球、室内テニス等）会場としてホールを利用することにより、多様なニーズに対応した学びと活動を支援する。 なお、本施策は文部科学省が推進する「『令和4年度 文部科学省概算要求のポイント』「地域運動部活動推進事業Ⅰ、休日の部活動の段階的な地域移行（学校と地域が協働・融合したスポーツ環境の整備）」（別紙PDF、P51）に沿うものである。	秋元 英輔	意見	施設設備の多目的化や多様な利活用等につきましては、利用促進等につながる大切な視点でございますので、いただいたご意見につきましては、具体的な取組みの参考にさせていただきます。
65	意見書	指定管理者制度導入後の施設運営・事業実施に係る留意点等 平成26・27年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書「5）まとめに当たり指定管理者制度をめぐって」においては、指定管理者制度の導入の必要性を次のように結論付けている。 市民館に相当する公民館の指定者管理制度の導入は、10年以上を経過し、ついに広がりを作り出せず、市民サービスの低下が懸念される。一方、確かに、図書館においては、民間の参入が広がっている。しかし、こうした事例に耳を傾けた本研究報告から、明らかになったことは、川崎市の積み上げてきた市民館・図書館の成果を踏まえ、当面、指定管理者制度の導入の必要性は見当たらないとの結論が出ている。（P48） 上記の結論が出されて以来、六年あまりの年数が経過し、生活環境、価値観、生活様式等も大きく変化してきていることから、管理運営指定管理者制度導入についてはあらためて検討する必要がある。	秋元 英輔	意見	御指摘の通り、様々な状況変化を踏まえ、現在検討を行っているところでございます。
66	意見書	さて、図書館は他の公共施設と比べて集客力があり認知度が高いとされていることから、図書館に着目した場合、〈指定管理者制度導入後の施設運営・事業実施に係る留意点等〉は下記の項目が考えられる。 1. サービス目標の達成状況 （1）業務要求水準書に示された目標数値について、指定管理者の達成状況を定量分析及び定性分析に基づき、中央館的機能を持つ中原図書館が事業年度ごとに検証する （2）川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、川崎市社会教育委員会議図書館専門部会（以下「図書館専門部会」という。）に上記（1）の検証状況を次の年度に報告するとともに助言を得る （3）「教育委員会」は、川崎市議会の常任委員会（文教委員会）からの要望の実現状況を報告する	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
67	意見書	2. 業務日誌等の報告 (1) 利用者からの要望、苦情などが必要十分に記録されているか (2) コンピュータ操作、館舎維持など業務でのトラブルが記録されているか (3) レファレンス等川崎市の図書館経営に必要な業務について記録されているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
68	意見書	3. 業務連絡会会議録 (1) 「教育委員会」及び中原図書館並びに中原図書館以外の直営館（川崎・高津・多摩）との業務連絡会会議録が作成されているか (2) 会議の回数、会議内容、出席者等必要事項が記載されているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
69	意見書	4. 業務の執行体制（労働環境） (1) 「教育委員会」及び中原図書館並びに中原図書館以外の直営館（川崎・高津・多摩）からの業務への指示・命令の有無及び内容 (2) 業務分担表、窓口業務のシフト表、職員の勤務実態が記録されているか (3) 業務責任者の勤務実態が記録されているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
70	意見書	5. 他機関との連携・協力 (1) 学校、幼稚園、保育園、病院等へのサービス実績・内容が記録されているか (2) 県立図書館と近隣所在の市図書館（稲城、狛江、町田、横浜）及び近隣所在の市図書館間との協力業務の実績・内容が記録されているか (3) その他の図書館との協力業務の実績・内容が記録されているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
71	意見書	6. 利用者要望 (1) 図書館広報の発行の有無、回数、内容はどのようになっているか (2) 投書、利用者懇談会の有無・回数。内容はどのようになっているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
72	意見書	7. 職員の育成等 (1) 就労前研修の内容、時間はどのようになっているか (2) 就労後の職場内研修、中原図書館・「教育委員会」等職場外研修の内容、時間はどのようになっているか (3) 司書等有資格者名簿及び司書率はどのようになっているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
73	意見書	8. 職員の待遇、労働条件等 (1) 各職員の勤務年・月はどのようになっているか（指定を受けてからの勤務実績） (2) 職員の勤務時間、有給休暇等、給与はどのようになっているか (3) 健康診断の実態が実施されているか、また、どのようになっているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
74	意見書	9. 備品等の確認 (1) 備品の破損等について、「教育委員会」と指定管理者との協定ではどの様になっているか (2) 図書、CD等の図書館資料の不明、汚損・破損について、協定ではどのようないなっているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
75	意見書	10. 利用者の安全管理 (1) 利用者の安全管理について、「教育委員会」と指定管理者との協定ではどのようになっているか (2) 利用者の個人情報、とりわけ「読書の秘密」に関する個人情報は守られているか（註）(P114)	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
76	意見書	11. 指定管理者制度適用の解除 指定管理者を変更することが可能な条件はどのようになっているか	秋元 英輔	意見	いただきました御意見については、今後の参考とさせていただきます。
77	意見書	「(案)に関する全般についてのご意見」  ●手続きの問題 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」が事前に教育委員会および議会で審議される前に、社会教育委員会議で諮問されなかったのはなぜでしょうか？社会教育法第17条で、社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案することとありますが、パブコメの時点で共有されている状況では、助言をすることはままなりません。	奥平 亨	質問	今回の件に関しては「今後の市民館・図書館のあり方」で目指す方向性を示したうえで、その実現に向けての市の管理運営体制についてのものです。社会教育委員会等に報告し御意見をいただく際にも、行政としての一定の意思決定を行った案を示さずお諮りすることはありません。
78	意見書	また、同案が1月25日に教育委員会で審議された際、非公開にて審議された理由はなぜでしょうか？小田島教育長によれば「公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがある」とのことですが、公開することが不公正、不適正になる理由は個人的には想定しかねます。むしろ逆ではないかと。	奥平 亨	質問	「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」は、意思決定過程にあるもので、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条3号「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項（指定管理者に関する事項にあっては、指定管理業務に係るものに限る。）であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を適用し、教育委員会での了承を経て、非公開としたものです。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
79	意見書	「地方教育行政改革の根本方針として（中略）、住民の意思の公正な反映（中略）は、現行の地教行法のもとにおいても基本的には変わらない（後略）」（2019年4月衆議院文部科学委員会での柴山文部科学大臣答弁）ということは尊重されるべきと考えます。	奥平亨	意見	御意見として承ります。
80	意見書	●職員の声 職員の負担を重ねて指摘していますが、職員の具体的な声、アンケート等は行っているのでしょうか？社会教育の実施を負担に感じていると多数の職員が表明しているのでしょうか？	奥平亨	質問	本案の策定に当たっては現場の知見を活用するため、現場の館長会議や、その下の係長の会議体の中で十分議論を行い、必要に応じて職員の意見ヒアリングを行うなど、現場の意見を丁寧にふまえて検討してきたところです。新たな取組やニーズへの対応に際して、現行のローテーション等の勤務形態の中において、現状の業務に付加される業務については対応が難しいという意見はでております。
81	意見書	●ハブとしての市民館 川崎市は7行政区にそれぞれ市民館・図書館を配置していますが、各館は20～30万人の人口を担当することになり、市民一人一人の生涯にわたる学びを保障するための、細やかな施策の実施はほぼ不可能と考えます。このために、社会教育委員会議の研究報告の中で、地域の学校や、こども文化センター・老人いこいの家などの福祉施設との連携協力をする拠点としての役割の必要性をたびたび言及してきましたが、市民館が指定管理者となる場合は、民間の組織であるため管轄の異なる機関の連絡調整の役割を期待することは難しいのではないのでしょうか？	奥平亨	質問	今後、指定管理者制度が導入されても市民館・図書館は市の施設であります。指定管理館においても、モニタリングを所管する部署を通じて、管轄の異なる機関の連絡調整も可能であると考えます。
82	意見書	川崎では社会教育行政をどのような制度設計で行おうとしているのか、が明らかにされるべきだと思います。ここでも他市の例に学ぶということであれば、現状では多数派である「指定管理を導入していない行政」がどのような社会教育体制を敷いているのか、まずその調査研究を行うことが先決だと考えます。	奥平亨	意見	現在も他都市とは指定都市の連絡会議や、様々な機会を通じ情報共有や意見交換を行っているところでございます。直営における好事例、手法、体制についても、そういった機会を通じ情報交換を行っています。
83	意見書	「川崎市民館・労働会館管理運営計画」については、「市民館・図書館の管理運営の考え方（案）」に比して、より具体的な内容に踏み込んでいると考えられた。P36まではこれまでの取り組み例などがまとめられている。	奥平亨	意見	「市民館・図書館の管理運営の考え方（案）」についてもこれまでの取組につき検討してきたところでございますが、今後さらに事例検討を継続してまいります。
84	意見書	労働会館についてはすでに2018年より指定管理となっていることがあるが、その目的として「市民館・図書館の管理運営の考え方（案）」にはない「経費の削減を図ることを目的として」（P37）が明記されている。	奥平亨	意見	市民館・図書館については、現行のサービスを維持しつつ、新たなニーズに対して、今後求められる「学びと活動を通じたつながりづくり」という役割を果たすための体制作りとして、マンパワーを補充し、新たな市民ニーズに対応することを目的としており、「経費の削減を図ることを主目的としておりませんが行政事業のすべての業務において効率性を追及するのは当然のことと認識しております。
85	意見書	「市民館・図書館の管理運営の考え方（案）」に対するものと同様の指摘となるが、「指定管理者のモニタリング、マネジメントを行うためのスキルを身につける必要がある」（P38）、ということについて、モニタリング、マネジメント、という言葉だけでは具体的になく、説明が不足していると考えられる。	奥平亨	意見	モニタリングは、指定管理者制度では一般的に使用される用語で、館が適正に運営されているか状況把握を行うための管理・監督であり、これにより公共性を保つためのチェックをしっかりと行っていきます。また、マネジメントも一般的な用語ではありますが、説明の不足等については御意見として承ります。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
86	意見書	「モニタリングはだれがどうやるのか？」と一体化して検討されるべきですが、利用者によるモニタリングのことは一切触れられていませんが、利用者のための改善であるなら、なぜその当事者による評価制度がないのでしょうか？続く箇所、利用者懇談会（新設）／専門部会（継続）／民間活用事業者選定評価委員会（新設）が予定されている（P41）が、懇談ではなくて評価が必要なのではないか。	奥平亨	質問	モニタリングは、指定管理館が適正に運営されているか状況把握を行うための管理・監督であり、市及び教育委員会等が行うものです。一方、評価や適正に運営されているかの判断の際に、利用者懇談会の意見を参考にさせていただきます。
87	意見書	利用者懇談会は懇談であり、評価はなされるのか？議事録は公開されるのか？	奥平亨	質問	利用者懇談会の形態については今後検討してまいります。利用者の様々な意見を交換できる会にできればと考えています。指定管理館の運営に当たっては、利用者アンケートや利用者懇談会からの利用者の声を参考にさせていただきます。また、議事録につきましては、情報公開条例に基づき適切に対応してまいります。
88	意見書	専門部会のメンバー構成についてはこれまでと同様なのか、また、専門部会には指定管理運営自体を評価する仕組みは取り入れられるのか、社会教育委員との活動承認の流れは変わらないのか。	奥平亨	質問	専門部会のメンバー構成についてはこれまでと同様と考えております。指定管理者の運営の評価につきましては、民間活用事業者選定評価委員会で行います。社会教育委員による専門部会の活動承認の流れについては今後、検討してまいります。
89	意見書	民間活用事業者選定評価委員会についての評価項目と内容、評価結果の公開方針などについてを問いたい。	奥平亨	質問	指定管理者の選定審査は、学識経験者等からなる民間活用事業者選定評価委員会において、募集要項及び仕様書等に基づき提出された事業計画等を踏まえた提案等により審査を行います。審査方法や審査の視点、審査の基準等につきましては、選定委員会において定め、総合点数方式により採点の上、指定管理予定者を選定し、結果につきましてはホームページにて公開してまいります。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
90	意見書	また指定管理は講座の設計から館の運営を一体化して委託し、それは仕様書によって定められると認識しますが、「マネジメント」とはそのどの部分を指しているのかがはっきりしません。仕様書の書き方を言っているのか。	奥平亨	質問	マネジメントは市が仕様書に基づき、社会教育振興事業を含めた館の運営全般を適正に行っているかを管理監督（マネジメント）することです。
91	意見書	災害対策（P38）については、具体的に川崎市市民ミュージアムの例をあげておきたい。川崎市市民ミュージアムでは結果的に災害の対策がなされてなかったことがあり、また、その後復館にあたっては指定管理を止めて改めて市行政の下で運営がなされることが決定している。災害対策について十分でなかったことが指定管理と関係があったのかなかったのか（仕様書に含まれていなかったのか）、について聞きたい。指定管理業者の責任は免責されるのか。このことは今回の市民館・図書館の指定管理導入に際して触れられないのには違和感がある。	奥平亨	質問	市民ミュージアムでは市と指定管理者による基本協定書に基づき防災に関する計画等を策定し、利用者の安全対策、浸水対策等をおこなってまいりました。検証報告書においても指定管理者の不備等についての指摘はありませんでした。館の災害対応については協定書や仕様の中で検討してまいります。また、避難所保管施設や帰宅困難者用の施設になっている場合は、仕様書のなかで、その対応についても行わせることになりますし、その際の館の開放等についても記載をします。
92	意見書	また教育文化会館の取り組んできた豊かな地域性、地域教育会議などとの連携事業については、この中に記述がある（「地域の特性や実情に精通している人材を確保・育成」（P40））。このことは引き続き継続してほしい。地域に密着した団体が指定管理を請け負うことについてはぜひ検討していただきたい。逆に地域に縁のない指定管理業者が選ばれるようなことがあった場合はこの一文との整合性について十分な説明が必要であると考えます。	奥平亨	意見	地域教育会議などとの連携事業については、指定管理者だけでなく行政が主体となって引き続き行ってまいります。指定管理事業者は民間活用事業者選定評価委員会でプロポーザル方式により決定してまいりますので、必ずしも地元事業者になるとは限りませんが、評価のポイントとして検討してまいります。また、新施設については、地域住民の採用や、その後の研修などを通じて地域の特性や実情に精通している人材を確保・育成するよう努めてまいります。
93	意見書	2023年度に行われるとされている条例制定、指定管理者募集選定（P43）に関して、パブコメ、または決定のプロセスについて市民にどのような公開がなされるのか。また、社会教育委員はどのように関わっていけるのか確認をしたい。今回、社会教育委員には事前の諮問等はなくパブコメの時点で共有されたが、社会教育法第17条で、社会教育に関し教育委員会に助言をするため、「社会教育に関する諸計画を立案すること」と定められていることを満たしていないのではないかの疑念がある。次回はどのような予定なのかを確認したい。	奥平亨	質問	条例制定などにおいてはパブコメは現在のところ行う予定はございませんが、内部手続きを経た上で適切な時期に社会教育委員会議の皆様へ御報告し、御意見を伺いたいと考えております。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
94	意見書	<p>●メリットデメリットについて</p> <p>市民館指定管理導入のメリットとして「(前略) 資格取得者等の専門性の高い人材を業務水準書に示すことで確保し(中略)、・・・(現状は、異動してきた市職員の希望者を資格取得研修に派遣している。)」(P17)、同様に、図書館指定管理導入のメリットとして「(前略) 資格取得者等の専門性の高い人材を業務水準書に示すことで確保し(中略)、・・・(現状は、異動してきた市職員の希望者を資格取得研修に派遣している。)」(P23)とありますが、</p> <p>1) 業務上専門性が必要であると認識しているのであれば希望者にとどめず、業務指示として派遣するべきだと思う</p> <p>2) それをしないまま、これを正すために指定管理を導入するというのは飛躍がある。導入ありきと言われても仕方がないように思える。</p>	奥平亨	質問	<p>1) 川崎市においては専門職採用をしておらず、市の人事施策として必要な人材を配置しているところでございます。異動等で新しく職員になった者については、社会教育施設職員研修や現場のOJTを通して、職員の人材育成を進めているところでございます。</p> <p>2) 市民館・図書館において現状の直営+業務委託方式、業務委託方式の拡充、指定管理者制度の導入の3つの方式を公共性の担保や人員体制等で比較検討を行い、メリット・デメリットを検証し、資格取得者等の向上のみではなく、全体として比較検討を行い、現状では指定管理者制度の導入が、市民サービスの向上に適していると考え、指定管理者制度の導入を進めているところでございます。</p>
95	意見書	<p>過去においても幸市民館における人権講座に幸区長の意向が反映されたこと、昨年の多摩市民館平和人権講座において市民委員推薦の講師に反対意見が出されたことなどから、補助執行における問題?と思える事態が生じています。</p> <p>(これは指定管理の問題というより補助執行の問題であって、すなわち、教育委員会は首長からの独立性が必要であるにもかかわらずこれに反しているように思えます)</p>	奥平亨	意見	<p>館の運営については区に事務委任を行っており、社会教育振興事業については区に補助執行をいただいています。御指摘の事案につきましては補助執行のみに関わる問題ではない部分もございますが、事務委任・補助執行にあり方にこれにつきましては、今後の管理運営の考え方と関わりが深い部分でございますので引き続き併せて検討を進めて参ります</p>
96	意見書	<p>●指定管理者のデメリット</p> <p>人員体制(公共性の担保)において「最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。また庁内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる」(P18)とありますが、このことは、直営の現状でもすでに生じている課題です。これが直営でもできないのに、民間の業者が教育委員会と区行政の双方と調整をつけることが可能なのでしょうか?(そもそも調整があるということ自体が問題だと思いますが)。</p>	奥平亨	質問	<p>これまでも庁内関係部局との調整については、それぞれの事案に応じて図っているところであります。市民館や図書館に指定管理者制度を導入しても、教育委員会としては、指定管理者のみに調整を任せるのではなく、主体的に調整を図ることで対応を図ってまいります。</p>
97	意見書	<p>指定管理の業者が他都市での経験・知見したことを導入できるという指摘も、なぜそれが行政側にできないのかの説明がないので不可解です。他自治体の例として様々な「効果」が挙げられています(同P27~)が、これは管理運営のアイデアの羅列にすぎません。たとえばオープンスペースの活用、Wi-Fi整備などの事例があるが、民間活用の目的がこれだとするとあまりに浅薄です。</p>	奥平亨	質問	<p>市民ニーズの広がりや多様化に対応するためには、これまでの人員配置では難しい面もあり、限られた人員のなかでどのように対応していくかを検討する必要があると考えております。民間の知見を活用し、従来のサービスを底上げするとともに、アウトリーチやコミュニティ拠点としての機能拡充などの新たな取組を行うに際し、職員が企画等に注力できるような体制づくりができるようになって考えています。「あり方」で把握した多様な市民ニーズの実現に向け、これまでのサービスにとどまらない展開を行うことができるようになって考えています。</p>

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
98	意見書	行政における（人的）リソースの不足の現状においても、なぜ民間であれば同じかそれ以下のコストでリソースが確保できると考えられるのかわかりません。民間の低賃金による労働の搾取を公的な施設が生み出すのかという懸念があります。	奥平亨	質問	指定管理者の賃金については、あくまで指定管理者の雇用関係になりますが、毎年指定管理者から賃金台帳を提出させ、作業報酬下限額を下回ることはないことをチェックするなど、従事者の適切な労働環境が保てるよう行政の方でも確認を行ってまいります。
99	意見書	またここでは社会教育をコストで計測しようとする姿勢が反映されていると思います。しかしその一方で、本案の中には、一言も「経費の削減」という表現が直接的にはないことも、かえって不可解だと思いました。	奥平亨	質問	今回の検討は、社会教育施設のサービス拡充のための議論であると認識しています。職員が担っていた部分を単純に民間に任せコスト削減を図るというよりも、広がっていく市民サービスを的確に実施するために、どのようにその部分を担うかということで検討しているため、単純なコスト削減のための民間活用だということではありません。一方、行政事業のすべての業務において経費を含め効率性を追及するのは当然のことと認識しております。
100	意見書	リソース不足の中で、なぜ運営はできないのに、「マネジメント」であれば”新たに”できると考えているのか、の説明がほしいと思います。そもそもマネジメントとは何を指すのか、仕様書のことなのでしょうか。	奥平亨	質問	マネジメントとは、仕様書に基づき社会教育振興事業を含めた館の運営全般を適切に行うよう管理監督する事です。館の運営全般をどのように行うか、という管理監督と、その内容に基づき実際に館運営を行う事は、必要とする人工が異なってきます。
101	意見書	●第三者評価の仕組みの不在 本案には利用者による第三者評価の仕組みの記載がありませんでした。利用者のための改善であるなら、その結果を評価するのは利用者であるべきです。 図書館については、直営館が、指定管理館をモニタリングするということになっていますが、モニタリングするのは市民の代表であるべきで、行政が指定管理の業者をモニタリングするとなると、行政側と指定管理業者との癒着やなれ合いが生じることを危惧します。	奥平亨	質問	指定管理館のモニタリングについては市の施設である責任において市がしっかりと行って行く必要があります。利用者の意見については、指定管理館が適正に運営されているかの判断の際に、参考にさせていただきます。
102	第1回会議	指定管理者制度導入の効果について、概要版にあるこの内容が、なぜ行政でできないのか。「指定管理者制度を導入したからこうなる」ということではないと私は読めた。オープンスペースを利用した施設利用の促進なら、今やればよいし、ICTを活用した情報発信も行政ができないわけではないと感じる。これらは指定管理による効果であるということではないと考える。 川崎市民館・労働会館の管理運営計画について、すでに指定管理者制度が導入されている労働会館の記載として「経費の縮減を図ることを目的として、運営管理をしていく」とあるが、これまでは経費についての記載がなかったと思うので、特殊な例と感じた。 また、運営収支にある「利用料金収入の向上」とあるが、これは値上げなのか、と読み取れると感じた。個人的には市民館・図書館が社会教育施設として非常に重要な施設であると考え、多くの方に利用してもらって環境作りとしては、値上げによる運営は難しくなる可能性があると考え、運営をするうえでの予算上の問題で、受益者負担という考え方は指定管理でなくても可能だと思うので、それぞれの論点について、指定管理でなければならないことではないと読み取れた。その点もぜひ留意いただきたい。 さらに、管理運営主体に求めるものとして、「地域の特性や実情に精通した専門性の高い人材の確保」について、地域に根ざした社会教育施設としては非常に重要なことであると考え、仕様書にしっかりと盛り込まれていくものと思う。他都市の状況は調べればよいが、地域や地元に関することは、その地域の人がよく知っており、貢献できることもあると思う。地域性を失わない形での運営が重要であると考え。	奥平亨	質問	指定管理者制度導入による想定効果については、本編に、より詳しく他都市の事例を踏まえたイメージを記載しているので、後ほどご覧いただければと思う。 ご指摘の通り、限りある資源をうまく活用しながら、どうしたら実現できるかという視点に立っているものなので、直営では絶対にできないというものではないと言える。 しかし、うまく民間のノウハウを活用しながら、今、行政が持ち得る資源の中で実現をしていきたいということで、考えているものである。 料金については、条例で上限額を決めているもので、指定管理者制度を導入することで値上げするということはない。社会状況の変動に鑑みて他の施設と同様に市全体として検討して値上げするということがあるかもしれないが、単純に収支構造を上げるために料金を上げるということはない。 市民館でいただくのはあくまでも実費のもので、ここで収入が大きく改善するとは想定していない。 ただし、現在の館の利用率が50%に留まるので、利用率が上がればより多くの方に利用していただき、さらに料金収入も上がるのではないかと考える。 地域性の部分について、非常に重要なお指摘をいただいた。大事にしてほしい部分等を委員の皆様しっかりとヒアリングして、しっかりと受け止めながら、指定管理者制度の活用を検討するため、これからも皆様のご意見をいただきたいと思う。
103	意見書	「市民館・図書館の管理・運営の考え方」（案）について P5（2）3行目 「ICT活用による情報発信やアウトリーチによる…」 ⇒ICT・アウトリーチという単語、分かりづらいのでカッコ書きで注釈があるとよいと思いました。	河村麻莉子	要望	専門用語に対する注釈については、出来る限りわかりやすく表記するよう対応してまいります。



番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
104	意見書	P7 (4) 5行目～ 「まちづくりや地域福祉などの区役所の各部門と連携した人づくり・つながりづくりに向けたコーディネートやサポートできる体制を構築します。」 ⇒意味が取りづらいと感じました。人づくり・つながりづくりに向けたコーディネートやサポートとは具体的に何を指しますか？	河村麻莉子	質問	本市ではこれまで「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」といった地域の力を活性化させる人づくり・まちづくりを進める行政施策を進めています。その実現に向けて各区役所では人と人とのつながりを作る事業を行っているところです。そういった中で、生涯学習分野においては、これまで館の中で生涯学習事業を展開してきました。これからは、館ではなく、区役所が実施している地域に対する事業と生涯学習事業が連携しながら、人と人とのつながりがより円滑になるよう必要な人員を配置して、地域の力を育むこととしています。
105	意見書	P18 指定管理者のデメリット（課題）（P23 指定管理者のデメリット（課題）3行目～）のところ 「公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある」 ⇒「しっかりと」とありますが、具体的にどのようなチェックを想定するのか？ 「市と一緒に研修や勉強会を行うことで…」 ⇒主体はどちらなのか？仕様書等に入れるイメージなのか？ 「ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引き続き市が関係性を持っていく必要がある」 ⇒関係づくりとは何を指しているのか？業務に入っていないと難しいと感じるが、指定管理者の業務に入れるのか？ ※こちらは23ページの「図書館における検討」でも同じ表記があります。	河村麻莉子	質問	・「公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある」 ⇒公共性の担保につきましては、今後の組織体制等を検討していく中で、チェック機能についても検討していきます。 ・「市と一緒に研修や勉強会を行うことで…」 ⇒市が主体となって実施する研修などに指定管理事業者職員も出席するような体制を検討しています。仕様書に入れるかは今後検討ですが、指定管理事業者が市主催の研修などを受けないような状況にならないようにしていきます。 ・「ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引き続き市が関係性を持っていく必要がある」 ⇒これまで育てて来たボランティアや市民団体との信頼関係を指定管理者制度導入によって損なわないように、指定管理者には地域とのつながりを積極的にもつことを指示するとともに、地域と指定管理事業者との間に市も入ることで良好で円滑な関係性を構築していきたいと考えています。
106	意見書	P22 ②「業務委託の拡充」での実施 10行目～ 「作業やイベント時の人工等として活用でき、市職員の負担が減る。」 ⇒「人工等」とは？	河村麻莉子	質問	「人工等」につきましては、業務委託事業者の人員（職員・スタッフ）のことです。つまり、委託事業者の人員が多くなることで市の職員の手をかせずにイベントなどを実施し、負担が減ることを意味しています。
107	意見書	P22 ③「指定管理者制度」での実施 6行目 「市職員は企画、マネジメントや新たな取組等への対応ができる。」 ⇒現状市職員が行っている「読書普及事業やイベント等についての企画」と、ここでいう「企画」は別のものなのか？	河村麻莉子	質問	「企画」につきましては、現状行っているものと同じではありますが、その内容をより充実させることができることを考えています。
108	意見書	P23 6行目～ 「指定管理者に一定の裁量を持たせ…」 ⇒具体的にどのようなことを想定しているのか？	河村麻莉子	質問	指定管理者への一定の裁量につきましては、市が制限をかけてしまいますと行政ではなかなか対応できない民間もつ企画力や創造力、豊富なアイデアが有効に発揮できないと考えています。そのため、市が全てを指示するような仕様にするのではなく、市が求める水準や目的などは明確にしながら、指定管理事業者が自由な発想の中でより利用者ニーズ応えられる事業展開がなされるものと考えています。具体的にはP27以降に他都市の事例を紹介していますので、参照いただければと思います。
109	意見書	P23 11行目～ 「他都市で効果のあった取組や展示棟、指定管理者が持つノウハウ等が活用できる。」 ⇒指定管理の事業者として、他都市での実績を持つ事業者を想定しているのか？	河村麻莉子	質問	指定管理の事業者につきましては、公募による事業者選定になりますので、募集してみないとどういった業者が応募するかは分かりません。しかし、応募してきた事業者を選定する中で他都市での実績は評価する部分につながると考えています。他都市での実績やノウハウを持っている事業者である場合より良い提案をいただける可能性があると考えています。
110	意見書	P28 ②他都市でのノウハウを踏まえた社会教育プログラムの充実 「指定管理者が他自治体で運営する公民館や複合施設での経験や実績を参考に、」 ⇒指定管理の事業者として、他都市での実績を持つ事業者を想定しているのか？	河村麻莉子	質問	指定管理の事業者につきましては、公募による事業者選定になりますので、募集してみないとどういった業者が応募するかは分かりません。しかし、応募してきた事業者を選定する中で他都市での実績は評価する部分につながると考えています。他都市での実績やノウハウを持っている事業者である場合より良い提案をいただける可能性があると考えています。
111	意見書	P29 ③未利用者層への訴求効果の高い自主事業の推進 「休日や夜間の事業実施、利用の少ない時間帯の活用…」 ⇒P21 現状の人員体制を見るとかなり厳しい様子。休日や夜間に人を配置することが現状では難しそう。指定管理にすることでできるようになるのか？	河村麻莉子	質問	休日や夜間の事業実施、利用の少ない時間帯の活用につきましては、現状の職員体制では困難なため実施がなかなか難しい状況です。一方で指定管理事業者が企画提案の中で民間の経営力を発揮し、利用者の獲得を目標として人員の確保等を行い柔軟な配置を行いながら実現することは、他都市事例を見る限り可能だと考えています。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
112	意見書	P30 ④ICTを活用した積極的な情報発信 ⇒ICTとは具体的に、LINEやtwitter、メルマガなどのこと？ ICTの意味が取りづらいので例示されているとよい。	河村麻莉子	質問	ICTにつきましては、お見込みのとおり、SNSやメルマガ等の活用を意味しています。 専門用語に対する注釈については、出来る限りわかりやすく表記するよう対応していきます。
113	意見書	P31 【多様な市民ニーズに対応した学びの支援】 4行目 「市職員が積極的に地域に出ていくことが可能になり、」 ⇒具体的な市職員の役割や業務はどのようなことを想定しているのか？ 出前授業や講師派遣、地域イベントへの出店が市職員の業務になる？	河村麻莉子	質問	市職員の役割や業務につきましては、お見込みのとおり、地域の活性化につながる出前授業や講師派遣、地域イベントへの出店などの現状実施していない事業等を展開していきたいと考えています。
114	意見書	P34 ⑦新しい生活様式に対応したICTを活用した学びの提供 ⇒ICTとは具体的には、Zoomなどのこと？ ICTの意味が取りづらいので例示されているとよい。	河村麻莉子	質問	ICTにつきましては、お見込みのとおり、ZOOM等の活用を意味しています。 専門用語に対する注釈については、出来る限りわかりやすく表記するよう対応していきます。
115	意見書	P35 【多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり】 2行目 「指定管理者と連携しながら、引き続き市民が参画する市民館サポートボランティアを養成・育成するとともに・・・」 ⇒主体は川崎市？養成講座等を実施？コーディネートとは具体的にどのようなことなのか？	河村麻莉子	質問	市民館サポートボランティアの養成・育成につきましては、引き続き、市が主体となって実施していきますが、運営については指定管理者から民間ノウハウを提供してもらいながら実施してまいります。コーディネートとはボランティアや団体同士をつなげたり、必要な市民を紹介するなどの取組を想定しています。
116	意見書	P41 ④図書館未利用者を含めたあらゆる世代に向けた戦略的な情報発信 2行目～ 「プッシュ型の情報発信」 ⇒具体的には公式LINE等を想定？「プッシュ型の情報発信」の意味が取りづらい。	河村麻莉子	質問	「プッシュ型の情報発信」につきましては、利用者からの希望によるものではなく、指定管理者から積極的にSNSやメールマガジン等によってイベントなどの情報を効果的に広報することで、来館者数の増加などを期待しているところです。公式LINEなどもその1つだと考えています。
117	意見書	P42 ⑤他自治体でのノウハウやボランティア等との連携に基づく自主事業の推進 「指定管理者が他都市で運営する図書館での経験や実績を参考に」 ⇒指定管理の事業者として、他都市での実績を持つ事業者を想定しているのか？	河村麻莉子	質問	指定管理の事業者につきましては、公募による事業者選定になりますので、募集してみないとどういった業者が応募するかは分かりません。しかし、応募してきた事業者を選定する中で他都市での実績は評価する部分につながると考えています。他都市での実績やノウハウを持っている事業者である場合より良い提案をいただける可能性があると考えています。
118	意見書	P43 【多様な利用ニーズに対応した読書支援】 <まちに飛び出す> ⇒P8にあるような現状の取り組み「地域団体等への団体貸出制度」も入れてよいのではないか？図書館の本を地域の店舗や医院などにある絵本コーナーに貸し出す取り組み（選書アドバイス含む）などがあるとよい、と感じた。	河村麻莉子	質問	「地域団体等への団体貸出制度」につきましては、お見込みのとおり、内容的には【多様な利用ニーズに対応した読書支援】の項目に該当するものと考えます。しかし、本章は「指定管理者制度導入の効果」としており、指定管理者制度を導入した場合に新たに得られる効果を記載している項目になります。「地域団体等への団体貸出制度」はすでに実施している事業となっておりますので、本章の趣旨とは異なることから記載しないこととしています。 一方で、いただいたご意見は「地域団体等への団体貸出制度」に対する要望として、今後対応の検討していきたいと考えています。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
119	意見書	P44【地域や市民に役立つ図書館づくり】<地域の“チカラ”を育む> ⑧の文章全体の意味が捉えづらいつ感じた。 指定管理事業者からの提案・実施があればプラスで評価する、というものなのか、提案・実施が必須というものなのか。	河村麻莉子	質問	指定管理事業者からの提案・実施につきましては、利用者ニーズの把握や図書館未利用者に対するアプローチ手法等を指定管理者が提案・実施させることを想定しており、有効な提案であればプラス評価いたします。
120	意見書	P45 ⑨効率的・効果的なレファレンスの推進 「市職員の図書館司書と密接に連携しながら…」 ⇒連携・共有の仕方がイメージしづらく。市職員の図書館司書が研修などを行い質を高めていくということなのか？	河村麻莉子	質問	直営館である親館の司書と指定管理館の司書が連携し、利用者のレファレンスに対応できる体制を構築することを想定しています。またそれでも対応できないものについては中原図書館の資料選定係が対応いたします。 研修や勉強会につきましては、市職員と指定管理事業者職員が同一の質を担保でき、同じ考えを持てるよう、市職員と指定管理事業者職員の両者が出席する市が主催する研修や勉強会を実施します。仕様書に入れるかは今後検討ですが、指定管理事業者が市主催の研修などを受けられないような状況にならないようにしていきます。
121	意見書	P46 5 指定管理者制度導入（市民館）にあたって ※全体的に「しっかりと」の記述が多く気になる。「しっかりと」の代わりに具体的な取り組みが書かれているとよいと感じた。 5行目～ 「市がしっかりとマネジメントを行い」 ⇒マネジメントとは何を想定しているのか？ 12行目～ 「市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングを行い」 ⇒マネジメント、モニタリングとは何を想定しているのか？ 19行目～ 「指定管理者は、市民団体やボランティア等との関係を構築するとともに、市も主体的に関わりを継続し、地域人材の育成を行います。」 ⇒概念だけでは関係構築は難しい。具体的に何をするのか？仕様書に入れたほうがよい。	河村麻莉子	質問	・「市がしっかりとマネジメントを行い」 ⇒マネジメントにつきましては、社会教育振興事業に対して、市が指定管理事業者に丸投げせず、市として公共性を担保するよう管理監督することを想定しています。  ・「市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングを行い」 ⇒マネジメント、モニタリングにつきましては、施設運営に対して、市が指定管理事業者に丸投げせず、市として事業内容の蓄積や、施設の安定性確保ができるよう管理監督することを想定しています。  ・「指定管理者は、市民団体やボランティア等との関係を構築するとともに、市も主体的に関わりを継続し、地域人材の育成を行います。」 ⇒関係構築の手法につきましては、指定管理者制度導入当初は、指定管理者と地域団体等との引き合わせを市が積極的に行っていきます。また、運営が慣れてきた際には、指定管理者としても地域との積極的な関わりを持てるよう市が仲介をしながら、地域団体等との関わりを持てるようにしたいと考えています。仕様書にも地域との関わりを積極的に持ってもらうような記載を検討したいと考えています。
122	意見書	P47 12行～「市職員の人材育成をこれまで以上にしっかりと行う必要があります。」 ⇒どのように？ 14行～「指定管理者に対してしっかりと指導を行う必要があります。」 ⇒どのように？	河村麻莉子	質問	・市職員の人材育成につきましては、今後の組織体制等を検討していく中で、研修内容の充実についても検討してまいります。 ・指定管理者に対する指導につきましては、今後の組織体制等を検討していく中で、モニタリング手法についても検討してまいります。
123	意見書	全般 ◎指定管理になった場合の、市職員の所属や役割はどのようになるのか？イメージしづらいという印象があります。明確化することができれば。 ◎指定管理にするのがよい、という結論については、動かすことのできない決定事項なのでしょうか？	河村麻莉子	質問	・市職員の所属や役割につきましては、現行の市民館においては区役所の生涯学習支援課が館の運営を行っており、指定管理者が館の運営を行う際には、生涯学習支援部門が区役所に残り、指定管理者のモニタリングを行いながら、新たな取組を企画調整していくことを想定しています。イメージとしてはP48の図にあるとおりです。図書館においては直営館が指定管理館のモニタリングを行いながら、新たな取組を企画調整していくことを想定しています。イメージとしては56Pの図にあるとおりです。組織体制等の詳細については今後検討してまいります。 ・指定管理者制度導入につきましては、館の管理運営事項でございます。教育委員会の政策決定事項となっておりますので、導入の方向性で調整を進めています。社会教育委員の皆様には導入した際のアドバイスや取組についてお伺いしているものです。

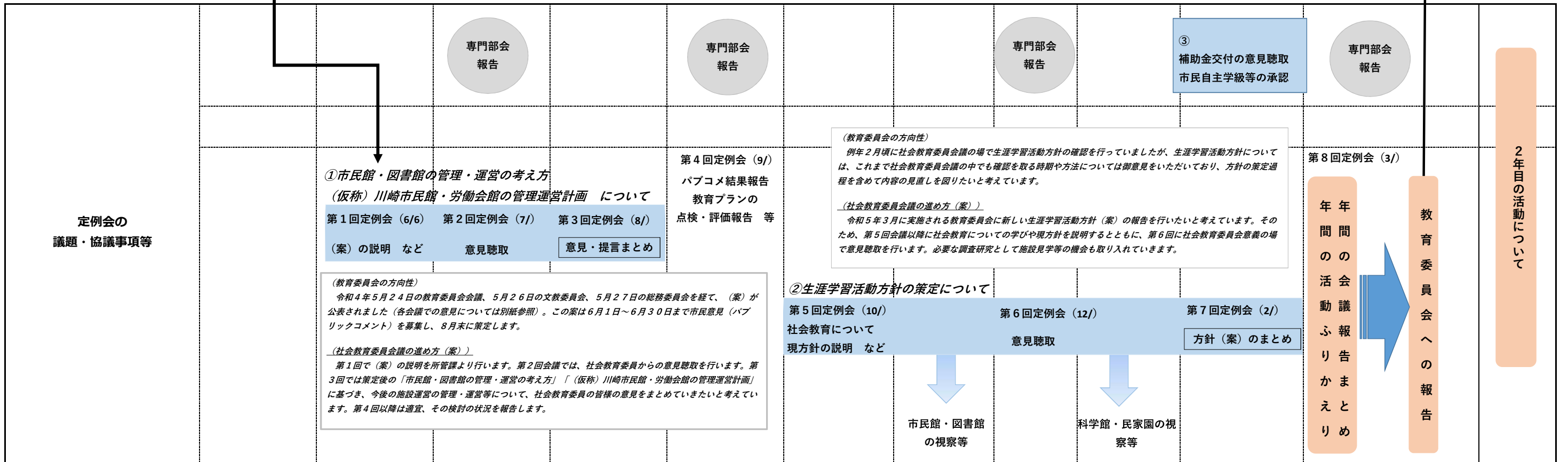
番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
124	第1回会議	<p>すでに進み始めている施策に対して、社会教育会議としては、実効性のある意見をまとめていくことが重要であると考えます。</p> <p>先ほど和田委員からも視察調査について質問があったが、同じ政令市の千葉市の場合、公民館には市の外郭的な団体が指定管理になっている。川崎市の場合は、市や教育委員会の外郭的な団体による指定管理を想定しているのか、またそのような団体があるのかどうか聞きたい。</p> <p>次に、直営・業務委託・指定管理それぞれにメリットデメリットがあり、すでに検討が始まっているということだが、市の責任の所在が非常に重要な観点になってくる。資料1の20ページに同様の質問があり、回答に「仕様書」とある一方、管理運営の考え方には「業務要求水準書」という言葉が出てくる。この二つの違いを教えてください。それぞれ誰が作成するもので、どのくらいの頻度と機会、指定管理者に対して提示していくことができるのかを伺いたい。</p> <p>最後に、市民や利用者の意見を定期的に反映させていくことが重要であると考えます。そこで、資料2にある「審議会等」とは具体的に何を指すのか伺いたい。</p>	丹間康仁	質問	<p>市の出資法人として生涯学習財団という団体がある。生涯学習財団もいくつかの施設の指定管理者となっており、川崎市子ども夢パークもNPOとジョイントして運営している。</p> <p>仕様書を使うのは指定管理者の募集を行うときであり、教育委員会が、募集の際に使うものである。要求水準書は、仕様書を作る際に、例えば人員の配置やサービスの内容としてこんな事業をやってほしいなどといった、どこまでの水準を求めるのかを示すものである。</p> <p>これらの仕様に基づいて事業者が手を挙げ、提案書を提出してもらう。提案書の中身は精査をして、外部も入れた選定委員会を行う。最終的には教育委員会、市議会で承認をいただく。</p> <p>審議会とは、社会教育委員会及び各市民館が持つ専門部会、図書館の専門部会を指している。</p>
125	意見書	<p>どちらも、プロセスを踏んで検討して頂いたと思う。</p>	中村香	意見	<p>引き続き適切な手続きを進めてまいります。</p>
126	意見書	<p>指定管理者選定プロセスも明らかにしてほしい。</p> <p>指定管理者選定委員には、労務、経理などとともに社会教育の知見も持つ人、市民委員も入れて欲しい。</p>	中村香	要望	<p>選定審査は、公募型提案方式により行い、学識経験者等からなる民間活用事業者選定評価委員会において、募集要項及び仕様書等に基づき提出された事業計画等を踏まえた提案等により審査を行います。選定委員会において審査方法及び審査の視点、審査の基準等を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理予定者を選定します。</p> <p>なお、直近の有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の選定に際しましては、佐谷 和江（株式会社 計画技術研究所 代表取締役 法政大学大学院兼任講師）、亀ヶ谷 純一（明治学院大学教養教育センター教授）、江口 進（江口進税理士事務所税理士）、高山 緑（慶應義塾大学理工学部外国語・総合教育教室教授）、黒岩 亮子（日本女子大学人間社会学部准教授）の計5名の指定管理者選定評価委員会委員にて審査を行いました。社会教育の知見も持つ方はおられますが、市民委員は入っておりません。</p> <p>市民館・図書館におきましても社会教育の知見も持つ方の選任は考えておりますが、市民委員は難しいと考えております。</p>
127	意見書	<p>導入後の評価基準、頻度、評価者（評価委員会構成）も明らかにしてほしい。</p>	中村香	要望	<p>指定管理予定者の選定時と同様に、民間活用事業者選定評価委員会が、毎年、市の共通の評価シートにより評価を行い、ホームページにて公表しております。評価の基準につきましては、標準例ですが、原則として仕様書に示されている業務について、仕様書等とおりを「3」として5段階評価で行っております。主な項目は①総合的な運営状況②管理業務の実施状況③事業実施状況④収支状況などです。</p> <p>なお、有馬・野川生涯学習支援施設では上記の③事業実施状況の細目として、a施設利用提供、b生涯学習支援事業、c指導者ボランティアの育成、d活動団体との連携事業、e市民活動促進業務、f市民活動支援体制、g自主事業に関する事項、h広報活動を設定しております。</p>
128	意見書	<p>行政と指定管理者の連携のみならず、指定管理者同士、また市民との連携・協働の在り方も先に決めておいた方が良いのではないかと。</p>	中村香	質問	<p>指定管理者制度を導入する場合においても、令和3年3月に策定いたしました「今後の市民館・図書館のあり方」にてお示しておりますとおり、図書館においては「地域の中の多様な主体との協働・連携や地域資源を活用した読書普及に関する取組、他施設等との相互連携による取組を進める」こととし、市民館におきましては、「多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり」を目指し、「地域団体の育成・交流を促進する取組やボランティア・研究会・サークルをはじめ、企業や大学、NPO法人など多様な主体と協働・連携した取組を推進」してまいります。</p> <p>指定管理者同士、市民との協働のスキームについても今後より詳細に詰めてまいります。</p>
129	意見書	<p>ICT活用、アウトリーチには期待したい。</p>	中村香	意見	<p>「新しい生活様式」に対応した学習機会の提供に向け、市民館事業におけるさまざまな場面においてICTの活用を図ってまいりたいと考えております。オンラインによる学級・講座等を実施するとともに、主体的な学びの活動をより一層促進するため、デジタル化した学習に役立つ教材・資料の提供などの取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
130	意見書	<p>ニーズの変化に対応することも大事だが、シーズを撒き、ニーズを生み出すことも大事。また、ニーズをどう把握するのか。</p>	中村香	質問	<p>市民の自発的・主体的な社会教育活動の創発には、地道な種まきとその土壌となる環境づくりが必要であると思っております。市民館・図書館は、その担い手となることに留意して事業実施・管理運営を行う必要があると考えております。</p> <p>市民意見等につきましては、これまで、本市における社会教育の推進にあたっては社会教育委員会議から、市民館における各種事業の企画実施や図書館の運営などに関しては、各市民館・図書館専門部会から、ご意見をいただきながら円滑な運営に努めてきています。また、「今後の市民館・図書館のあり方」におきましては、市民からの意見を伺うしくみとして、ワークショップやアンケートによる多くの市民意見聴取に努めてきました。今後の取組の推進にあたりましては、引き続き社会教育委員会議等を通じた専門的な意見に加え、（仮称）利用者懇談会などを実施しながら、利用者や関係団体をはじめとするさまざまな主体との対話を基本とした事業推進に努めてまいりたいと考えております。</p>

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
131	意見書	業務の水準(p.3)を、誰がどう作りどう評価するのか。	中村香	質問	施設職員の知見が重要であると考えておりますので、施設職員と事務局職員により作業を行い、必要に応じて関係者・関係団体等からご意見等も伺いながら、業務要求水準や仕様書等を作成してまいりたいと考えております。
132	意見書	サービスを受けるという事は、自治能力を失うことにもなる。そのバランスをどう考えるのか。	中村香	質問	サービスは一方向的に行政が提供するものだけではなく、市民が自発的・主体的な活動等の自治を行うことのできるように環境整備・活動支援等をしていくこともサービスと考えております。
133	意見書	専門性の一つの基準として社会教育士がある。横浜市唯一の社会教育施設「社会教育コーナー」や、小金井市公民館貫井北公民館はNPOが担っており、責任者は社会教育士を取得している。	中村香	意見	市民館の職員の専門性につきましては、社会教育振興を担う専門的職員として、社会教育の体系的な理解を深め、個々の専門性の向上を図れるよう各種研修・研究活動を実施するとともに、関係部署とも連携しながら幅広い分野の知識の習得や地域課題解決のための知識や技能などを身につけるための研修事業を行うなど、計画的・体系的な人材育成に努めてまいります。 社会教育主事や社会教育士の資格取得者の確保についても、今後指定管理事業者へ求めてまいりたいと考えております。
134	意見書	「行政と一緒に研修や勉強会を行う」とのことだが、頻度や内容を明確にしないと、単なる連絡会になる危惧がある。各館の指定管理者同士の連携や勉強会も開催した方が良い。	中村香	意見	指定管理者制度導入後においては、市民館・図書館において、知識の継続をはかるためには市と指定管理業者と一緒に研修や勉強会を行うことが必要であると考えております。また現在も館長会議や係長会議等、職位ごとの職員が集まって課題や事業等を話し合う会議を行っておりますので、そういったスキームを引き続き継続するとともに、いただいた御意見を参考にしながら、今後の運営について検討を行いたいと思います。
135	意見書	公共性を保つためのチェックとは具体的にどのようなものか、明確にし、公開してほしい。	中村香	要望	指定管理施設のモニタリングにつきましては、川崎市として、指定管理者自身が行うセルフモニタリングや毎月・四半期・年度ごとに行っている事業報告等を適宜確認するとともに、必要に応じて現地視察を行うなど、丁寧に実施することとしております。また、事業の実施にあたっては、必ず行政がチェックを行うとともに、公共として必要な事業は確実に実施していくような体制を構築してまいります。
136	意見書	安定的な運営を考えると大手企業が入りやすいが、地元で長年にわたり地域活動を行ってきたNPOや地元企業なども応募できる仕組みを考えてもらいたい。	中村香	要望	地域のNPO法人や地元企業等の参入についても念頭におきながら、要件等の検討を進めてまいりたいと思います。
137	意見書	「検討します」と書かれている所は、いつまでに誰が検討するのかを明確にしてほしい。その際に、利用者等の意見も反映する方法で検討してもらいたい。 ・減免措置、利用申請など。 ・「教育文化会館及び労働会館における取り扱いを基本」とする場合、どちらが優先されるのか。	中村香	質問	検討の内容にもよりますが、指定管理者制度を導入する際には、条例の改正までに確定するものなどございますが、遅くとも募集開始までには確定できるよう検討いたします。 教育文化会館と労働会館のどちらの取り扱いを基本とするのかを含め、料金や減免措置については条例策定まで、利用申請手法については仕様書策定までには考え方を整理します。 市民意見、利用者意見につきましては、これまでたくさんのご意見ご要望をいただいておりますので、その一つ一つの思いを大切にしながら検討させていただきたいと考えております。
138	意見書	停電対策の太陽光発電設備ということは、建物の上に設置するのか？ 下だと使えなくなる可能性が高い。	中村香	質問	施設設備の設計等につきましては、その効率性や安全性、耐久性なども含め、本市の施設工事の管理を所管する「まちづくり局」や専門の設計事業者等と協議を行いながら進めてまいりますが、太陽光発電については屋上に設置する予定です。

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
139	意見書	<p>管理運営体制の組織と事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館長はどの立場の人か。</li> <li>・事業担当は、労働会館と市民館としての両方の担当者が必要ではないか。</li> <li>・新施設の役職・担当が、行政職員なのか、指定管理なのか解り難い。</li> </ul>	中村香	質問	<p>川崎市における指定管理者制度の導入手法といたしましては、「管理運営体制の組織と事業内容」は、基本的には、業務要求水準や仕様書に基づき適切な管理運営を行えるよう、事業者が提案するものとしています。ご意見を踏まえ、適切な管理運営体制の提案をいただけるように留意してまいります。</p> <p>指定管理施設の館長は指定管理者職員になります。また新施設の職員は全て指定管理者の職員でございます。</p>
140	意見書	<p>民間活用事業者選定評価委員会に、社会教育の知見を持つ専門家を入れてもらいたい。</p>	中村香	要望	<p>民間活用事業者選定評価委員会には、社会教育の知見を持つ専門家を選任してまいります。</p>
141	意見書	<p>収支構造とめざす運営で利用料金収入の向上を図るとのことだが、利用料金の値上げをする場合の審議プロセスを明らかにしてほしい。</p>	中村香	要望	<p>使用料は条例により定めております。指定管理者制度を導入する際には、利用料金の上限を条例に定めることとなりますので、その上限を改定する場合には、条例改正の手続きが必要になりますが、指定管理者が入ることによって現行料金を値上げするという事は考えておりません。</p> <p>なお、川崎市における施設等の使用料・手数料の改定を含めた見直しにつきましては、平成26年に市が定めた「使用料・手数料の設定基準」に基づき、大幅な原価の変動による場合などを除き、おおむね4年ごとに検討していくこととします。</p>
142	意見書	<p>飲食の販売では、障がい者施設や特別支援学校などのパン販売や、労働の機会や場を検討してもらいたい。</p>	中村香	要望	<p>障害者施設の製作販売等につきましては、どのような対応が可能か、関係団体とも協議を進め、要求水準や仕様書等の作成の際に、どこまで求めるかも含め検討させていただきます。</p>
143	意見書	<p>付属備品なども業者の言いなりではなく、しっかりと検討してもらいたい。例えば、可動式の机では、縦にしないと動かないものではなく、縦にもできるが平面を上にしたままでも動かせるものでなければワークショップをしにくい。</p>	中村香	要望	<p>備品や付属品等については、基本的に行政が用意をするものになります。その購入にあたっては利用者の声を参考に進めてまいります。</p>

番号	媒体	意見	名前	区分	市の考え方
145	第1回会議	そもそもなぜ指定管理者制度の導入にいったのか。職員から「直営方式ではやっていけない」という声があったのか、または市民から「直営方式は市民のニーズにできていない」といった声があったのか、伺いたい。	和田悠	質問	指定管理者制度はあくまでも手段である。市民館・図書館の今後10年先を見据えた方向性をまずは作ろうと「今後の市民館・図書館あり方」を、令和3年3月に2年ほどかけて市民意見も聞きながら策定した。市民館・図書館に対する期待やニーズも広がっていることが把握でき、例えば地域のコミュニティスペースや館内以外での学びの場の展開といった意見が多数あった。その中で、あり方を実現するためにはどうするのか、という視点で検討してきた。職員を大幅に投下することは市の現状では難しい中で、民間の力を活用するという方向性を導き出した。
146	第1回会議	本当は「地域の中で活躍できる市民館には人が欲しいけど、現状の職員では人が足りないからこの制度を導入する」という理解でよいか。	和田悠	質問	マンパワーの面もある。さらにノウハウの面もある。広がりのあるサービス感を求められている中で、民間の持つノウハウとマンパワーを活用しながら進めていくものと考えている。
147	第1回会議	今回の管理運営の考え方を進めるにあたり、現場職員の声をどのように聞いたのか。あるいは市民の声をどのように反映したのか。	和田悠	質問	図書館は、生涯学習部の中の一つの部という扱いになるので、部内での協議を頻繁に行った。特に図書館長会議や、より現場に近い職員の会議等の場で、あり方策定のときから協議を重ねてきた。市民館は、市民館長会議や係長級の会議、また、区役所の意向もあるので、各区長・副区長との協議の中で方向性について検討してきた。
148	第1回会議	政令指定都市はなぜ指定管理者制度の導入が多いのか。 また、これは質問であり要望でもあるが、指定管理者制度の導入は川崎の社会教育の歴史的な大転換であり、この数回の会議も歴史的に振り返られるという自覚をもっている。 視察調査に行ったのは、市民館関係だと基本的には指定管理者制度でうまくいっているところだと思われる。直営方式を維持しているところ、あるいは一部直営方式を残している自治体・政令指定都市もあるのではないかと考える。 この視察調査だと、結論に向かっていいところ取りの調査値になっているという感が否めない。 なぜ視察調査がこの場所だったのか、学識の立場としては恣意的な選抜に感じる。 事前にこの社会教育委員会会議の場で相談してもらえれば、視察についても一緒に研究できたのではないかと感じる。 市民に開かれた説明をするという観点から、より多角的・総合的に、そして公平に検討していることがわかるような形であることが必要である。	和田悠	質問	川崎市の市民館はホール併設型で、他都市に比べて規模感が大きいものであり、他都市でいう生涯学習センターの形に近い。他都市の公民館は地域ごとに数多く設置されており、地域密着の小規模のものが多い。その点で、そもそもの性質が異なると言える。 政令指定都市に指定管理者制度が多い点については調べ切れていないが、受託事業者の状況や導入のしやすさを総合的に判断しているのではないかと考える。 生涯学習センターのようなホール運営を抱えているところについては、専門性が高くなり、民間に任せる傾向が強いように感じる。規模が大きくなると管理運営にも手間がかかるため、公民館よりも生涯学習センターのような場所が、指定管理者制度導入の実績値が高まっているのだと考えられる。 視察調査については、全国的にも優良事例とされ、うまく民間の力を活用している団体を中心に見てきた。それは、我々が直営でやってきた歴史の中で、新たに一歩踏み出すために参考にしたいということと、もともとは直営だったものをなぜ導入に踏み切ったのか、課題はどんなものがあったのか、行政の立場で確認することができ、さらに行政と管理者の両方の立場について話が聞けるということであった。 また、視察調査したのは複合施設が多く、図書館と市民館が一つの建物に入っていたり、ちょっとした市民交流施設がついていたりと、川崎市の状況に近いということを踏まえて伺った。

		令和4(2022)年度【1年目】											令和5 (2023)年度
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
社会教育委員会議	本会議 (定例会)		第1回 (6/6)	第2回	第3回	第4回	第5回		第6回		第7回	第8回	第9回
	専門部会 (全12部会)		第1回		第2回			第3回		第4回			
	連絡協議会等	県社教連理事会 (5/9)	県社教連総会 (6/24)	指定都市社教連 (7/8)	県社教連研修会 (8/29)		全国社教連 (10/26~28) 県社教連理事会 (10/31)	関東甲信越静 研究大会 (11/10~11) 県社教連地区研究会 (11/24)		県社教連理事会 (2/6) 県社教連地区研究会 (2/16)		次年度指定都市社教連の 議題提出 (3/上)	
教育委員会 (定例会は毎月開催)	定例会 (報告・承認) 5/24	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	定例会	
議会 (定例会(年4回)と常任委員会)	文教委員会 (報告) 5/26 総務委員会 (報告) 5/27	第3回定例会 (6/6から6/29)				第4回定例会		第5回定例会			第1回定例会		







社会教育委員会議スケジュール（案）

	令和5(2023)年度【2年目】											令和6年度
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
社会教育委員会議		第1回 (6/6)	第2回	第3回	第4回	第5回		第6回		第7回	第8回	第9回
本会議 (定例会)												
専門部会 (全12部会)		第1回		第2回			第3回			第4回		
連絡協議会等	県社教連理事会 (5/上)	県社教連総会 (6/下)	指定都市社教連 (7/上)	県社教連研修会 (8/下)		全国社教連 (10/下) 県社教連理事会 (10/下)	関東甲信越静 研究大会 (11/中) 県社教連地区研究会 (11/下)			県社教連理事会 (2/上) 県社教連地区研究会 (2/中)	指定都市社教連 議題回答作成依頼 (3/上)	
教育委員会 (定例会は毎月開催)												
議会 (定例会(年4回)と常任委員会)												

定例会の 議題・協議事項等			専門部会 報告		専門部会 報告		専門部会報 告		市民自主 補助金		専門部会 報告 指定都市	2年間の活動と次期について
	<p>(案) 社会教育振興事業に関すること 家庭教育の推進に関すること 地域教育の推進に関すること 文化財の保護及び活用について 等</p>										年間の 会議報告 まとめ	教育委員会 への報告



令和4年度第3回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和4年8月8日(月)  
18:30～20:30  
場 所 生涯学習プラザ 401大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 報告事項  
 専門部会報告等について 【資料1-1】  
【資料1-2】
- 3 協議事項  
 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」に関する教育委員会への提言について 【資料2-1】  
【資料2-2】  
【資料2-3】
- 4 その他
- 5 閉会



## 令和 4 年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

	専門部会	第 1 回		第 2 回		第 3 回		第 4 回	
		日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書	日にち	報告書
1	教育文化会館	6月17日	○						
2	幸市民館	6月26日	○						
3	中原市民館	8月3日	○						
4	高津市民館	6月23日	○						
5	宮前市民館	6月28日	○						
6	多摩市民館	6月17日	○						
7	麻生市民館	8月18日	-						
8	有馬・野川生涯学習支援施設	7月26日	○						
9	図書館	7月1日	○						
10	日本民家園	5月21日	○						
11	青少年科学館	6月17日	○						
12	青少年教育施設	未定	-						

○・・・提出済

## 専門部会審議報告書

部会名	第1回 川崎市社会教育委員会議 中原市民館専門部会
開催日時	令和4年8月3日(水) 10:00~11:40
場所	中原市民館 第1会議室
出席者	<p>&lt;委員&gt; 菊地委員、梶川委員、但野委員、滝沢委員、鈴木委員、木村委員 (欠席者2名 中道委員、日吉委員)</p> <p>&lt;事務局&gt; 石川館長、船津係長、小栗係長、大久保主任</p>
議事項目	<p>(1) 部会長・副部会長の選出について</p> <p>(2) 市民館の管理運営について</p> <p>(3) 社会教育振興事業について</p> <p>(4) 令和4・5年度の調査審議について</p>

### 決定・確認事項

- (1) 部会長・副部会長の選出について  
部会長は鈴木委員、副部会長は菊地委員に決定
- (2) 市民館の管理運営について  
・事務局が説明し了承
- (3) 社会教育振興事業について  
・事務局が説明し了承
- (4) 令和4・5年度の調査審議について  
・調査研究テーマについて、次回以降も引き続き議論する

### 主な意見

- ・コロナ禍もあるが、今年度の事業は以前と同様に実施するのか。(感染状況を注視し、臨機応変に対応する必要があると考えている。)
- ・短期の学級が多いが、市民の関係性を築く試みにつながっているか。(市民自主事業につながった事例もある。)
- ・アウトリーチなどの話もあるが、地域の中での講座はどのようにしているのか。(市内学校の協力を得て、学校を会場にしたり、生涯学習財団と連携して、生涯学習プラザを会場に講座を実施するなどしている。)
- ・まちづくりのことが気になっている。子どもたちや地域の人と考える機会があると良いと思う。
- ・中原区の地域を見学するなど、見て学ぶ機会があると良いのではないか。
- ・活動報告書には、各市民館の過去のテーマが掲載されているが、「子ども」というキーワードが出ているのは中原市民館のみ。中原らしいと思う。
- ・令和7年度からは中原市民館も指定管理者制度に移行する予定だと聞いている。その前に専門部会として、市民館の良さをきちんと総括しておくことが必要ではないか。

### その他

特になし

## 専門部会審議報告書

部 会 名	令和4年度第1回 川崎市社会教育委員会議有馬・野川生涯学習支援施設専門部会
開催日時	令和4年7月26日（火）14時から16時まで
場 所	有馬・野川生涯学習支援施設2階フリースペース
出席者	<p>〈委員〉小倉敬子（部会長）、生駒みを（副部会長）、伊藤昇、津田知充、永野勝、鴨志田由美、本田明子、野島隆行</p> <p>〈事務局〉齊藤館長・岸本課長補佐（宮前市民館）</p> <p>（指定管理者）境館長、山口東京営業部シニアディレクター（アクティオ株式会社）</p> <p>〈その他〉紺野担当係長、豊本担当係長（教育委員会生涯学習推進課）</p>
議事項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委嘱状伝達</li> <li>2 委員・職員紹介</li> <li>3 資料確認等</li> <li>4 川崎市社会教育委員会議「有馬・野川生涯学習支援施設専門部会」について</li> <li>5 正副部会長の互選について</li> <li>6 報告事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）令和3年度管理運営事業・収支報告について</li> <li>（2）令和4年度事業・収支報告について</li> <li>（3）「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」について</li> <li>（4）その他 次回、第2回有馬・野川生涯学習支援施設専門部会の開催日程について</li> </ol> </li> </ol>

### 決定・確認事項

- 5 宮前市民館専門部会 正副部会長の互選について
  - ・部会長 小倉敬子委員、副部会長 生駒みを委員に決定した。
- 6 報告事項
  - （1）令和3年度管理運営事業・収支報告について
  - （2）令和4年度事業・収支報告について
    - 境 有馬・野川生涯学習支援施設館長から報告・説明。
  - （3）「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」について
    - 教育委員会生涯学習推進課 紺野担当係長、豊本担当係長から報告・説明。
  - （4）その他
    - ・次回、第2回有馬・野川生涯学習支援施設専門部会の開催日時 11月8日（火）午後2時～

### 主な意見



6 報告事項

(1) 令和3年度管理運営事業・収支報告について

特になし。

(2) 令和4年度事業・収支報告について

昨年の専門部会で話が出ていた、「ノルディックウォーキング」が加わって良かった。是非、参加者が集まってほしい。

(3) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」について

アリーノは市民活動団体の自主運営で自由に使える場所がある。アリーノについては知られていないことも多いが、教育委員会としてはプラスの面を取り入れて参考にしてほしい。地域のコミュニティは市民館であるべきだと思っている。

その他

なし

社会教育会議専門部会の主な意見

	団体種別	団体名	説明日	主な御意見
1	市民館 関係団体	教育文化会館 専門部会	2月20日	・労働会館の工事はいつから始まるのか。
2	市民館 関係団体	幸市民館専門 部会	1月23日	・これから未だ検討ということだが、かなり大々的な変換というように感じた。 ・飲食が可能になったことはおどろきだ。なぜ今まで飲食ができなかったのか。市民ニーズを捉えてそうしたのか。 ・個人利用が可能になるということにもおどろいた。市民館は個人というよりもまちづくり(つながりづくり)に重きを置いていたと思う。大きな転換があったのか。 ・説明資料に示されている「市職員のマンパワーを補完し、市職員が企画や新たな取組に一層注力できる体制の構築」をしっかりとやってほしい。 ・民間活用や指定管理制度を否定するのではなく、そうした制度を、よりよい形で活用することが重要だと思う。
3	市民館 関係団体	中原市民館専門 部会	2月20日	・指定管理者制度は難しいと思っている。こども文化センターが指定管理者になり、運営を指定管理者に任せるときに、市の職員が地域の人と結びついて、経験を積み、企画をするという社会教育を経験する場を失った。 ・市の職員が経験を積む場は今後も大切にしてほしい。
4	市民館 関係団体	高津市民館専門 部会	2月12日	・質問・意見無し
5	市民館 関係団体	宮前市民館専門 部会	2月20日	・民間活用により事業サービスを拡充するのであれば、菅生分館と向ヶ丘出張所に図書館の返却ポストを設置してほしい。 ・菅生分館と向ヶ丘出張所においても、民間活用により図書館機能を導入するなど、サービスの拡充を図っていただきたい。
6	市民館 関係団体	多摩市民館専門 部会	2月26日	・意見、質問なし

## 「考え方中間取りまとめ」関係団体説明一覧

7	市民館 関係団体	麻生市民館専 門部会	2月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「民間活力の更なる活用の検討」とあるが、窓口が業務委託になって、職員さんが窓口にいなくなり、市民とのコミュニケーションが取りにくくなった。職員が忙しいのはわかるが、市民のニーズを把握するには、市民と接することが重要である。</li> <li>・他都市の指定管理者による運営をみると、講座が横並びの運営だったり、自治体側のノウハウがなくなったり、理想とかけ離れたものになり、不安に思っている。また、民間事業者の評価が、社会教育の部分で適正にできるのかも不安である。</li> </ul>
8	市民館 関係団体	有馬・野川生 涯学習支援施 設専門部会	3月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースペースの考え方は大変良いと思う。「街の広場」の取組が進んでいる中で、市民館は広場となれていないように思う。</li> </ul>
9	図書館 関係団体	図書館専門部 会	2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館専門部会で事前に話をしてほしかった。</li> <li>・行政についての勉強する機会を作ってほしかった。</li> <li>・単純に経費削減をするためのものではないことは資料の説明を受けて分かったが、指定管理者や委託にもそれぞれのメリット・デメリットがあるため、そこを踏まえてほしい。</li> <li>・個々の地域で活躍している取組・人材を吸い上げ連携させることが必要。個別の力では限りがある。個々のものをまとめていく機能と交流の必要性がある。</li> <li>・指定管理者と行政の連携、話し合いの場、評価等はあるのか。丸投げになってしまわないか。そういった仕組みはどうなっているのか気になる。</li> <li>・現在の図書館の苦労は理解している。市民の一人として支えていと思っている。民間活用というが、それは市民を活用するという事も考えてほしい。</li> <li>・もっと話し合う場が欲しい。考え方の策定を遅らせられないのか。</li> <li>・平成26・27年度の過去の社会教育委員の研究報告書で、当面指定管理者制度は必要ないと結論付けている。こういったこともしっかり理解してほしい。</li> </ul>

# 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」関係団体説明一覧

社会教育委員会協議専門部会の主な意見

	団体種別	団体名	説明日	主な御意見
1	市民館 関係団体	教育文化会館 専門部会	6月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民館に指定管理者制度が導入されると直営の職員はいなくなるのか。</li> <li>直営の職員用の事務室はないのか。</li> <li>利用料金はどうなるのか。</li> </ul>
2	市民館 関係団体	幸市民館専門 部会	6月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の力は否定しないが、市直営と比べて悪化している事例もある。</li> <li>指定管理者の業務はきちんと管理出来るのか。</li> <li>民間業者は運営ノウハウを含め、きちんと出来るのか。</li> <li>振興事業は昭和24年からの歴史がある。仕様にきちんと盛り込み、歴史を継続してもらいたい。</li> </ul>
3	市民館 関係団体	中原市民館専門 部会	8月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務要求水準とあるが、どの位の水準を目指すのか。</li> <li>市がマネジメントを行うとのことだが、市とはどこを指すのか。</li> </ul>
4	市民館 関係団体	高津市民館専門 部会	6月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市の状況をしらべているのか。</li> <li>ミュージアムは指定管理となり、文化財が水没してしまった。危機対応はできるのか心配である。</li> <li>高津市民館は良い事業をしてきている。振興事業のノウハウは継続されるのか。</li> <li>民間はやはり不安である。高津市民館のホールを利用した際に、市の人は丁寧に対応してくれたが、委託になってから「ここまでしかできない」という事が多くなった。</li> <li>指定管理をいれたが失敗して直営に戻した話もよく聞く。</li> </ul>
5	市民館 関係団体	宮前市民館専門 部会	6月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的にどのような業者が入るのか。</li> <li>指定管理者の業務はきちんと管理出来るのか。</li> <li>振興の人がやっていることをきちんと管理できるのか。</li> <li>この市民館に愛着を持つ市民もいる。市民館の事業がおろそかになるのではないか。</li> <li>指定管理にする意味が分からない。新たなニーズがあるのなら人を増やせばよいのではないか。</li> <li>平成17年の区の併任の際も立ち会ったが、最初はぎこちなかった職員がきちんと対応できるようになる様を目の当たりにしてきた。反対ありきではなく、民間活力がうまく作用するためのノウハウなどが活用できる仕様にしてほしい。</li> </ul>
6	市民館 関係団体	多摩市民館専門 部会	6月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育振興事業は参加者数だけではない。参加者数が少なくても必要なものはある。</li> <li>市民館の職員は残らないのか。</li> </ul>

「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」関係団体説明一覧

7	市民館 関係団体	麻生市民館専 門部会	8月18日	未実施
8	市民館 関係団体	有馬・野川生 涯学習支援施 設専門部会	7月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理の導入の件で予算・人件費のメリットはあるか。</li> <li>・人件費削減は問題である。</li> <li>・指定管理者の業務を受ける側としては、指定管理料の算定を適正に行って頂きたい。</li> <li>・社会教育指導員はどうなるのか。</li> <li>・指定管理者制度導入の際には、館だけではなく、利用者連絡会などで、一緒に考えていく場が欲しい。</li> <li>・市民館・図書館なども憩いの場やたまり場としての役割を果たしてほしい。</li> <li>・若い人の呼び込みや、利用率の減少はどう考えるか。</li> <li>・指定管理者の選定方法はどうか。金額のみで決めないでほしい</li> <li>・市民とは連携が切れないようにしてほしい。</li> <li>・保護者の利用がきっかけで子どもが使う事例もある。子育て世代の意見を聞いてほしい。</li> <li>・親のフリースペース的なものは想定してもいい。</li> <li>・このご時世、指定管理者制度が導入されるのは自然な流れだと思う。行政にはこれらのニーズをしっかりと受け止めて欲しい。</li> <li>・生涯学習施設は、地元への愛着をどう育てていくかが課題である。</li> </ul>
9	図書館 関係団体	図書館専門部 会	7月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜこれほど策定を急ぐのか。もうちょっと時間をかけるべきである。</li> <li>・パブコメの内容について教えてほしい。</li> <li>・指定管理者制度を図書館に導入する事によってどのような効果があるのか、市民の意見を踏まえてまとめてもらいたい。</li> <li>・指定管理者を入れるかどうかの段階で広く広報して皆さんの意見を聴くなりすべきだった。</li> <li>・今の状態でも市の職員は目一杯である。現場の市職員がどうなるのかということも説明してほしい。また、現場の職員はどう考えているのかということも聞きたい。</li> <li>・現場の有資格者が、指定管理が入ることによって他部署に異動するのはもったいない。</li> <li>・図書館の指定管理者制度導入については、成功例もあれば失敗例もあると思う。特に失敗例を精査してもらい間違いのないよう、図書館に精通した職員に、内容等を決めていただきたい。</li> </ul>

# 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」関係団体説明一覧

## 市民館・図書館関係団体の主な意見

	団体種別	団体名	説明日	主な御意見
1	教文 関係団体	川崎区市民活動コーナー運営委員会	5月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設名の表記としてカッコしてサンピアンとするなどして、分かりやすくすべきでは。</li> <li>市民活動コーナー利用団体が活動する上で使用する道具については、新施設においても同様に保管したい。</li> <li>ロッカースペースは現在使用しているものをそのまま置きたい。</li> <li>市民活動コーナーの予約方法はか分かりにくい。新施設の利用では予約方法を検討してほしい。</li> </ul>
2	教文 関係団体	川崎区PTA連絡協議会	6月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者になっても教育や文化の分野に税金を使ってほしい。</li> <li>飲食できることはありがたい。</li> <li>指定管理者になって税金を使った支出を増やすようなことの無いようにしてほしい。</li> <li>広報はワークショップで快活な意見があったが、これを具現化できるか区民は期待している。</li> <li>この施設が好きな人の声だけにならないようにしてほしい。</li> <li>Wi-Fiは設置されるのか。</li> <li>印刷機は設置されるのか</li> <li>ロッカースペースはどの程度の大きさなのか。</li> </ul>
4	教文 関係団体	川崎区地域教育会議	6月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでワークショップなどで区民の意見を聞いてきたが、素案に反映されていると思う。</li> <li>労働会館は暗い。</li> <li>レベルの高い取り組みを求めているので、上手いけば直営よりもよくなると思うが、対応できる事業者がいるのか心配している。</li> <li>どれだけチェック機能が働くか。労働会館は、5年であれば上手いかなければ変えることもできる。指定管理者の能力やマンパワーに丸投げするのではなく、市がスキルアップを行いながら市民を含めた3者で連携していくことが必要だと思う。</li> <li>地域の要望を入れていかないと進まないと思う。民間による接客によりサービスが向上すると良い。</li> <li>指定管理で能力の高い資質のある業者になればよいが、全て任せるとはならず、市民も参画する仕組みを作っていくことで、継続した施設運営につながる。</li> </ul>
3	教文 関係団体	川崎区文化協会	7月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働会館に指定管理者制度が入った際には、お願いしづらい状況となったと感じている。</li> <li>労働会館と教育文化会館が一つになると施設の稼働率はとても高いものになるだろう。</li> <li>新しい施設はどこでも開館当初は人もいっぱい来るが、時間の経過とともに稼働率も減ってくる。能楽堂がそうになっている。今回、民間の活力を活用して稼働率も上げていくということだろう。役所では難しい領域も対応可能になるはず。</li> </ul>

「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」関係団体説明一覧

5	教文 関係団体	川崎市町内会 連合会	7月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者により運営するにあたり、1年間を通して特定の団体に対して貸出をすることはやめてもらいたい。</li> <li>・現在の教文の跡地はどうなるのか。</li> </ul>
6	教文 関係団体	教文サークル 連絡会	7月30日	書面開催
7	市民館 関係団体	川崎市地域女 性連絡会	6月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンスペースは予約制でないと同じ人がずっと利用してしまう懸念がある。浮浪者の利用なども心配である。</li> <li>・オープンスペースは予約しないが、市民活動コーナーは事前に予約をして使用することになる。現状の使い方を踏まえて検討して欲しい。</li> <li>・川女連は事務所を拠点として活動をしてきた。今後、どのように運営できるようになるのか可能性を教えて欲しい。</li> <li>・市民活動コーナーはロッカーを設けてほしい。</li> <li>・これまで市が川女連の事務所を用意していた。今後もそうしてほしい。</li> <li>・指定管理者が1つの窓口になると良い。市民活動コーナーも区役所が関わっているので、一括で管理できるようにしてほしい。</li> </ul>
8	市民館 関係団体	地域教育会議 議長会	6月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H26、27年度の社会教育委員の報告書を踏まえる必要がある。</li> <li>・指定管理化の負の面が書いていない。</li> <li>・ノウハウが伝達されない可能性があることは問題だ。</li> <li>・これまでの関係性がなくなり、市民館を支えてきた人たちが離れていくことになる。</li> <li>・指定管理業者を選ぶ側の能力が求められる。</li> <li>・もっと色々な人の意見を聞いて、書き込まないといけない。</li> <li>・専門部会でもちゃんと説明してほしい。</li> <li>・役割分担を読んで、丸投げではないと理解した。ただ、これだけの事業を行うのは大変なこと。業者選びが重要になる。間違いのない業者選びができるのか。その評価はどう行うのか。</li> <li>・図書館と市民館の導入形態の違いがわからない。むしろ市民館に直営を残すべきでは。</li> <li>・市民の意見を聞く場をしっかりと確保してほしい。</li> <li>・市民館職員は既に区役所職員という意識が強い。区に入るのは教育委員会の意識をさらにそぐことになる。</li> </ul>

「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」関係団体説明一覧

9	市民館 関係団体	川崎市総合文化 団体連絡会	6月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あり方と調整は上手くいっているのか。単なる設備、利用頻度ではなく、今後の運営をどのようにするかが重要である。</li> <li>・指定管理者制度を導入したホールの調査を行うと良くないという結果がある。ホールに指定管理者制度を入れることは反対である。</li> <li>・事業者選定にあたっての審査の方法が見えてこない。</li> <li>・各館にはそれぞれの目的や歴史があるがそういったものを踏まえるべき。</li> <li>・指定管理者においても質を維持するように審査を行って欲しい。</li> <li>・社会教育員会は平成26・27年度で指定管理者制度について研究している経過があり、未だ導入するには課題も多く、導入するには早いとしているため、今回の指定管理者制度の導入は整合性が取れていない。</li> </ul>
10	市民館 関係団体	川崎市PTA連 絡協議会	6月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども文化センターの指定管理者は、ほとんど市民活動センターで一部異なる団体が管理している。異なる業者になることで、サービス内容が揃わない可能性がある。</li> <li>・業者が分かれても一定の話ができる体制が取れると良い。</li> <li>・PTAの市民館の窓口は変わらないのか。</li> <li>・マンパワーという単語が微妙だと感じる。時代にそぐわないため、他の言葉に置き換えても良いのではないか。</li> </ul>
11	図書館 関係団体	図書ボランテ ィア連絡会議	6月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者導入後も現在の活動は引き続きできるのか。</li> <li>・指定管理者制度になったら直営の職員がいなくなる。館運営の関係者がいなくなる。指定管理者制度だと利用者が減る事例も見受けられる。</li> <li>・業務委託の民間企業はどういった企業なのか、図書館知識のない事業者になったりしないのか。</li> <li>・市の職員は図書館で働きたいのではないか。直営館の仕事が増える。市の職員の接客は良かった。読む気にさせてくれた。そういった良質なサービスを展開しているのになぜ指定管理者なのかもっと説明が欲しい。</li> <li>・おはなし会の運営はどうなるのか。また児童担当は設置されるのか。おはなし会の趣旨を分かっている事業者になるのか。ボランティア任せにならないか。</li> <li>・分館だと職員1人とボランティア1人でやっている。おはなし会をボランティアに丸投げしてほしくない。図書館は公共性があるはずであり、きちんと公共性を担保してほしい。委託事業者選定も慎重になってほしい。</li> <li>・民間事業者は利益追求のためサービスの質を下げてしまうのではないかとといった不安がある。外部からの評価をもらう制度が必要ではないか。</li> </ul>



「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」関係団体説明一覧

12	図書館 関係団体	川崎の文化と 図書館を発展 させる会	6月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あり方の説明には「読書活動の充実」とある。充実させるのになぜ指定管理となるのかわからない。外に出るより、多くの拠点を作ることが必要なのでは。</li> <li>・「効率的・効果的な管理運営」とあるが、今までは効率的な運営ではなかったのか。</li> <li>・職員を増やせばよいのではないか。</li> <li>・市の文化的な活動にもっと予算を割くべきである。</li> <li>・川崎市立図書館では、専門職採用をしていない。横浜のように専門職採用をすべき。</li> <li>・自腹で司書講習を受講する職員がいると聞く。そのような職員をなぜ、図書館に配置出来ないのか。専門性の維持が必要である。</li> <li>・図書館の公共性を指定管理で担保出来るのか。</li> <li>・選書は一緒に出来るのか。</li> <li>・市が指定管理者を監督するには、図書館職員の業務理解が前提であり、専門性が求められる。</li> <li>・地域とのつながりは出来るのか。親しみが欠ける気がする。</li> <li>・パブコメでは市民意見を拾う制度としては薄い。もう少し説明をしてほしい。</li> </ul>
13	図書館 関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなしたまてばこ</li> <li>・図書館友の会</li> </ul>	6月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私たちは指定管理者導入には反対である。</li> <li>・前回の中間とりまとめとはあまりにも内容がかけ離れている。</li> <li>・私たち市民にも意見を言える機会が必要である。</li> <li>・パブコメをやっても、結論は変わらない。</li> <li>・こんな分厚い冊子の内容がすぐに決定したとは思えない。</li> <li>・なぜ、方向性だけでも発表しないのか？</li> <li>・指定管理者導入後も現在の活動は引き続きできるのか？</li> <li>・麻生区は市民館と一体だから図書館に指定管理者を入れるという理由が分からない。</li> <li>・麻生図書館がどのように変わるかイメージが持てない。</li> <li>・指定管理者の業者はどのようなイメージか。</li> <li>・直営の市の職員はどうなるのか？</li> <li>・麻生図書館の職員は現場で働きたいのではないか？</li> <li>・私たちの活動はどうなるのか？</li> <li>・児童担当の職員のような人材は設置されるのか？</li> <li>・業者が入ることにより、職員が関わるこt読み聞かせがボランティアだけになってしまうのではないか。</li> <li>・直営館に人は増やさないのか？</li> <li>・民間事業者は利益追求のためサービスの質を下げってしまうのではないか。</li> <li>・私たちの声を届ける方法はないか。</li> </ul>

(案)

令和4年 月 日

## 社会教育委員会議 審議報告

**目 的**

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」で言及されている指定管理者制度の導入効果や導入にあたっての視点について、社会教育委員会議としての意見を取りまとめ、指定管理者募集時の仕様書等の作成に活かす。

**主な審議内容**

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」に対する社会教育委員会議としての意見・提言

**経 過**

## 第1回会議（6月6日）

主な内容 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎 市民館・労働会館 管理運営計画（案）」についての教育委員会事務局からの説明及び質疑応答

## 6月下旬まで

社会教育委員からの意見聴取期間

社会教育委員会議専門部会への説明及び意見聴取

## 第2回会議（7月27日）

主な内容 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎 市民館・労働会館 管理運営計画（案）」に基づいた社会教育委員会議での意見交換

## 8月3日まで

社会教育委員から提言書（案）に対する意見聴取期間

## 第3回会議（8月8日）

主な内容 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「(仮称)川崎 市民館・労働会館 計画（案）」に基づいた社会教育委員会議としての意見の取りまとめ

川崎市教育委員会 教育長 小田嶋 満 様

川崎市社会教育委員会議議長 中村 香

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」等への提言

川崎市教育委員会が決定した「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「（仮称）川崎市市民館・労働会館管理運営計画（案）」（以下、「市民館・図書館の管理・運営の考え方等」という。）について、令和4・5年度社会教育委員会議として、検討致しました。

川崎市教育委員会は、令和3年3月の「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、市民館・図書館の管理運営について検討し、中間とりまとめを経て、今回の考え方（案）をまとめてられました。その検討にあたっては、政策・調整会議や市議会への報告など、必要なプロセスを経て、市としての意思決定をしたものと考えます。

一方で、既に決定された導入の方向性を指摘する委員からの意見・指摘もあり、社会教育委員会議の教育行政における位置づけに改善の余地があったものと考えます。社会教育行政の進め方への意見として受け止めて頂きたい。また、社会教育委員会議としても会議の在り方を改善し、社会教育行政を見据えた議論をしてゆくので、社会教育に関する諸計画を立案する際には、適宜適切なタイミングで、社会教育委員会議への説明を丁寧に行うことを要望します。

以上を踏まえ、教育委員会から求められた、市民館・図書館の管理・運営の考え方等について、社会教育委員会議として、次の点を提言します。

1. 指定管理者を公募するための仕様書等の作成にあたり、川崎市の社会教育の10年後20年後を見据え、公共性の担保や、地域の多様な主体と連携した取組が行われるようなしくみを検討する必要がある。
2. 指定管理者の選定にあたっては、社会教育として地域の特性を踏まえた幅広い世代を対象に、共に学び合い、共生社会を実現するような事業を展開できるように選定基準を定め、市が定める民間活用事業者選定評価委員会において、公正・公平な事業者選定を行うことが必要である。
3. 指定管理者制度の導入後の評価については、市民の声を適切に反映した評価が実施できるよう評価項目・評価内容を定めるとともに、利用者の意見聴取方法や評価結果の公開方法などは継続した検討を進め、指定管理者制度の導入後の管理運営体制については適宜見直しを図る必要がある。
4. 市、指定管理者及び地域がこれまで以上に相互に連携・協働しながら社会教育を通じた地域づくりが進められるようなしくみを検討する必要がある。
5. 市職員と指定管理者職員が学び合い意見交換をできる勉強会の実施や研修を充実させるとともに資格取得を推進し、公共の社会教育施設としての機能を高め、市民活動に積極的に参加し、推進する人材育成に努める必要がある。

なお、今後の市民館・図書館の機能・役割についても、具体的な提案を委員から頂いているので、今後の市民館・図書館運営や事業展開の参考にして頂きたい。

## 社会教育委員からの御意見要旨

### 地域づくりに向けて

#### ○地域づくりに必要な機能等について

- ・ 情報提供・課題解決に向けたパートナー・コンサルティング機能が必要である。
- ・ 地域情報にたけた人材配置と「顔の見える関係性」「問題の見える透明性」を持った機能が必要である。
- ・ 地域・行政・民間企業（指定管理者）と図書館ボランティア等、さまざまな人が協力して地域づくりをしていく関係の構築が求められる。

### 今後の社会教育の事業展開について

#### ○社会教育の定着についての意見交換等の必要性について

- ・ 市民館については、「行政の企画した事業の比率」「社会教育関係団体・市民団体が企画した比率」について常に意見交換を行うことが必要である。
- ・ 「外国の方々に向けてのセミナー」や「子育て支援のセミナー」の開催時間の変更や参加人数（参加比率）の検証に工夫が必要である。
- ・ 市民館の利用率を、会議室ごとで検証していく必要がある。

#### ○今後の社会教育行政の制度設計にあたって

- ・ 川崎の社会教育の評価をする必要がある。
- ・ 指定管理者制度を導入していない都市の事例研究をする必要がある。
- ・ 補助執行における課題の検討する必要がある。
- ・ 現在あるいはこれからの地域でどんな学びが必要かの検討する必要がある。
- ・ ニーズや潜在的な課題に対応していく方針が必要である。
- ・ 「本当に必要な学び」が何かを考えて提供していくようなしくみづくりが求められる。

#### ○ニーズの把握について

- ・ ニーズの把握する手法を検討する必要がある。
- ・ ネットでみる利用者の声の把握する必要がある。

### 今後の市民館・図書館の機能・役割について

#### （両館に共通した機能・役割について）

- ・ 人や活動がつながり、地域とつながり、生涯を充実させる「場」として、ともに生きる、学ぶ「力」を養う、育む施設としての役割が求められる。
- ・ 現代の社会状況や様々な市民ニーズに対応し、将来にわたりあらゆる世代の人たちが興味を抱き魅力ある施設としての役割が求められる。
- ・ SNSにアクセスできない利用者がアクセスできるような学びのしくみづくりが求められる。
- ・ 差別・多様性等を表現する地元芸術家の訪問、講演会、展示会開催の交渉することを行う。
- ・ パンデミックや大災害を含めた郷土史の収集、記録、公開することを行う。

### (今後の市民館の機能・役割について)

- ・区内の生涯学習の全体のコーディネートをする拠点としての市民参加の事業展開が求められる。
- ・趣味的活動だけでなく、社会や川崎市の地域の課題（いじめ・平和・人権・児童虐待・ヘイトスピーチ問題、ヤングケアラーなど）を学習し、解決への推進力となる運営が求められる。
- ・市民館とこども文化センター（中学校に1か所）、まちづくり協議会、PTA、地域教育会議などとの関係づくりが重要である。
- ・市民館と大学の講義等を同一テーマで共有・連携し、一般市民への聴講することを行う。
- ・社会教育振興事業としてのデジタル・シチズンシップ教育を実施する。
- ・社会教育振興事業としてのコグトレ学習を実施する。
- ・ニーズに対応した施設提供や情報発信、余剰スペースを活用した会話・ふれあいを楽しめる場づくりを進める。
- ・休日の部活動の室内スポーツ（卓球、室内テニス等）会場としてホールを利用することにより、多様なニーズに対応した学びの支援を行う。

### (今後の図書館の機能・役割について)

- ・居場所としての館のあり方の検討が必要である。
- ・公立図書館と学校図書館との連携が求められる。
- ・子どもの居場所づくりとしてのこども文化センターとの連携が求められる。
- ・地域との関わり、居場所を求める人への使い方の周知が必要である。
- ・図書館の本を地域の店舗や医院などの絵本コーナーに貸し出す取組（選書アドバイス）を行う。
- ・図書館の選書について、多くの各部門の専門家の意見を聞いて購入・収集をする。
- ・地域住民である職員による郷土資料の収集を行う。
- ・職員が直営館に出向して「資料選定、購入、除籍、図書資料収集・保存に関する決定」業務を経験する人事交流制度が必要である。

### (新しい宮前市民館・図書館の機能・役割について)

- ・「橘樹官衛群跡」の再現CGのホワイエ放映、TOQ ビジョン（田園都市線電車内広報）、YouTube 配信、かわさき GIGA スクール配信、パスファインダー等資料紹介などの開館記念事業の開催などを実施する。

## 人材育成について

- ・自らニーズを掘り起こしていけるような人材の育成が求められる。
- ・社会教育士の活用を図る。
- ・行政職員・指定管理者の職員等の研修体制（内容・頻度）を構築する。
- ・社会教育関係職員の力が発揮できる環境づくりを進める。
- ・図書館司書などの質を高める研修を実施する。
- ・本市OB司書による指導を行う。
- ・月1回の職員向け研修を実施する。

- ・業務の専門性を考えた業務指示としての資格の取得を進める。

### ○ICTの活用について

- ・市民館・図書館がスマートシティの実現に向けた、インターネット環境や設備の充実、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした事業展開を進めるためのコンテンツの充実を図る。

### ○アウトリーチについて

- ・アウトリーチによる具体的な事業展開を行う。

## 指定管理者制度について

### ○指定管理者制度の導入について

- ・経済的効率の視点だけでなく、市民学習を支援する市民館の役割を推進する体制づくりが必要である。
- ・特に図書館は、すべて（全館）を指定管理施設とせず、一部導入をする方がよい。
- ・懸念される課題への対応（郷土資料廃棄、選書、配架方法、職員雇用など）を図る。
- ・社会教育に関わってきた市民や地域人材との関係性の継続に配慮する。
- ・行政（教育委員会と区役所）・指定管理者・地域の意思疎通と関係性の維持を確保する。
- ・市民館・図書館の公共性担保のチェック機能については、専門的な知識が必要である。
- ・休日や夜間の事業実施、利用の少ない時間帯の活用を進める。
- ・図書館は、全館への指定管理者制度導入ではなく、一館を存続させ、市の専管事項や業務分担、業務分掌の制定を行う。
- ・指定管理者制度導入における経費の削減という表現がないことは不可解である。
- ・指定管理者制度導入にあたる職員の意見聴取を行う。
- ・事例研究をした視察先の選定基準を参考にする。

### ○指定管理者の募集について

- ・効果的な業務要求水準書を作成する。
- ・地域に根ざしたNPOや地元企業が応募できるしくみづくりを検討する。
- ・仕様書に基づき、市のマネジメントを行う。
- ・仕様書等に指定管理者との災害時の対策及びリスク分担の位置付けを検討する。
- ・行政との連携、指定管理者同士の連携、市民との協働・連携を図る。
- ・地域の学校やこども文化センター、老人いこいの家などの福祉施設との連携を図る。
- ・地域性や地域教育会議との連携事業を行う。

### ○指定管理者の選定について

- ・民間事業者選定評価委員会（指定管理者選定・評価）の委員の構成を検討する。
- ・評価項目と評価内容、評価結果の公開を検討する。
- ・選定基準の明確化を図る。

### ○導入後の評価等について

- ・評価基準・頻度・評価者の明確化を図る。
- ・利用者による評価のしくみを検討する。
- ・行政以外の第三者による評価を検討する。
- ・各種経費情報の公開をする。

### ○社会教育専門部会との関係について

- ・民間事業者選定評価委員会との役割分担を検討する。

## 今後の労働会館・川崎市民館の運営について

### ○会館の利用について

- ・利用申請の検討結果の明確化を図る。
- ・減免申請の検討結果の明確化を図る。
- ・利用料金の設定の検討結果の明確化を図る。
- ・障がい者施設等で製造した物の販売のあり方を検討する。

### ○職員配置・組織体制について

- ・新施設の役職・担当（館長・事業担当等）の位置づけを検討する。

## 社会教育委員会議について

- ・社会教育委員会議の中での、学校の利用についての話し合いが行われると良い。
- ・各専門部会同士の交流が必要である。

## 社会教育委員会議専門部会からの意見について

- ・社会教育振興事業は昭和 24 年からの歴史があるので、仕様書に盛り込み歴史を継続してもらいたい。
- ・指定管理導入後の危機管理対応等については、検討が必要である。
- ・社会教育振興事業のノウハウが継続されるような仕組みが必要。
- ・指定管理者制度導入の際には、館だけでなく、利用者連絡会などで、一緒に考えていく場が必要。
- ・市民館・図書館なども憩いの場や居場所としての役割を果たしてほしい。
- ・市民との連携が取れるような体制が必要。
- ・生涯学習施設は、地元への愛着をどう育てていくかが課題。
- ・指定管理者制度導入後も、現場の有資格者が活躍できるような人員配置の検討が必要。
- ・業務要求水準について、どのくらいの水準を目指すのかの検討が必要。
- ・市が行うマネジメントについては、定義を明確にする必要がある。

## その他の意見・質問について

- ・指定管理者制度の導入は、変えられない決定事項なのか知りたい。
- ・「市民館・図書館の管理・運営の考え方」については、現状の問題点、目標が必要だが、明確に理解できない。

- ・ 文部科学省の中央教育審議会の答申は具体的な内容でないので、検討すべき内容ではない。
- ・ 市の職員の配置をなぜ民間と同じような勤務体系で対応できないのか知りたい。
- ・ 社会教育委員会議からの報告書について、今回の案の中で触れるべきではないか。
- ・ 労働会館・川崎市民館の太陽光発電設備の設置状況は今後どうなるか知りたい。
- ・ 労働会館・川崎市民館の施設の備品(机・椅子等)の設置状況は今後どうなるか知りたい。
- ・ 条例改正や指定管理者募集等の公表と社会教育委員会議の関わりを知りたい。



## 「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」等への提言に対する社会教育委員からの意見一覧

番号	媒体	意見	名前
1	意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目2「指定管理者の選定にあたっては、社会教育としてよりよい事業を展開できるような・・・」という部分をもう少し方向性を表現した方が良いと思いました。</li> <li>・提言のP3にある今後の市民館・図書館の機能・役割についての所で触れている、「人や活動がつながり、地域とつながり、生涯を充実させる「場」として、ともに生きる、学ぶ「力」を養う」という言葉を引用することで、項目3～5で触れられている指定管理者に一定の方向付けが強くなるのではないかと思います。</li> </ul>	渡邊信博
2	意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉尻を捉えるようで申し訳ないのですが、ここだけ、冒頭で「川崎市教育委員会として、」で始まるのはなぜか、逆に他の項目が「川崎市教育委員会として」と始まらないのはなぜか。</li> <li>・続けて、文末が他の項目の表現とは異なり、「尽力すべきである」と努力目標的な表現で結ばれているのも気になります。理由がおりならばお教えてください。</li> <li>・提言4は、他の項目と等しく、「市、指定管理者、地域がこれまで以上に相互に連携・協働しながら社会教育を通じた地域づくりが進められるようなくみ（または「方法」でもよい？）を検討する必要がある」としたほうがよいのではないのでしょうか。</li> </ul>	岩木正志
3	意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成のところ、”専門性のあるボランティア”との記載があるが、ハードルが高すぎて、協力者の募集が難しく感じます。”市民活動への積極的な参加者”等の表記で、継続的な市民活動の推進を望みます。</li> <li>・市民館、図書館の各々の活動ですが、実施内容が各館で異なるため、各館での取り組みの共有を行って欲しい。図書館、市民館利用者に、他区の施設利用の協力をいただき、アンケートをもらうなど、市全体の活動にしてみても如何でしょうか。</li> <li>・市民館利用団体へ、定期的に勉強会の実施をし、市民館利用=社会教育への認識を頂くようにする。</li> <li>・図書館の利用者の多くは、子供達や年配の方と聞きました。その人々間とのコミュニケーションの拡充の場としてほしい。図書館で”静かにすること”は、時代にあっているのでしょうか？また、図書館に勉強会だけの利用は、市民館の会議室の空き部屋等への検討をしてほしい</li> </ul>	金丸照光
4	第2回定例会	<p>人材育成についてICTの活用とあったが、人材育成について難しいこともあったのかなと思う。市民館・図書館を使うにあたって、幼少期の子供もいると思うので、社会教育のポイントというのをICTを活用することによって、そういう活動を社会教育につながっているんだよという点につなげていければ啓発につながっていくと思う。</p>	金丸照光

番号	媒体	意見	名前
5	意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.前文10行目「また」の前に以下加筆 「H26、27年度報告」で「指定管理制度導入は必要なし」とし、2月委員会で提案されましたが、R4年度新メンバーでの討議は1回のみで十分協議を経ていないことも問題です。更に6月に行った「パブコメ」による市民意見の検討も十分でなく市民代表としての立場が不明確なことも問題です。</li> <li>・ 2. 提言部分での加筆 <ul style="list-style-type: none"> <li>2. ①「民間事業者選定委員会において」加筆「構成には※市民の委員を加えること」※図書館専門部会や各市民館部会の市民委員を加えること。</li> <li>②「公正・公平」に加えて「地域性や郷土の特色」を入れる</li> </ul> </li> <li>・ 3. 「利用者の意見聴取方法」の前に「市民の入った評価委員会を設けるなど」加筆 文末に加筆「更に、社会教委員会でも十分審議が出来る機会を与えてほしい。」</li> <li>・ 5. 加筆「川崎市の主体性を維持するために人事異動にも耐えられる継続した専任担当者を配置するなども必要です。」</li> <li>・ 6. (新項) 5年10年でなく20から30年のスパンに耐えられる管理運営のあり方を目指して提案してほしい。</li> </ul>	下田良一
6	第2回定例会	<p>提言書については、議長が大変苦勞して作られたものであると思うが、自分は「一方で」から始まる文書のところで、社会教育委員全員が指定管理導入の方向性に賛成しているわけでもなく、パブリックコメントを6月に実施しているので、そのことが全く触れられていないのは、いかがなものかと思っている。社会教育委員は市民の声というものも聴いて、自分なりに咀嚼して発言するという事だと思つたので、その点が引っ掛かっている。提言の2番については、公平公正な事業者を選定しようということだが、川崎市には、郷土とか地域に特徴があると思っている。南部は人権意識が高くて、北部は音楽大学があったり、文化的なものだったりそういったものが盛んなので、地域性ということも加味した業者選定・評価についても入れてもらいたいと思う。3番目についてであるが、評価して終わりということではなく、業者が適していない場合はどう変更していくかということについてもいれていけたらと思っている。それから、要望であるが、指定管理が5年ごとに見直しなどあると思うが、5年、10年というスパンではなく、20年30年という長いスパンで展望できることが大切だと思うので、とりあえず5年間やっちゃえということではなく、長いスパンでみる必要があると思うので、新たに6番として、そういうものを付け加えてもらいたい。</p>	下田良一
7	第2回定例会	<p>私は総合文化団体連絡会から選出されているので、理事に意見を求めた。文化川崎の編集長、川崎市民劇の事務局長であるセキショウゾウさんという方から意見をもらったので、いくつか紹介したい。主にこの方は演劇を55年やってこられた方なので、そういった面からである。「全国的には指定管理者制度の見直しが行われている点について全く触れられていないので、納得できない」「施設管理について業者に要望しても、仕様書の範囲外であるとか、対応できないということもある。行政に伝えても委託内容の変更で対応せざるを得ず、なかなか難しいという状況もあると聞いた」というような意見。「舞台関係者の要望として、公募制をとっているが、入札制度を適用しているので、人件費の削減により舞台門職の専門性の低下を招いている」といった問題点に対する意見をもらった。</p>	下田良一

番号	媒体	意見	名前
8	第2回定例会	<p>同じ社会教育施設であるスポーツセンターについては10年以上前に指定管理者制度が導入されている。それが入ってどのようになったか。そういったところにヒアリングするか、そのほかの関係施設にヒアリングするか、今後の市民館・図書館の指定管理をどう考えていけたらいいのか、例をあたっていけたらいいなと思っている。スポーツ施設についていうと、指定管理入れてよかった点もあるし、直した方がよいという点もある。そういったことを踏まえて仕様書だとか、選定委員会、地域の実情を取り入れてという意見もあったが、スポーツセンターも各区でそういった選定を行っているので、そういうことを参考にしながらやっていけたらよいのではないかと思う。ヒアリングして活かしていただけたらと思う</p>	丹野典和
9	意見書	<p>市民館・図書館は、まず楽しい「場」行きたくなる「場」親しみやすい「場」であることが重要であることを忘れていた。例えばキャラクターやシンボルを作成し、市民の日常生活に入り込むことを「はじめの一步」とし「あれって図書館のマークだよね」「あれって市民館のキャラクターだよね」と話題になり、認知されることを考えたい。図書館利用のきっかけづくりなればと思います。</p>	石川閣
10	意見書	<p>電子書籍の整備が必要と思われます。障害のあるかたや、高齢者、多忙な方々のためにインターネットで本が閲覧できるのはありがたい。</p>	石川閣
11	意見書	<p>指定管理者については、図書館・市民館等が、地域の知恵や知識を集約できる考えを持ち図書館関係者の間で考えるのではなく、街を巻き込んでの「ミーティング」を開催し、小さな声にも耳を傾け、新しいものを生む姿勢のある所に期待したい。地域とのつながりや世代間のつながり、ジェンダーを含め多くの人が協力し、図書館・市民館等が、「ランドマーク」となるような考えのある、可能性があるところに決まってほしい。</p>	石川閣

番号	媒体	意見	名前
12	第2回定例会	私は青少年の団体であるが、高森委員が発言されたように、社会教育委員という会議についていまいち知れ渡っていない。私は全団体の代表という立場で参加しているので、パブリックコメント等についても、知れ渡るように配布している。そのような団体からどのような意見があるのかというのは、知りたいところである。私は途中から令和3年度から入ったのだが、アンケートを取る際に男女平等の意見について10代や20代など若い世代にアンケートを取ったので幅広いところから意見をもらえたらと思う。	大津博之
13	意見書	・提言書に概ね賛成ですが、やはり仕様書や利用者の意見聴取について、もう少し具体的に書いておきたいと考えます。ただ、会議内でも御指摘いただきましたとおり、聴取方法等を具体的に書くのは時間的にも無理があると思います。そこで、「社会教育委員会議と連携し、検討を重ねた上、具体化する」といった文を入れてはいかがか。	高森康広
14	第2回定例会	議長がたたき台を作っていたのは、こういう書き方になるのはしかるべきであると考えている。地域教育会議に説明に来ていただいたときに、選定評価委員がどのような持ち方されるのか質問したときに、専門家が入るから大丈夫であると、説明があった。3番に書かれている利用者の評価、ここに書かれていることだと、意見徴収の方法、結果の方法を検討してくださいとなっているが、もう少し具体的に記載することはできないか。これだと、方法を考える、検討するというところで終わっているが、もう少し踏み込んで、こういう対象者にこういうアンケートを取るなど、具体的に描くことはできないか。	高森康広
15	第2回定例会	なかなか具体化するのは難しいと思うが、前回の会議で金丸委員からスパイラルアップの質問があったが、まずは行政サイドで規格を募って参加してもらって、その人たちに知識を得てもらって、自主事業につながるのがスパイラルアップであると思う。利用者ということばを分ける必要があるのは、講座に参加した利用者と、企画をする利用者と、同じ意見で統合されるというのは、ちょっと色が変わってくる部分であると思う。同じ利用者であるが、自主的に社会教育を展開していく人間をいかに増やしていくかというのが大事であると思う。分けて考える仕組みを考えてもらえたらと思う。	高森康広

番号	媒体	意見	名前
16	第2回定例会	議長がまとめていただいた資料で話ができ助かるのでありがたい。提言の4について、3番の評価にもつながるが、連携協働して、進められているかどうかというのはどのように可視化されているのかという点は気になっている。前回の質問に対する回答でもあったと思うが、仕様書上でどのように描かれるのかにもよると思うが、共通認識を社会教育委員会会議の中で持てたらと、可視化されたらいいのかなと思う。	井口香穂
17	第2回定例会	私も個人的に復興支援に携わっていて、地域づくりについて数値化することは難しいということは理解している。定性的になってしまう点もあると思うが、評価の視点については一緒に研究していけたらと思う。	井口香穂
18	意見書	指定管理者制度における委託契約の見直しが5年ごとであることに起因する「指定管理者職員の雇用の不安定性」が「会議」席上において複数の委員から指摘がなされた。「指定管理者職員の雇用の不安定性」への対応策として、「川崎市職員（大学卒程度等）採用試験—民間企業等職務経験者—」の受験資格対象者に認めることにより、本市の正規職員転換を可能とする人事制度」を改めて提言するものである。なお、本件は、指定管理者制度下で五年勤続した職員を無条件で本市職員として任用することを目的とするものではなく、あくまでも「川崎市職員（大学卒程度等）採用試験」受験資格対象者への途を開くことにより「指定管理者職員の雇用の不安定性」を改善し得ることについて提言するものである。仮に、民間企業が指定管理者となる制度化の下で正規・非正規などの雇用形態を問わず五年勤続した司書資格を保有する職員が「川崎市職員（大学卒程度等）採用試験」に合格して本市職員に任用されれば、被任用者自身のインセンティブを昂揚させることが期待できるばかりではなく、被任用者による「知識・経験の継承」を通して本市の図書館サービス品質を維持・向上することにつながる。	秋元英輔

番号	媒体	意見	名前
19	意見書	<p>「ICT化が困難」であること及び「職員に求められる資質」が「コミュニケーション」である。そして、「社会教育に関わってきた市民や地域人材との関係」の維持・確保について「会議」席上において複数の委員から指摘がなされた。「社会教育に関わってきた市民や地域人材との関係」維持・確保に関連する「職員育成」への対応策として、「本市OB司書による指導、A.一週一回程度の館内巡回指導、B.月一回程度の職員向け研修（徹底した資料案内及び資料の収集・提供等並びにカウンターやフロアに直接地域住民に向き合うことによる総合的な図書館サービスの重要性に関する研修）」を改めて提言するものである。豊富な知識と経験に裏打ちされた本市OB司書による指導により「職員の意識」が改善され、職員全員において「知識・経験の継承」、「市民や地域人材との関係」維持・確保が可能となれば、「市民にとって役立つ、地域の中で頼れる【知と情報の拠点】」という基本理念の具現化にも連なる。なお、OB司書による「職員育成」具体例である兵庫県三木市立図書館の事例は直営館下におけるOB司書登用であるが、指定管理者制度下における本市OB司書登用も直営館下と同等もしくはそれ以上の「知識・経験の継承」を期待し得るものである。</p>	秋元英輔
20	意見書	<p>◎地域づくりに向けて  （22年前に私たちが子育ての活動を始めた頃、他区で活動していた先輩母に、相談に乗っていただいたり問題解決のための具体的なアイデアをいただいたりと助けていただきました。その後、彼女自身は市民館の職員にいろんな相談に乗ってもらったことで活動の幅を広げることができたのだと知りました。まさに20年前にスパイラルアップを生み出したのは市民館職員だったと今回改めて気づかされました。）  20年前とは状況が違う中、指定管理制度に移行する新しい時代の市民館で、スパイラルアップのために最低限必要なこと…  * 提案型の企画募集  * コーディネーター職員（企画への応募者だけでなく、日常的な来訪者の声を聞き取りながら、必要に応じて助言したり既存団体や活動等につなげたりする）  * 企画側スタッフのための会議スペースの提供  * コピー機や印刷機の提供（利用希望者の活動について丁寧に聞き取り、団体登録をサポート）  * 広報面での協力</p>	河村麻莉子
21	意見書	<p>◎今後の市民館・図書館の機能・役割について（今後の図書館の機能・役割について）  書庫の収蔵能力には限界があるため、蔵書の管理について、除籍基準や保存方針の明文化を行った上で、蔵書評価や除籍を誰が行うのか決めておく必要がある。  また育児中も仕事を持つ家庭が増え、本をAmazon等ネット購入する人も増えている。そのような人たちが図書館とつながるために、例えば家で不要になった本を図書館に寄付すると地域通貨が発行され、地域のお店でポイントを利用できるような仕組みがあるとよい。新刊本は高いポイントがつくようにすれば、予約待ち期間の減少につながる。  本の寄付で蔵書が増えた場合は、蔵書を地域の理髪店や小児科、医院、子ども関連の施設やお店などにも団体貸出する、不要になった蔵書を寄付できるようにするなど、地域内で本が循環するようになるとうい。</p>	河村麻莉子

番号	媒体	意見	名前
22	意見書	<p>◎人材育成について  現在多くの市施設で「参加費を取る活動についてはチラシの配架をしてもらえない」という状況がある。非営利の活動でも受益者負担分の参加費を求める場合があるが、「川崎市主催や川崎市の後援がなければ置けない」「金額が書いてあるので置けない」などとチラシ配架を断られることが多く、活動を告知すること自体が難しい場合がある。  市民館・図書館としてどのような活動を応援してチラシ配架を認めるのか、指定管理者にも分かりやすいようにガイドライン等で示されているとよい。（スペースの問題で難しいのであれば、子育てアプリやイベントアプリでの配信を案内するなども含め。）  また地域活動や非営利活動についての研修や学習会を、指定管理職員が定期的に受けられるとよいと思う。</p>	河村麻莉子
23	意見書	<p>市民館・図書館を、今利用していない人たちにも利用してもらうためには、空間デザインの力も必要だと思います。  稼働率の低いお部屋を別の目的に利用できるようにしたり、ニーズに合ったスペースを新たに作ったり…。設計士さんの力を借りてリニューアルしてから、もしくはリニューアル提案も含めて、指定管理事業者に引き継ぐことができればよいのではないかと、思いました。</p>	河村麻莉子
24	第2回定例会	<p>前回実効性という言葉が出ていたが、スピード感を持ってやっていかなければいけないと思う。人材育成について金丸委員から出ていたが、すでに資料2-1の4ページに人材育成について書いてくれているが、教育、社会教育が一番大事なのは人であるので、市民の学び愛については職員の方がしっかり支えていくという意味では、2ページの5番で勉強会ということが記載されているが、もっと踏み込んでいただけたらと思う。具体的には資料2-2で、2, 10, 38, 60, 72, 133番などで、複数の委員から指定管理の職員の方の資質を高めるとか、書いていただいている。学校教育の教員というのは研究と修養で自信を高めるというのが法的にも保証されているが、社会教育でもより重要であろうと、今、資料2-1の5番では公共の社会教育施設としての機能を高めるしくみとなっているが、前段階として施設運営を担うために資質能力を高め、市民とかかわるのだと、実際に市民と接する職員の方が生き生きと働いていただいて、それが市民のためにもなるというそんなところまで踏み込んでいただけるとありがたいのかなと。</p>	丹間康仁

番号	媒体	意見	名前
25	意見書	1) 議長名で提言することを第1回定例会では確認していない。教育委員会の諮問に応じて意見を出すことは社会教育委員会の責務であるが、社会教育委員への事前の説明なくして第2回定例会において突然、提言案が出てくるプロセスについて教えてほしい。そもそも今回は教育委員会側からの諮問があったという理解でいいのか。議長はなぜ事前に提言を議長名で出したいと事前に社会教育委員に諮らなかったのか。諮らないでいいと考えたのであれば、その判断の根拠を教えてほしい。	和田悠
26	意見書	2) 「今後の市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」の検討について、「政策調整会議や教育委員会会議など、必要なプロセスを経て、市としての意思決定をしたものと考えられます」とある。「考えられます」という曖昧な表現にしているのはなぜなのか。必要なプロセスを踏んで市としての意思決定をしたものだと判断するのであれば断定すべきである。なお、私の145、147の意見に対して川崎市の社会教育委員会からの返答がある。そこでは市民意見を聴取している事実も書かれている。市としての意思決定がどのようなものであったのかをしっかりと社会教育委員会として確認し、それが正当なものであるならば、それを追認することが必要にもかかわらず、この点についての記述が浅く、しかも「考えられます」という仕方でお茶を濁すのは、社会教育委員会の品位に関わる。反対意見も根強くあるが、必要な合意形成へのプロセスを市が踏んでいると議長が、社会教育委員会会議が判断しているのであれば、そう書くべきであり、その際に判断の根拠について明確かつ詳細に書き込むことが必要である。	和田悠
27	意見書	3) 「既に決定された導入の方向性を指摘する委員からの御意見・御指摘も根強く、社会教育委員会議の教育行政における位置づけに改善の余地があったことは否めません」とあるが、これも曖昧な書き方であり、社会教育委員会全体の意向を反映しきれていない。指定管理者制度に対して否定的な見解や問題視する意見も根強くあると書き込むべきではないか。 また、①既に決定された導入の方向性を指摘する委員からの御意見・御指摘も根強いことと、②社会教育委員会議の教育行政における位置づけに改善の余地があったことは、基本的に別の事柄である。社会教育委員会議の教育行政における位置づけに問題があるから、既に決定された導入の方向性を指摘する委員からの御意見・御指摘が根強いわけではない。指定管理者制度導入に対しての否定的ないし問題視する意見が根強くあることは事実としてしっかりと認めた方がいい。曖昧にしない方がいい。それとは別に、これまでの社会教育委員会のあり方に問題があったとすれば、そのことをそのこととして問題にすべきだ。	和田悠



番号	媒体	意見	名前
28	意見書	4) 「社会教育委員会議の教育行政における位置づけに改善の余地があったことは否めません」とあるが、具体的にどのような改善点があるとの認識しているのか、それを教えてほしい。この点についても社会教育委員会議で十分な議論を尽くしていない。そうであるにもかかわらず、この文章が提言に盛り込まれることは承服し難い。したがって、「社会教育行政の進め方とへの意見として受け止めて頂きたいです」との記述もその意味内容が判然としない。社会教育行政の進め方の何が問題であると議長は捉えているのか、どうそれを改善すべきかについても見通しもあるならば示してほしい。	和田悠
29	意見書	5) 翻って「社会教育委員会議としても会議の在り方を改善し」、とあるが、議長は会議の在り方の何が問題であると指摘しているが、改善点を指摘するのに必要なプロセスを踏んだのかどうか。それを明らかにしてほしい。判断の根拠を示してほしい。	和田悠
30	意見書	6) 『平成26年度・27年度 川崎市社会教育委員会会議研究報告書』で指定管理制度について当面の導入の必要性はないとしている。社会教育委員会議の継続性の観点から、今回の提言とこの研究報告書との関係について明確にすべきである。研究報告書の結論とは違う提言を行うのであれば、その経緯について提言のなかで説明する必要がある。	和田悠
31	意見書	1) 「さて、」で始まっているが、この接続詞は、前の内容を軽く区切って、新しい内容を述べたい場合に使うものである。前文を踏まえて、具体的な提言がなされなければ、前文の意味もない。提言を支える前提としての前文という位置づけではないのか。この点についての見解を求めたい。	和田悠
32	意見書	2) 市民館・図書館の管理・運営の考え方について、「社会教育法に則る」という文言を加えてほしい。指定管理者制度を導入するのであれば、なおさら、社会教育行政の基本的な指針は社会教育法に求められるべきことを明確にしておきたい。	和田悠

番号	媒体	意見	名前
33	意見書	3) 指定管理者制度を導入した結果、社会教育の質が必ずしも向上しなかった、ないしは悪化した場合には、従来の直営方式に戻すことも検討すること明記してほしい。	和田悠
34	意見書	4) 「社会教育委員からの御意見要旨」に関しては、多様な意見がランダムに入っており、理念的なものから具体的なものまで意見の階層もバラバラである。これでは今後の市民館・図書館運営や事業展開の参考にはならない。今回の提言では、指定管理制度を導入するのであればという前提で、こういう点に導入にあたっては留意してほしいと、おおよその方向を伝えることとし、詳細は別途、社会教育委員会で十分に議論し、追加として具体的な提言をあげるほうがいいのではないだろうか。指定管理者制度の導入ということで社会教育委員会がそれを承認するのであれば、より良い指定管理者制度のための意見や提言を社会教育委員会が調査研究するプロセスが必要になってくるのではないだろうか。	和田悠
35	意見書	最後に今後の社会教育委員会の運営の方法について申し添える。教育委員会と社会教育委員会議の間に十分な意思疎通や連携が必要なことは言うまでもない。他方で、市民の集まりである社会教育委員会議は、社会教育行政に従属するものではなく、異議申し立ても含めて、社会教育行政に対して意見や提言する会議である。それゆえ、教育委員会と社会教育委員会議の間に一定の緊張感が必要であり、完全に一体的になってしまえば、社会教育委員会議の存在意義は見えなくなる。 社会教育委員会議は教育委員会からの諮問をしっかりと受け止め、実質的な議論をすることで、川崎の社会教育行政に市民の声を反映させて、社会教育行政を自治的に運営することに対して責任を果たす必要がある。その点で議長は徹底的にフェアな議事運営を心がける必要がある。今回の提言の提出や会議の取りまとめ方について、いささか性急で乱暴だと考える。指定管理者制度の導入を市が検討しているからこそ、また私には議長はその点について強力な推進派であるとみえるが、そうであればなおさら丁寧な説明（会議の事前事後を含む）と議事進行を心がけてほしい。	和田悠

「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び  
「（仮称）川崎市民館・労働会館の管理・運営の考え方（案）」策定までの経過

令和元年

● 『『今後の市民館・図書館のあり方』に関する基本的な考え方』

- 6月21日 令和元年度第2回川崎市社会教育委員会議 定例会にて報告
- 10月3日 令和元年度第5回川崎市社会教育委員会議 定例会にて報告
- 11月13日～12月23日 かわさき市民アンケート
- 11月22日 令和元年度第6回川崎市社会教育委員会議 定例会にて市民意見聴取の取組について報告
- 12月1～22日 図書館に関する市民意見聴取（アイディアミーティング）

令和2年

● 『『今後の市民館・図書館のあり方』に関する基本的な考え方』

- 1月30日 令和元年度第7回川崎市社会教育委員会議定例会にて検討状況の報告
- 2月6日 基本的な考え方 政策・調整会議（庁内）
- 2月6日 基本的な考え方 教育委員会会議にて決定
- 2月14日 基本的な考え方 市議会文教委員会にて報告
- 2月18日 基本的な考え方 令和元年度第8回川崎市社会教育委員会議定例会にて報告
- 6月16日～7月28日 基本的な考え方 各専門部会説明
- 6月25日 基本的な考え方 令和2年度第1回社会教育委員会議定例会にて検討状況について報告

● 『『今後の市民館・図書館のあり方』に関する中間とりまとめ』

- 7月17日～31日 市民館に関する市民意見聴取（グループヒアリング）
- 8月23日 市民館に関する市民意見聴取（市民館フォーラム）
- 8月3日～9月4日 図書館のあり方に関する懇談会
- 11月10日 中間とりまとめ 政策・調整会議（庁内）
- 11月10日 中間とりまとめ 教育委員会会議にて決定
- 11月12日 中間とりまとめ 市議会文教委員会にて報告
- 11月17日 中間とりまとめ 令和2年度川崎市社会教育委員会議臨時会にて説明
- 11月～ 中間取りまとめ 各団体説明
- 12月3日 図書館のあり方に関する懇談会
- 12月3日～12月11日 中間取りまとめ 各専門部会説明

## 令和3年

### ●「今後の市民館・図書館のあり方」

- 1月20日 あり方（案） 政策・調整会議（庁内）
- 1月26日 あり方（案） 教育委員会会議にて決定
- 1月28日 あり方（案） 市議会文教委員会にて報告
- 1月29日～3月1日 パブリックコメントの実施
- 3月23日 あり方 教育委員会会議にて決定
- 3月29日 あり方 政策・調整会議（庁内）
- 4月28日 あり方 市議会文教委員会にて報告
- 4月28日 令和2年度第9回川崎市社会教育委員会議定例会にてパブリックコメント結果報告

### ●（仮称）川崎市民館・労働会館関係

- 2月24日 令和2年度川崎市社会教育委員会議 第7回定例会にて川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画について資料提供
- 6月～7月 （仮称）川崎市民館・労働会館、新しい宮前市民館・図書館のサウンディング型市場調査の実施
- 7月～11月 （仮称）川崎市民館・労働会館ワークショップ
- 11月～12月 （仮称）川崎市民館・労働会館オープンハウス型説明会

## 令和4年

### ●「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「（仮称）川崎市民館・労働会館の管理・運営の考え方（案）」に関する中間とりまとめ

- 1月25日 中間取りまとめ 教育委員会会議にて決定
- 1月27日 中間取りまとめ 市議会文教委員会・総務委員会にて報告
- 2月～ 中間取りまとめ 各団体説明
- 2月4日 中間とりまとめ 令和3年度川崎市社会教育委員会議 第6回定例会にて報告

### ●「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」及び「（仮称）川崎市民館・労働会館の管理・運営の考え方（案）」

- 4月22日 民間活用調整委員会（庁内） 指定管理者制度導入の適否を判断
- 4月28日 民間活用事業者選定評価委員会（外部有識者） 指定管理者制度導入の適否を判断
- 5月24日 考え方（案） 政策・調整会議（庁内）
- 5月24日 考え方（案） 教育委員会会議にて決定
- 5月26日 考え方（案） 市議会文教委員会にて報告
- 5月27日 考え方（案） 市議会総務委員会にて報告
- 6月1日～30日 パブリックコメントの実施
- 6月～ 考え方（案） 各団体説明
- 6月6日 考え方（案） 令和4度第1回川崎市社会教育委員会議 定例会にて報告・協議